参考資料１

「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準・手続等について

平成３０年３月６日

「高校生のための学びの基礎診断」検討ワーキング・グループ

目次

はじめに

Ⅰ.「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準・手続等
　１．趣旨・目的
　２．枠組み概要
　３．活用の基本的な考え方
　４．認定基準等
　　（１）認定基準
　　①出題に関すること
　　②結果提供に関すること
　　③運営その他に関すること
　　（２）認定後の遵守事項
　　（３）認定の効果
　５．認定に関する手続
　　（１）申請
　　（２）審査
　　（３）認定・情報提供
　　（４）認定後の手続
　　①事業概要報告
　　②変更・廃止に関する届出

Ⅱ．高校生の基礎学力の定着に向けたＰＤＣＡサイクル構築のための測定ツールの効果的な選択・活用
　１．基礎診断の具体的な活用方法
　２．基礎診断以外の測定ツールを含む多様な測定ツールの効果的な選択・活用

Ⅲ．基礎診断に望まれる事項

別添１　「高校生のための学びの基礎診断」認定申請書（様式１～５）
別添２　「高校生のための学びの基礎診断」事業概要報告書（様式６）
別添３　「高校生のための学びの基礎診断」変更届（様式７）
別添４　「高校生のための学びの基礎診断」廃止届（様式８）
「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準・手続等について（概要）
参考資料
「高校生のための学びの基礎診断」実施方針（平成２９年７月１３日）
審議経過
委員名簿

はじめに

高等学校については、進学率の高まりとともに、生徒の興味・関心、能力・適性等の多様化に対応して、教育内容の多様化が進められてきた一方で、学習意欲が低い者を含め、基礎学力が不足している者も見られ、また、大学入学者選抜機能の低下も進むなどの状況も重なり、全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力を確実に育み、生徒の学習意欲の喚起、学習改善を図ることが課題として認識されている。

このような背景の下、高大接続システム改革会議の「最終報告」で提言された「高等学校基礎学力テスト（仮称）」については、有識者による検討・準備グループにおける検討や実践研究校の協力を得て実施された試行調査の成果等を踏まえ、平成 29 年 7 月 13 日に、名称も新たに「高校生のための学びの基礎診断」（以下「基礎診断」という。）として実施方針が示された。

本ワーキング・グループでは、この実施方針に基づき、基礎診断の制度設計等について専門的な検討を重ね、以下に示すように、その内容を取りまとめた。

具体的には、３部構成として、

・「Ⅰ.「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準・手続等」においては、基礎診断の制度趣旨や認定基準・手続等の制度面について記載するとともに、

・「Ⅱ．高校生の基礎学力の定着に向けたＰＤＣＡサイクル構築のための測定ツールの効果的な選択・活用」においては、基礎診断等及びその結果の効果的な選択・活用の考え方を示し、

・「Ⅲ．基礎診断に望まれる事項」においては、運用開始当初から基礎診断を開発・提供する民間事業者等に向けた望まれる事項や今後の発展的な改善を視野に入れた国としての将来的な検討課題などを項目ごとに整理したものである。

Ⅰ.「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準・手続等

１．趣旨・目的

平成 29 年 7 月 13 日に文部科学省が公表した「高校生のための学びの基礎診断」実施方針（以下「実施方針」という。）に基づき、義務教育段階の学習内容を含めた高校生に求められる基礎学力の確実な習得とそれによる高校生の学習意欲の喚起を図るため、基礎診断の仕組みを創設することにより、高校生の基礎学力の定着に向けたＰＤＣＡサイクルの取組を促進し、もって高等学校教育の質の確保・向上に資する。

２．枠組み概要

基礎診断は、高等学校段階における生徒の基礎学力の定着度合いを測定する民間の試験等（以下「測定ツール」という。）を文部科学省が一定の要件に適合するものとして認定する仕組みである。

３．活用の基本的な考え方

基礎診断は、高等学校における多様な学習成果を測定するツールの一つであり、民間事業者等から高等学校の実態に応じて選択可能な多様な測定ツールが開発・提供され、その利活用が促進されることが期待される。

基礎診断の結果は、学習成果や課題を把握することにより、生徒自身の学習改善や教師による指導の工夫・充実、学校における成績評価の材料の一つ[1]などに活用されることを基本とする。

４．認定基準等

測定ツールを基礎診断として認定する際の基準及び民間事業者等が認定後に遵守すべき事項（これらを「認定要件」という。）並びに認定の効果は、以下のとおりである。

（1）認定基準

[1] 基礎診断により測定できる学力は、多様な資質・能力の一側面であることから、その結果をもって直ちに生徒の成績評価を行うことは想定しておらず、あくまで、生徒の基礎学力の習得を促すために、定着度合いを把握する一つの目安として活用されることを前提としている。その上で、基礎診断の結果を成績評価の材料の一つとして用いるに当たっては、利用する学校の教育目標や評価方針に照らし、生徒の資質・能力のどの部分を評価するために用いるのか、また、定着度合いの目標をどこに設定して評価しようとしているのか等を明確にしておく必要がある。

①出題に関すること

- 学習指導要領を踏まえた出題の基本方針を定め、当該方針に基づき問題が設計されていること。
- 対象教科は国語、数学又は英語とし[2]、共通必履修科目を中心に出題すること、義務教育段階の内容を含むことを明らかにしていること。ただし、義務教育段階の学習内容の定着度合いを測定することを重視することを明らかにしている測定ツールについて共通必履修科目からの出題を少なく設定すること、あるいは、学習進度に配慮して出題範囲を設定する場合において、受検時期に応じて共通必履修科目からの出題を少なく設定し、又は義務教育段階の内容を含まない設定とすることは、差し支えない。
- 主として知識・技能を問う問題に加え、主として思考力・判断力・表現力等を問う問題を出題することを明らかにしていること。
- 主として思考力・判断力・表現力等を問う問題として、一定数の文字や数式等を記述させる記述式問題を出題することを明らかにしていること。
- 英語は「聞く」「読む」「話す」「書く」の４技能を測定することを明らかにしていること。ただし、国語、数学及び英語の３教科セットの測定ツールにおける英語の「話す」技能については、2021 年度までの間に利活用されるものに限り、測定することに代えて問題、解答例及び採点基準を提供することとしても差し支えない[3]。

---

[2] 単教科、２教科（国語・数学・英語の中から任意の２教科の組み合わせ）又は３教科で構成される測定ツールのことを指す。複数の教科で構成される測定ツールについて、そのうちの一部の教科のみを対象として認定の申請を行うことも可能。

[3] 国語、数学及び英語の３教科セットの測定ツールについても、英語４技能のバランスのとれた育成・評価を促進する観点からは、本来の４技能測定の機能が具備されることが望まれ、それに向けた「話す」技能測定に関する技術開発や環境整備の進展も期待される。また、「話す」技能測定の機能が具備されていない場合においても、学校におけるスピーキング試験の実効性を高める観点からは、問題、解答例及び採点基準に留まらず、実施マニュアル（試験の運営例など）、得点ごとの応答例、採点研修用ツール等が提供されることが望ましい。これらを活用して学校等で実施・採点を行うことにより、求められる英語４技能のバランスのとれた育成・評価に資することとなるが、学校等で採点した結果を事後の学習改善や教師による指導の工夫・充実により生かすことのできるよう、その結果を集計・分析するサービス等が提供されることも効果的である。
（Ｐ．10（３教科セットの測定ツールにおける英語の「話す」技能の扱い）参照）

②結果提供に関すること

- 学習指導要領に示す目標に照らした定着度合いの測定を通じて学習の成果や課題が確認でき、事後の学習改善や教師による指導の工夫・充実に資する結果提供がなされることを明らかにしていること。
- 試験等の結果（正答状況やスコア等）に対する全体及び領域等毎の評価（ルーブリックに基づく段階表示をはじめとした「～できる」の記述文による評価など）の考え方と分析の手法を明らかにしていること。

③運営その他に関すること

- 学校において実施可能で、学校にとって過度な負担が掛からない方法で実施されるものであること。
- 学校等が測定ツールを選択するのに必要な情報や選択に資する情報[4]が開示されていること。
- その他実施内容に関し特に著しく不適切と認められる内容が存在しないこと。

（２）認定後の遵守事項

- 認定を受けた年度の次年度以降毎年度の事業概要を文部科学省に報告すること。
- 実施内容に変更が生じる場合又は認定された測定ツールを廃止しようとする場合に必要な届出を文部科学省に提出すること。
- 受検した学校等の同意なく、試験等の結果の順位を示すなど生徒・学校・都道府県等の間で比較できるような情報を公表し、又は第三者に提供しないこと。

（３）認定の効果

認定の有効期間は、認定したときから３年後の年度末までとし、認定要件を欠くことや欠くおそれがあることが判明した場合は、必要に応じて５．（２）に示す審査会を経て、認定を取り消す。

なお、基礎診断の認定は、それ自体が法的効果を伴うものではなく、認定基準への適合性を確認したという性質のものである。

５．認定に関する手続

基礎診断の認定に当たっては、以下に示すように、測定ツールを提供する民

[4] 出題や結果提供、運営に関する情報のほか、障害のある受検者等への配慮、事前／事後学習教材や学習状況等のアンケートの有無・内容などの情報。

間事業者等からの申請に基づき、認定基準に適合することを審査した上で認定し、教育委員会等に対し情報提供を行う。

（１）申請

認定を受けようとする民間事業者等は、認定を受けようとする年度の６月末までに、様式１～５の申請書（別添１参照）に必要事項を記載の上、文部科学省に提出する。

申請に当たっては、複数の教科で構成される測定ツールや学習進度によって各回の出題範囲が異なる一連の測定ツールについては、原則、それぞれまとめて１件として申請する[5]。

（２）審査

文部科学省は、申請内容が認定基準に適合しているかどうかについて、有識者で構成される審査会の審査に付し、その結果に基づき、認定又は不認定を決定する。標準審査期間は概ね３か月程度とする。

①審査員による分担審査

審査は、申請された測定ツールごとに、文部科学省において形式的要件を確認の上、文部科学省が委嘱する教科教育の専門家、高等学校教育関係者、試験運営の専門家、テスト理論・教育測定の専門家等の有識者で構成される審査員が分担して行う。

分担審査では、原則、審査員と申請を行った民間事業者等（以下「申請者」という。）との間で書面を通じた申請内容の確認を行い、必要に応じてヒアリング等も実施する。審査において、申請内容に関する懸念事項や更なる改善が望まれる事項等が生じた場合は、その内容を指摘事項の案として取りまとめる。

②審査会による全体審査

分担審査の後に、分担審査を行った審査員全員及びその他の有識者により構成される審査会を開催し、申請のあった測定ツール全てについて全体審査を行い、認定又は不認定を決定する。認定する場合において、申請内容に関する懸念事項や更なる改善が望まれる事項等がある場合は、その内容を指摘事項として決定する。なお、複数の教科で構成される測定ツールについては、一部の教科のみを対象に認定することもあり得る。

---

[5] 複数の教科で構成される測定ツールについて、そのうちの一部の教科のみを対象として認定の申請を行うことも可能（再掲）。

（３）認定・情報提供

①認定

審査会による全体審査を経て認定された測定ツール（以下「認定ツール」という。）については、文部科学省が申請者に対しその旨を通知するとともに、審査会の指摘事項がある場合はこれも併せて通知する。

認定されなかった測定ツールについては、理由とともにその旨を申請者に通知する。

②情報提供

認定ツールについては、文部科学省ホームページで認定ツールの一覧として公表する。公表に当たっては、認定ツールの名称、対象教科、概要などの基本情報のほか、申請内容や審査会の指摘事項についても情報提供を行う。教育委員会等に対しても、文部科学省から基礎診断の趣旨の周知と併せて上記内容を通知する。

（４）認定後の手続

①事業概要報告

認定ツールを提供する民間事業者等は、認定を受けた年度の次年度以降毎年度終了後６月末までに、様式６による事業概要報告（別添２参照）を文部科学省に提出する。

②変更・廃止に関する届出

認定ツールを提供する民間事業者等は、認定ツールの実施内容に変更が生じる場合又は認定ツールを廃止しようとする場合は、あらかじめ、それぞれ様式７による変更届（別添３参照）又は様式８による廃止届（別添４参照）を文部科学省に提出する。

Ⅱ．高校生の基礎学力の定着に向けたＰＤＣＡサイクル構築のための測定ツールの効果的な選択・活用

１．基礎診断の具体的な活用方法

基礎診断及びその結果の活用の基本的な考え方は、Ⅰ．３．のとおりであるが、具体的な活用に当たっては、以下の点を踏まえることが重要である。

○　各学校においては、生徒の実態等を踏まえて教育目標を設定し、その実現を目指して各教科・科目等を選択し、教育課程を編成する上で、生徒に身に付けさせたい学力の水準やその把握方法を設定することが望まれるが、これらを通して育成しようとする資質・能力を測定するのにふさわしい認定ツールを選択・活用することが重要である。その際、それぞれの認定ツールの出題の設計図に当たる「測定しようとする資質・能力の具体的内容」（別添１の様式４参照）の情報を基に、自らの学校の実情等に相応した認定ツールを選択することが効果的である。また、各学校においては、当該情報を参照して、教育目標や学習到達目標を設定したり、見直したりすることも効果的であると考えられる。

○　基礎診断の結果については、Ⅰ．３．に示すとおり、学習成果や課題を把握することにより、生徒自身の学習改善や教師による指導の工夫・充実、学校における成績評価の材料の一つ[6]などに活用するほか、例えば、次のような活用が考えられる。

（生徒）

・　診断結果から自らの強みと弱みを理解し、効果的に学習に取り組むことが可能となるとともに、学習の成果や達成感を実感することで、自己肯定感・自己有用感を高めたり、教師による指導と相まって、学習への動機づけとして活用したりすること

（学校）

・　学習成果や課題を分析した結果を基に学年全体としての対応策を検討し、受検した生徒達に対する進級後の学年における対応や、受検後に新たに入学・進級してくる生徒達への対応として、次年度の教育課程や指導計画、指導方法などに反映させること

（教育委員会等）

・　基礎学力定着に向けた基本方針等を企画・立案したり、教職員定数の配

[6]　Ｐ．２の脚注１と同様。

分や補習指導員の配置などの生徒の学習状況等を踏まえた人材配置や、基礎学力向上に取り組む重点校の指定、重点的に取り組む課題の設定などを行ったりするための判断材料の一つとすること

なお、基礎診断の結果については、高等学校生徒指導要録における総合所見及び指導上参考となる諸事項として記録することが想定される。

２．基礎診断以外の測定ツールを含む多様な測定ツールの効果的な選択・活用

認定ツールの活用に当たっては、学校の実情等により、教科ごとに複数の認定ツールを組み合わせたり、複数の認定ツールを目的に応じてそれぞれ特定の時期・回数で実施したりするなど、必要に応じて複数の認定ツールを組み合わせつつ、活用することが考えられる。

また、認定ツールとあわせて、多面的な評価を推進する観点から、地方公共団体が施策として実施する学力調査や校長会等が実施する農業、工業、商業等の検定試験、その他の各種検定試験等を含めた多様な学習成果を測定するツールについて、必要に応じてこれらを組み合わせながら活用していくことが期待される。

Ⅲ．基礎診断に望まれる事項

実施方針にも示されているとおり、基礎診断の制度については、運用開始から３年経過後を目途に文部科学省において実施状況について検証を行い、その結果に基づき、2022 年度から実施される予定の次期高等学校学習指導要領への対応等の必要な措置を講じることとしている。このことも踏まえ、今後、本制度の定着を図りつつ、望ましい姿に近づくよう発展的に改善していくことを視野に、文部科学省において継続的に実施状況のフォローアップ・検証を行い、必要な制度の見直しを行っていくことが期待される。

本ワーキング・グループでは、基礎診断として認定を受ける測定ツールや基礎診断制度自体の望ましい在り方についても議論を行い、高大接続システム改革会議最終報告（平成 28 年３月）や高等学校基礎学力テスト（仮称）検討・準備グループの論点整理（平成 29 年３月）において示された内容も踏まえつつ、特に基礎診断に対して望まれる事項を以下のとおり取りまとめた。

国及び関係者においては、これらの事項を十分考慮し、制度の運用や改善、測定ツールの開発・改良並びに利活用に取り組むことが期待される。

（名称）

本制度の名称を決めるにあたり、受検者を選抜するという印象を与える「テスト」ではなく、基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起という制度の趣旨・目的が正しく理解されるようにする観点から、「高校生のための学びの基礎診断」という名称となったことに鑑み、基礎診断として認定を受けるそれぞれの測定ツールの名称についても、その趣旨を踏まえたものとなることが望ましい。

（効果的な結果提供）

基礎診断については、「診断」という名のとおり、診断の結果として処方されるフィードバックがいかに有効かつ充実した内容となっているかが重要である。このため、基礎診断として認定を受ける測定ツールを開発・提供する民間事業者等においては、診断結果によって学習の成果や課題が確認でき、事後の学習改善や教師による指導の工夫・充実に資するよう、試験等の結果（正答状況やスコア等）や全体及び領域等毎の評価（ルーブリックに基づく段階表示をはじめとした「～できる」の記述文による評価など）に加え、特に、誤答類型に基づいたアドバイスや復習問題の提供、分析会の実施など、きめ細かな情報提供がなされることが望ましい。

また、基礎学力定着に向けたＰＤＣＡサイクル構築をはじめとしたカリ

キュラム・マネジメントの実効性を高める観点から、受検した生徒個人のみならず、学校や教育委員会等に対しても、学級・学年全体の平均点、得点分布、課題が多く見られた分野、経年変化など、学校等のこれまでの取組の成果・課題の把握や今後向かうべき方向性等の検討に資する情報が提供されることが望まれる。

（３教科セットの測定ツールにおける英語の「話す」技能の扱い）

2021 年度までの間の国語、数学及び英語の３教科セットの測定ツールにおける英語の「話す」技能に関しては、測定することに代えて問題、解答例及び採点基準を提供することとしても差し支えないこととしているが、英語４技能のバランスのとれた育成・評価を促進する観点からは、本来の４技能測定の機能が具備されることが望まれ、それに向けた「話す」技能測定に関する技術開発や環境整備の進展も期待される。

また、「話す」技能測定の機能が具備されていない場合においても、学校におけるスピーキング試験の実効性を高める観点からは、問題、解答例及び採点基準に留まらず、実施マニュアル（試験の運営例など）、得点ごとの応答例、採点研修用ツール等が提供されることが望ましい。これらを活用して学校等で実施・採点を行うことにより、求められる英語４技能のバランスのとれた育成・評価に資することとなるが、学校等で採点した結果を事後の学習改善や教師による指導の工夫・充実により生かすことのできるよう、その結果を集計・分析するサービス等が提供されることも効果的である。

（多様なレベルの問題セット）

高等学校における多様な学習状況や学習ニーズの多様化を踏まえ、高等学校の実態に応じて選択できるよう、個々の民間事業者等や基礎診断制度全体において、難易度が異なる複数レベルの問題セットをはじめとした多様な測定ツールが開発・提供されることが望まれる。一つの民間事業者等が難易度の異なる複数レベルの問題セットを提供する場合には、それぞれの問題セットにおけるスコアや評価の考え方などの関係性を明らかにしておくことが望まれる。

（低廉な受検料）

できるだけ多くの生徒が受検しやすくなるよう、基礎診断として求められる要件や有することが望ましい機能とこれらに係る経費とのバランスを踏まえながら、受検料についてできるだけ低廉な価格設定に加え、経済的に困難な事情にある生徒への配慮などが望まれる。

さらに、基礎診断の結果が、受検者である生徒個人による学習成果や課題の把握を通じた学習改善のみならず、教師による指導の工夫・充実や、学校におけるＰＤＣＡサイクルの構築、教育委員会等による人材配置や予算措置を含めたカリキュラム・マネジメントにも活用されることに鑑みれば、国や地方公共団体による低所得世帯の生徒等への経済的支援も望まれる。

（ＣＢＴ・ＩＲＴの活用）

ＣＢＴ（Computer-Based Testing の略称。コンピュータ上で実施する試験）及びＩＲＴ[7]（Item Response Theory（項目反応理論）の略称）については、既に実用化されている例があり、また、同一試験時間内において、問題正答率に応じてそれ以降の問題の難易度を変えたりすることのできる適応型テストへの拡張ができ、受検者の学力の定着度合いをより正確に測定することが可能となるなど、多くの展開が想定される。こうしたことを踏まえ、国において基礎診断への実用可能性に関する継続的な研究・検討を行うとともに、民間事業者等においても学校での実施を念頭に置いた積極的な測定ツールの開発・提供が望まれる。

（異なる事業者の測定ツール間の難易度比較・共通尺度による評価）

英語の場合、ＣＥＦＲ（Common European Framework of Reference for Languages：Learning, teaching, assessment の略称。外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠）という共通枠組みにより、異なる測定ツール間の難易度を一定程度比較することができるが[8]、その他の教科についても何らかの方法で異なる測定ツール間の難易度を比較・対照できることが望ましい。

また、英語におけるＣＥＦＲの活用などを参考に、何らかの共通尺度の開発を通じて、試験等のスコアがどのような意味を持つのか、どのような能力レベルなのかについて一定程度の共通性を確保することが望まれる。

（対象教科・科目等の在り方）

---

[7] この理論を用いることによって複数回受検する場合に回ごとの試験問題の難易度の差による不公平を排除することが可能となる。なお、その導入のためには、事前に難易度推定のために全ての問題について予備調査をすることや多量に問題をストックすることが必要。（例 TOEFL、医療系大学間共用試験等）

[8] 比較可能とするための手続については、ＣＥＦＲ公式マニュアル「Manual for Language Test Development and Examining For use with the CEFR Produced by ALTE on behalf of the Language Policy Division, Council of Europe」を参照。（https://www.coe.int/t/dg4/linguistic/ManualLanguageTest-Alte2011_EN.pdf）

学校の実情等に応じた多様な測定ツールを充実させる観点から、国語、数学、英語に加え、将来的には、地理歴史、公民、理科その他の教科にも対象を広げていくことが望まれる。その際、2022 年度から実施される予定の次期高等学校学習指導要領への対応を踏まえつつ、対象となる科目や出題範囲を検討することが必要である。

（結果の副次的な利用）

基礎診断の結果の進学・就職等への活用など副次的な利用については、実施方針に基づき、本制度の着実な定着を図りつつ、高校生の学習意欲や進路実現への影響等に関するメリット及びデメリットを十分に吟味しながら、高等学校や大学等、民間事業者をはじめとする関係者の意見も踏まえ、具体的な検討を行うことが望まれる。

（調査研究の推進）

今後、学力の概念に関する社会情勢や国際情勢[9]も踏まえつつ、学力の三要素[10]を踏まえた資質・能力を総合的に育成する観点から、基礎診断の充実や高等学校における基礎学力定着の取組の充実に向けた調査研究を継続的に推進することが望まれる。

---

[9] 例えば、経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）では、単なる知識や技能ではなく、人が特定の状況の中で技能や態度を含む心理社会的な資源を引き出し、動員して、より複雑な需要に応じる能力として、キー・コンピテンシーの概念が提唱されており、「生徒の学習到達度調査（ＰＩＳＡ）」の概念枠組みの基本となっている。

[10] ここでの学力の三要素は、中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～全ての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～（答申）」（平成 26 年 12 月 22 日）における「知識・技能」、「知識・技能を活用して、自ら課題を発見しその解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力」及び「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）」を指す。

（様式１）

別添1

「高校生のための学びの基礎診断」への申請について

年　　月　　日

①事業者名						
②測定ツール名	※同一の測定ツール名で複数レベルの難易度等の測定ツールを提供する場合は、当該難易度等の名称も記載すること。 ※「高校生のための学びの基礎診断」の趣旨・目的を踏まえた名称とするよう配慮すること。					
③主な対象者	※対象学年や対象とする生徒の特性等、学校の選択に資する情報を記載すること。					
④対象教科	国語	数学	英語	⑤測定内容の区分	基本タイプ	標準タイプ
⑥申請する測定ツールの目的･概要						
⑦申請する測定ツールの特長･活用例等	※測定ツールの特長やＰＤＣＡサイクルの取組の促進に資する活用例等について、学校の選択に資する情報を記載すること。 ※問題セット全体が各回を通じて同一である場合はその旨を記載すること。					
⑧実施期間、年間実施回数	※新規に開発・提供する測定ツールであって、申請時点で未実施のものについては、受検申込み開始予定時期及び実施開始予定時期についてもあわせて記載すること（記載例：〇年〇月受検申込み開始予定、〇年〇月実施開始予定）。					
⑨実施方式（CBT/PBT）						
⑩試験時間（分）	国語	数学	英語			
⑪受検料						
⑫標準返却期間						
⑬URL（事業者のHPにおける測定ツール紹介）						

※「⑤測定内容の区分」については、「基本タイプ」（義務教育段階の学習内容の定着度合いを測定することを重視したタイプ）又は「標準タイプ」（高等学校段階の共通必履修科目の学習内容の定着度合いを測定することを重視したタイプ）のいずれか一つを選択すること。

事務担当者名		所属部署	
連絡先	（電話番号） （FAX） （E-mail）		
住所			

（様式２）

認定要件への適合性の申告内容について

事業者名:
測定ツール名:
対象教科:
測定内容の区分:

※「様式２」は対象教科毎・難易度等毎（同一の測定ツール名で複数レベルの難易度等の測定ツールを提供している場合）、測定内容の区分毎に作成すること。なお、複数教科で一つの測定ツールである場合であって、全教科共通の取扱いとしている事項については、全教科において回答するとともに、当該取扱いが全科目共通である旨を明記すること。

※同一の測定ツール名で複数レベルの難易度等の測定ツールを提供している場合は、当該難易度等の名称も記載すること。

※「高校生のための学びの基礎診断」として認定された測定ツールについては、原則として申告内容を全て公表することとしているが、情報の一部又は全部を公表することが困難な場合は、公表が困難である情報の内容及びその理由を記載すること。なお、申告内容を公表する主な目的は、学校等が各校の実状に応じて適切な測定ツールを選択し、効果的な活用を促進することであることに鑑み、公表する情報として、可能な限り具体的な内容を記載するよう努めること。

Ⅰ．出題に関すること

（1）出題の基本方針

※主な対象者、測定しようとする資質・能力（下記の記載例参照）、出題範囲、主として知識・技能を問う問題と主として思考力・判断力・表現力等を問う問題の出題方針、学習指導要領との対応、出題形式、難易度その他出題に関する事項の概略を記載すること。

※出題範囲については、共通必履修科目を中心に出題すること、義務教育段階の内容を含むことについて記載すること。ただし、義務教育段階の学習内容の定着度合いを測定することを重視することを明らかにしている測定ツールについて共通必履修科目からの出題を少なく設定すること、あるいは、学習進度に配慮して出題範囲を設定する場合において、受検時期に応じて共通必履修科目からの出題を少なく設定し、又は義務教育段階の内容を含まない設定とすることは、差し支えない。

＜「測定しようとする資質・能力」の記載例＞

国語：「話すこと・聞くこと」に関する資質・能力、「書くこと」に関する資質・能力、「読むこと」に関する資質・能力　等

数学：「数と式」に関する資質・能力、「図形と計量」に関する資質・能力、「二次関数」に関する資質・能力、「データ分析」に関する資質・能力　等

英語：「聞くこと」に関する資質・能力、「読むこと」に関する資質・能力、「話すこと」に関する資質・能力、「書くこと」に関する資質・能力　等

（2）構成等

※構成等について、下記２つの観点から記載すること。

①出題形式

※選択式、短答式、記述式のバランスについて記載すること。なお、出題形式の短答式、記述式とはそれぞれ以下のような内容を指す。

短答式：解答にあまり幅の出ない語句や短い文、数値、式などで解答するもの

記述式：自ら解答を考え、文又は文章で解答するもの（１つに限定される正答を書くのではなく、複数の選択肢や考え方、答え方があるものなどについて、自分の考えを明確に書くものを含む。）

※リスニング試験やスピーキング試験を実施する場合は、その旨や測定方法、活用する機器の種類等もあわせて記載すること。

②出題範囲
※高等学校段階の学習内容と義務教育段階の学習内容とのバランス、各領域のバランスについて記載すること。

(3)難易度設定の考え方・方法
※難易度設定にあたっての予備調査など具体的な方法も記載すること

(4)基礎学力の定着や学習意欲の喚起を図るための工夫
※日常的に触れる機会の多い素材を用いた問題作成、CBT 方式での動画や音声を用いて興味・関心を引き出す問題作成、進学後の学修や就職後の社会生活の場面を意識させる問題設定、義務教育レベルの問題から高校レベルの問題の体系的な出題など具体的な方法について記載すること。

(5)その他特長
※問題セット全体が各回を通じて同一である場合はその旨を記載すること。

Ⅱ．結果提供に関すること

(1)受検者個人への結果提供内容・方法
※結果提供項目を列挙すること。
※学習の成果や課題が確認でき、事後の学習改善に資する結果提供がなされることについて、結果提供の具体的な内容（全体及び領域等毎の評価（ルーブリックに基づく段階表示をはじめとした「～できる」の記述文による評価、課題が多く見られた分野、当該分野や誤答類型に基づいた学習のアドバイスや復習問題・講義動画など）や結果提供の具体的な方法（学校を通じた紙媒体による返却、受検者専用 web サイトを通じた電子データによる返却など）を記載すること。
※受検者本人に対し、学習意欲の喚起に資する情報提供の工夫がなされていることについて、具体的な内容（学力の伸びの提示など）を記載すること。
※帳票サンプルなど結果提供のイメージがしやすい書類を添付することが望ましい。

(2)学校等への結果提供内容・方法
※学校や教育委員会等への結果提供項目を列挙すること。
※学習の成果や課題が確認でき、事後の学習改善に資する結果提供がなされることについて、結果提供の具体的な内容（学級・学年別の概況・分析結果（平均点、得点分布、全体及び領域等毎の評価（ルーブリックに基づく段階表示をはじめとした「～できる」の記述文による評価など）の分布、課題が多く見られた分野、経年変化など）、課題が多く見られた分野や誤答類型に基づいた指導のアドバイスや復習問題・講義動画など）や結果提供の具体的な方法（紙媒体による返却、学校専用 web サイトを通じた電子データによる返却、加工可能な形での結果データの返却、結果に関する分析会の実施など）を記載すること。
※上記の他、学校としての指導の工夫・充実に資する情報提供の工夫がなされていることがある場合には、具体的な内容を記載すること。
※帳票サンプルなど結果提供のイメージがしやすい書類を添付することが望ましい。

(3)試験等の結果（正答状況やスコア等）に対する評価の考え方と分析の手法
※結果表示方法とその算出方法、評価の示し方とその分析手法（過去の成績との比較方法等）について、それぞれ具体的な内容を記載すること。

Ⅲ．運営に関すること

（1）問題の質を確保するための方法

※出題内容の妥当性（測定ツールが本来測ろうとしている受検者の特性を正確に測定しているかどうかという概念）・信頼性（測定対象が変化しない限り安定した測定結果が得られる度合い（測定の一貫性の度合い））の検証方法、作問の体制や方法など、具体的な内容を記載すること。

（2）学校における実施方法

※学校において実施可能で、学校にとって過度な負担が掛からない方法で実施されることについて、具体的な内容（実施支援体制（問い合わせ対応、トラブル対応等）など）を記載すること。

※学校の実状に応じて実施できる方法であることについて、具体的な内容（学校単位で受検できるか、教科単位で受検できるか、継続的に受検できるかなど）を記載すること。

※利用する学校において担うべき役割・作業等について、具体的な内容を記載すること。

（3）採点の方法と体制

※採点結果の信頼性向上の観点を含め、採点の方法と体制について記載すること（採点結果の信頼性向上に資する方策例：採点ガイドラインの作成、採点者の採用基準の明確化・研修の実施、採点プログラムの開発、複数の採点者によるダブルチェック、設問ごとの採点者の配置等）。

（4）情報管理体制

※情報セキュリティ・ポリシー、プライバシーマークなど情報管理体制の内容について記載すること。

Ⅳ．情報開示に関すること

※下記の「学校等が測定ツールを選択するのに資する情報」について具体的な内容を記載すること。

（1）障害のある受検者等への配慮

※視覚に関する配慮事項（点字問題冊子や拡大文字問題冊子の配布など）や聴覚に関する配慮事項（ヘッドホンの貸与、リスニング試験の音声スクリプトの配布など）等を設けている場合には、当該配慮事項の具体的な内容を記載すること。また、当該配慮事項が適用される受検者と適用されない受検者で結果提供の内容が異なる場合には、その旨もあわせて記載すること。

（2）事前／事後学習教材の有無、内容

（3）学習状況等のアンケートの有無、内容

（4）個人受検の可否

（5）問題内容の情報提供

※既出問題・サンプル問題や正答例・解説のホームページへの掲載や学校への配布等を行う場合には、その旨を記載すること。

（6）その他

※教育委員会等への情報提供に係る対応等、上記（１）～（５）以外の「学校等が測定ツールを選択するのに資する情報」について具体的な内容を記載すること。

（様式３）

認定要件への適合性を示す書類等一覧について

事業者名：
測定ツール名：
対象教科：
測定内容の区分：
※「様式３」は対象教科毎に作成すること。
※同一の測定ツール名で複数レベルの難易度等の測定ツールを提供する場合は、当該難易度等の名称も記載すること。
※提出書類は申請書とあわせて公表。

Ⅰ．出題に関すること

＜**提出任意**の書類等＞
※様式２における「Ⅰ．出題に関すること」の記載内容を補足する書類等がある場合に提出。
※どの認定基準の根拠等を示す提出書類であるかわかるよう、対応する認定基準をⅠ．（１）～（５）から選択すること。
（各番号と認定要件の対応関係については下記参照）

書類等の内容	書類等の名称	資料番号	対応する認定基準				
			Ⅰ.（1）	Ⅰ.（2）	Ⅰ.（3）	Ⅰ.（4）	Ⅰ.（5）

Ⅱ．結果提供に関すること

＜**提出任意**の書類等＞
※様式２における「Ⅰ．出題に関すること」の記載内容を補足する書類等がある場合に提出。
※どの認定基準の根拠等を示す提出書類であるかわかるよう、対応する認定基準をⅡ．（１）、（２）から選択すること。
（各番号と認定要件の対応関係については下記参照）

書類等の内容	書類等の名称	資料番号	対応する認定基準	
			Ⅱ.（1）	Ⅱ.（2）

Ⅲ．運営に関すること

＜**提出必須**の書類等＞

書類等の内容	書類等の名称	資料番号
実施要項（試験時間、実施方式、実施期間、受検料、標準返却期間等）		
学校用実施マニュアル		

＜**提出任意**の書類等＞
※様式２における「Ⅲ．運営に関すること」の記載内容を補足する書類等がある場合に提出。

書類等の内容	書類等の名称	資料番号

Ⅳ．情報開示に関すること

＜**提出任意**の書類等＞
※様式２における「Ⅳ．情報開示に関すること」の記載内容を補足する書類等がある場合に提出。

書類等の内容	書類等の名称	資料番号

＜「対応する認定基準」について＞

Ⅰ．出題に関すること

（１）学習指導要領を踏まえた出題の基本方針を定め、当該方針に基づき問題が設計されていること。

（２）対象教科は国語、数学又は英語とし、共通必履修科目を中心に出題すること、義務教育段階の内容を含むことを明らかにしていること。ただし、義務教育段階の学習内容の定着度合いを測定することを重視することを明らかにしている測定ツールについて共通必履修科目からの出題を少なく設定すること、あるいは、学習進度に配慮して出題範囲を設定する場合において、受検時期に応じて共通必履修科目からの出題を少なく設定し、又は義務教育段階の内容を含まない設定とすることは、差し支えない。

（３）主として知識・技能を問う問題に加え、主として思考力・判断力・表現力等を問う問題を出題することを明らかにしていること。

（４）主として思考力・判断力・表現力等を問う問題として、一定数の文字や数式等を記述させる記述式問題を出題することを明らかにしていること。

（５）英語は「聞く」「読む」「話す」「書く」の４技能を測定することを明らかにしていること。ただし、国語、数学及び英語の３教科セットの測定ツールにおける英語の「話す」技能については、2021年度までの間に利活用されるものに限り、測定することに代えて問題、解答例及び採点基準を提供することとしても差し支えない。

Ⅱ．結果提供に関すること

（１）学習指導要領に示す目標に照らした定着度合いの測定を通じて学習の成果や課題が確認でき、事後の学習改善や教師による指導の工夫・充実に資する結果提供がなされることを明らかにしていること。

（２）試験等の結果（正答状況やスコア等）に対する全体及び領域等毎の評価（ルーブリックに基づく段階表示をはじめとした「～できる」の記述文による評価など）の考え方と分析の手法を明らかにしていること。

（様式４）

測定しようとする資質・能力の具体的内容について

事業者名:
測定ツール名:
対象教科:
測定内容の区分:
※同一の測定ツール名で複数レベルの難易度等の測定ツールを提供する場合は、当該難易度等の名称も記載すること。

測定しようとする資質・能力の具体的内容	設問数、出題形式等	（参考）学習指導要領の関連項目	
		領域又は事項	科目名及び内容
※　測定しようとする資質・能力について、「～できる」の記述文で具体的に記載すること。 ※　義務教育段階の学習内容の定着度合いを測定しようとする場合にはその旨を記載すること。 ※　特にポイントとなる箇所に下線を付すこと。	【設問数】　問（程度） 【出題形式】 ※　選択式、短答式、記述式の別を記載すること。 ※　リスニング試験やスピーキング試験で測定する場合はその旨を記載すること。 ※　該当するサンプル問題がある場合は、その旨を記載すること。	※　右記の領域又は事項の名称を記載すること。	※　学習指導要領における関連項目を転記すること。義務教育段階の学習内容の定着度合いを測定する場合は、中学校学習指導要領等の関連項目を転記すること。 ※　高等学校学習指導要領と中学校学習指導要領等の双方に関連する場合は、双方の関連項目を転記すること。

※　原則、各回の測定ツールごとに作成すること。

※　出題形式の短答式、記述式とはそれぞれ以下のような内容を指す。

短答式：解答にあまり幅の出ない語句や短い文、数値、式などで解答するもの

記述式：自ら解答を考え、文又は文章で解答するもの（１つに限定される正答を書くのではなく、複数の選択肢や考え方、答え方があるものなどについて、自分の考えを明確に書くものを含む。）

（様式５）

サンプル問題について

事業者名：
測定ツール名：
対象教科：
測定内容の区分：
サンプル問題番号（大問番号）：
※同一の測定ツール名で複数レベルの難易度等の測定ツールを提供する場合は、当該難易度等の名称も記載すること。
※国語及び数学については、大問２題を提出すること。なお、主として思考力・判断力・表現力等を問う記述式問題を１題以上提出すること。
※英語については、大問２～４題（「聞く」「読む」「話す」「書く」の技能毎に小問１題以上）を提出すること。なお、主として思考力・判断力・表現力等を問う記述式問題を１題以上提出すること。

<table>
<tr><td>出題科目</td><td></td></tr>
<tr><td>出題のポイント</td><td></td></tr>
<tr><td>主として問う能力</td><td>
<table>
<tr><th>小問番号</th><th>知識・技能</th><th>思考力・判断力・表現力等</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
※該当するものに「○」を記入すること。
※小問を含まないものについては、小問番号は記載不要。
</td></tr>
<tr><td>出題形式</td><td>
<table>
<tr><th>小問番号</th><th>選択式</th><th>短答式</th><th>記述式</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
※該当するものに「○」を記入すること。
※小問を含まないものについては、小問番号は記載不要。
※短答式、記述式とはそれぞれ以下のような内容を指す。
短答式：解答にあまり幅の出ない語句や短い文、数値、式などで解答するもの
記述式：自ら解答を考え、文又は文章で解答するもの（１つに限定される正答を書くのではなく、複数の選択肢や考え方、答え方があるものなどについて、自分の考えを明確に書くものを含む。）
</td></tr>
<tr><td>主として問う技能（英語のみ）</td><td>
<table>
<tr><th>小問番号</th><th>聞く</th><th>読む</th><th>話す</th><th>書く</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
※該当するものに「○」を記入すること。
※小問を含まないものについては、小問番号は記載不要。
</td></tr>
<tr><td>サンプル問題</td><td></td></tr>
<tr><td>解答例</td><td>※記述式問題については、解答例に加え、正答条件等についても可能な限り記載すること。</td></tr>
<tr><td>（参考）学習指導要領の関連項目</td><td></td></tr>
</table>

別添２

（様式６）

年度事業概要報告書

年　月　日

事業者名:
測定ツール名:
対象教科:
測定内容の区分:
認定有効期間:

※認定を受けた年度の次年度以降毎年度の事業概要を提出すること（例：2018 年度に認定を受けた測定ツールについては、2019 年度事業概要報告書（実施期間：2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日）を 2020 年 6 月末までに提出。2020 年度事業概要報告書、2021 年度事業概要報告書も同様。）

※難易度等毎（同一の測定ツール名で複数レベルの難易度等の測定ツールを提供する場合）・測定内容の区分毎（基本タイプ又は標準タイプ）に作成すること。また、複数教科で構成されている場合、教科毎で内容が異なる事項については、教科毎の情報を記載すること。

※同一の測定ツール名で複数レベルの難易度等の測定ツールを提供する場合は、当該難易度等の名称も記載すること。

※（１）～（６）の事項について、情報の一部又は全部を公表することが困難な場合は、公表が困難である情報の内容及びその理由を記載すること。なお、本事業概要報告書は、「高校生のための学びの基礎診断」（以下「基礎診断」という。）に認定された測定ツール（以下「認定ツール」という。）の実施状況・今後の方向性等を公表することにより、当該認定ツールの更なる発展、高校における学習改善・指導改善及びＰＤＣＡサイクルの構築を促進し、ひいては基礎診断の制度全体の検証・改善に寄与することを目的としていることに鑑み、可能な限り具体的な内容を記載するよう努めること。

（１）実施校数・受検者数

※実施校数・受検者数について、活用状況の傾向がわかるよう可能な限り具体的な内容を記載すること（学年別、受検月別、課程別（全日制、定時制、通信制）、学科別（普通科、専門学科、総合学科）など）。

※認定を受けた年度の次年度の事業概要報告書には、認定を受けた年度の翌年度の実施校数・受検者数に係る内容に加え、参考として認定年度の実施校数・受検者数に係る内容についても記載すること。（例：2018 年度に認定を受けた測定ツールについては、2019 年度事業概要報告書（実施期間：2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日）に 2019 年度の実施校数・受検者数に係る内容に加え、参考として 2018 年度の実施校数・受検者数に係る内容についても記載。）

（２）試験実施後の検証内容（正答率や解答内容を踏まえたテスト仕様の検証など）

①具体的な検証方法

※試験実施後の検証方法について、可能な限り具体的な内容を記載すること（作問委員会による事後検討、信頼性などの統計指標による検証、第三者による評価など）。

②具体的な検証項目・内容

※試験実施後の検証項目・内容について、可能な限り具体的な内容を記載すること（問題内容、測定手段、採点基準など）。

（３）今後の改良の方向性

※上記検証結果や利用者の状況、審査会の指摘事項を踏まえた改良方針について可能な限り具体的な内容を記載すること。なお、利用者の状況を把握する具体的な方法（アンケート、口頭での意見聴取など）についてもあわせて記載すること。

（４）（PBT のみでの実施の場合）CBT での実施に向けた展望・検討状況
※CBT での実施に向けた展望・検討状況について、可能な限り具体的な内容を記載すること。

（５）（IRT（Item Response Theory）を導入していない場合）IRT 導入に向けた展望・検討状況
※IRT 導入に向けた展望・検討状況について、可能な限り具体的な内容を記載すること。

（６）（適応型テストを導入していない場合）適応型テスト導入に向けた展望・検討状況
※適応型テスト導入に向けた展望･検討状況について、可能な限り具体的な内容を記載すること。

（７）その他特記事項

（様式７）

別添3

「高校生のための学びの基礎診断」として認定された測定ツールの変更について

年　月　日

①事業者名						
②測定ツール名	※同一の測定ツール名で複数レベルの難易度等の測定ツールを提供する場合は、当該難易度等の名称も記載すること。					
③対象教科	国語	数学	英語	④測定内容の区分	基本タイプ	標準タイプ
⑤認定年月日						

1	変更事項	変更が生じる様式	新（変更後）	旧（変更前）	変更予定年月日
	変更理由				
2	変更事項	変更が生じる様式	新（変更後）	旧（変更前）	変更予定年月日
	変更理由				

当該変更により認定要件に不適合となる場合	

事務担当者名		所属部署	
連絡先	（電話番号） （FAX） （E-mail）		
住所			

※変更のある様式については、変更後の内容を記載の上、添付してください。

（様式８）

別添4

「高校生のための学びの基礎診断」として認定された測定ツールの廃止について

年　月　日

<table>
<tr><td>①事業者名</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>②測定ツール名</td><td colspan="6">※同一の測定ツール名で複数レベルの難易度等の測定ツールを提供する場合は、当該難易度等の名称も記載すること。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">③対象教科</td><td>国語</td><td>数学</td><td>英語</td><td rowspan="2">④測定内容の区分</td><td>基本タイプ</td><td>標準タイプ</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>⑤認定年月日</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>⑥廃止予定年月日</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>⑦廃止理由</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>事務担当者名</td><td></td><td>所属部署</td><td></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="3">（電話番号）
（FAX）
（E-mail）</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準・手続等について【概要】

平成３０年３月６日　「高校生のための学びの基礎診断」検討ワーキング・グループ

Ⅰ.「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準・手続等

1. 趣旨・目的

「高校生のための学びの基礎診断」実施方針（平成29年7月。以下「実施方針」。）に基づき、高校生に求められる基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起を図るため、「高校生のための学びの基礎診断」（以下「基礎診断」）の仕組みを創設することにより、高校生の基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの取組を促進。

2. 枠組み概要

高等学校段階における生徒の基礎学力の定着度合いを測定する民間の試験等（以下「測定ツール」）を文部科学省が一定の要件に適合するものとして認定。

3. 活用の基本的な考え方

民間事業者等から高等学校の実態に応じて選択可能な多様な測定ツールが開発・提供され、その利活用が促進されることが期待。基礎診断の結果は、生徒自身の学習改善や教師による指導の工夫・充実、学校における成績評価の材料の一つなどに活用されることを基本。

4. 認定基準等

（1）認定基準

①出題に関すること

- 学習指導要領を踏まえた出題の基本方針を定め、当該方針に基づき問題が設計されていること
- 対象教科は国語・数学・英語とし、共通必履修科目を中心に出題し、義務教育段階の内容を含むこと（義務教育段階の内容を重視する測定ツールについて共通必履修科目からの出題を少なく設定すること、学習進度に配慮して出題範囲を設定する場合に受検時期に応じて共通必履修科目からの出題を少なく設定し、又は義務教育段階の内容を含まない設定とすることは差し支えない。）
- 主として知識・技能を問う問題に加え、主として思考力・判断力・表現力等を問う問題を出題すること
- 主として思考力・判断力・表現力等を問う問題として、一定数の文字や数式等を記述させる記述式問題を出題すること
- 英語は「聞く」「読む」「話す」「書く」の4技能を測定すること（国語・数学・英語の3教科セットの測定ツールにおける英語の「話す」技能については、2021年度までの間に利活用されるものに限り、測定することに代えて問題、解答例及び採点基準を提供することとしても差し支えない）

②結果提供に関すること

- 学習の成果や課題が確認でき、事後の学習改善や教師による指導の工夫・充実に資する結果提供がなされること
- 試験等の結果に対する全体及び領域等毎の評価の考え方と分析の手法を明らかにしていること

③運営その他に関すること

- 学校において実施可能で、学校にとって過度な負担が掛からない方法で実施されるものであること
- 学校等が測定ツールを選択するのに必要な情報や選択に資する情報（※）が開示されていること

  ※出題や結果提供、運営に関する情報のほか、障害のある受検者等への配慮、事前／事後学習教材や学習状況等のアンケートの有無・内容などの情報。
- その他実施内容に関し特に著しく不適切と認められる内容が存在しないこと

（2）認定後の遵守事項

- 認定を受けた年度の次年度以降毎年度の事業概要を文部科学省に報告すること（毎年度終了後6月末まで）
- 変更・廃止の場合に必要な届出をあらかじめ文部科学省に提出すること
- 受検した学校等の同意なく、生徒・学校・都道府県等の間で比較可能となる情報を公表し、又は第三者に提供しないこと

（3）認定の効果：認定の有効期間は認定したときから3年後の年度末まで

5. 認定に関する手続

（1）申請：認定を受けようとする年度の6月末までに申請書を文部科学省に提出

（2）審査：審査員（※）による分担審査の後、審査会による全体審査を実施し、認定又は不認定のほか、懸念・改善等に係る指摘事項を決定。標準審査期間は概ね3か月程度。

※教科教育の専門家、高等学校教育関係者、試験運営の専門家、テスト理論・教育測定の専門家等の有識者で構成

（3）認定・情報提供：文部科学省が申請者に認定、審査会の指摘事項等を通知するとともに、文部科学省ホームページで認定された測定ツール（以下「認定ツール」）の一覧を公表、教育委員会等に通知。

Ⅱ．高校生の基礎学力の定着に向けたPDCAサイクル構築のための測定ツールの効果的な選択・活用

1．基礎診断の具体的な活用方法

○ 各学校において、生徒に身に付けさせたい学力の水準やその把握方法を設定し、認定ツールを選択・活用する際、申請内容における認定ツールの出題の設計図に当たる「測定しようとする資質・能力の具体的内容」の情報を基に、自らの学校の実情等に相応した認定ツールを選択することが効果的。また、各学校においては、当該情報を参照して、教育目標や学習到達目標を設定したり、見直したりすることも効果的。

○ 基礎診断の結果の活用については、Ⅰ．3（活用の基本的な考え方）の他、下記の活用が考えられる。

（生徒） 自らの強みと弱みを理解し、効果的な学習が可能になるとともに、学習の成果や達成感を実感することで、自己肯定感等を高めたり、教師による指導と相まって、学習の動機づけとして活用したりすること

（学校） 学習成果や課題を分析した結果を基に学年全体としての対応策を検討し、受検した生徒達に対する進級後の学年における対応や、受検後に新たに入学・進級してくる生徒達への対応として、次年度の教育課程や指導計画、指導方法などに反映させること

（教育委員会等） 基礎学力定着に向けた基本方針等を企画・立案したり、教職員定数の配分や補習指導員の配置などの生徒の学習状況等を踏まえた人材配置や、基礎学力向上に取り組む重点校の指定、重点的に取り組む課題の設定などを行ったりするための判断材料の一つとすること

2．基礎診断以外の測定ツールを含む多様な測定ツールの効果的な選択・活用

認定ツールの活用に当たっては、学校の実情等により、教科ごとに複数の認定ツールを組み合わせたりするなど、必要に応じて複数の認定ツールを組み合わせつつ、活用することが考えられる。

また、認定ツールとあわせて、多面的な評価を推進する観点から、地方公共団体が施策として実施する学力調査や校長会等が実施する農業、工業、商業等の検定試験、その他の各種検定試験等を含めた多様な学習成果を測定するツールについて、必要に応じてこれらを組み合わせながら活用していくことが期待。

Ⅲ．基礎診断に望まれる事項

◆ **名称**：基礎診断の制度の趣旨を踏まえた名称となることが望ましい。

◆ **効果的な結果提供**：きめ細かな情報提供（誤答類型に基づいたアドバイスや復習問題の提供、分析会の実施など）がなされることが望ましい。また、学校や教育委員会等に対しても、学級・学年全体の平均点、得点分布、課題が多く見られた分野、経年変化などの情報が提供されることが望まれる。

◆ **3教科セットの測定ツールにおける英語の「話す」技能の扱い**：2021年度までの間、英語の「話す」技能に関し、測定することに代えて問題、解答例及び採点基準を提供することとしても差し支えないこととしている国語・数学・英語の3教科セットの測定ツールについても、本来の4技能測定の機能が具備されることが望ましい。また、「話す」技能測定の機能が具備されていない場合においても、実施マニュアル（試験の運営例など）、得点ごとの応答例、採点研修用ツール等が提供されることが望ましい。

◆ **多様なレベルの問題セット**：難易度が異なる複数レベルの問題セットをはじめとした多様な測定ツールが開発・提供されることが望まれる。

◆ **低廉な受検料**：できるだけ多くの生徒が受検しやすくなるよう、基礎診断として求められる要件や有することが望ましい機能とこれらに係る経費とのバランスを踏まえながら、受検料についてできるだけ低廉な価格設定に加え、経済的に困難な事情にある生徒への配慮などが望まれる。さらに、国や地方公共団体による低所得世帯の生徒等への経済的支援も望まれる。

◆ **CBT・IRTの活用**：CBT（コンピュータ上で実施する試験）及びIRT（※）については、国において基礎診断への実用可能性に関する継続的な研究・検討を行うとともに、民間事業者等においても学校での実施を念頭に置いた積極的な測定ツールの開発・提供が望まれる。

※項目反応理論。この理論を用いることによって複数回受検する場合に回ごとの試験問題の難易度の差による不公平を排除することが可能となる。なお、その導入のためには、事前に難易度推定のために全ての問題について予備調査をすることや多量に問題をストックすることが必要。

◆ **異なる事業者の測定ツール間の難易度比較・共通尺度による評価**：英語の場合、CEFR（外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠）という共通枠組みにより、異なる測定ツール間の難易度を一定程度比較することができるが、その他の教科についても異なる測定ツール間の難易度を比較・対照できることが望ましい。また、何らかの共通尺度の開発を通じて、試験等のスコアがどのような意味を持つのか、どのような能力レベルなのかについて一定程度の共通性を確保することが望まれる。

◆ **対象教科・科目等の在り方**：国語、数学、英語に加え、将来的には、地理歴史、公民、理科その他の教科にも対象を広げていくことが望まれる。その際、2022年度から実施される予定の次期高等学校学習指導要領への対応を踏まえつつ、対象となる科目や出題範囲を検討することが必要である。

◆ **結果の副次的な利用**：基礎診断の結果の進学・就職等への活用など副次的な利用については、実施方針に基づき、本制度の着実な定着を図りつつ、高校生の学習意欲や進路実現への影響等に関するメリット及びデメリットを十分に吟味しながら、高等学校や大学等、民間事業者をはじめとする関係者の意見も踏まえ、具体的な検討を行うことが望まれる。

◆ **調査研究の推進**：今後、学力の三要素を踏まえた資質・能力を総合的に育成する観点から、基礎診断の充実や高等学校における基礎学力定着の取組の充実に向けた調査研究を継続的に推進することが望まれる。

参考資料

参考資料目次

（１）「高校生のための学びの基礎診断」の仕組み・・・・・・・・１
（２）高大接続改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５
（３）高等学校教育に関する現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
（４）調査研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３６
（５）教育課程の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
（６）学習評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５８

（1）「高校生のための学びの基礎診断」の仕組み

「高校生のための学びの基礎診断」制度について

○平成２８年３月の高大接続システム改革会議「最終報告」を踏まえ、有識者による検討・準備グループ等において具体的な検討を推進。同グループによる「論点整理」（平成２９年３月）や試行調査（平成２９年１～３月）の結果を踏まえ、平成２９年７月に「高校生のための学びの基礎診断」実施方針を策定。
○「高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「学習意欲の喚起」を図るため、文部科学省が一定の要件を示し、民間の試験等を認定する制度を創設し、多様な民間の試験等（測定ツール）の開発・提供、その利活用を促進。それにより、高校生の基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの取組を促進。
○「高校生のための学びの基礎診断」検討ワーキング・グループにおける専門的な検討を加え、高校・教育委員会等の関係者、民間事業者等の意見やパブリック・コメントによって得られた意見等を考慮しつつ、平成３０年３月に「『高校生のための学びの基礎診断』の認定基準・手続等に関する規程」を策定。
○平成３０年度から本制度の運用を開始（※）し、平成３１年度から本格的に利活用開始。
※6月末申請締切、7～9月頃審査、10月～11月頃認定・情報提供。学校や教育委員会等において選択・利活用について検討し、次年度の年間指導計画等に反映。以後毎年度同様。

国　高等学校における基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの構築

取組を促進

高　校

社会で自立するために必要な基礎学力について、各学校がそれぞれの実情を踏まえて目標を設定し、教育課程を編成。

多様な測定ツールを活用しながら生徒の学習状況を多面的に評価し、指導の工夫・充実を図っていく。

各学校の実情等を踏まえ、適切な測定ツールを、必要に応じて組み合わせながら選択・活用

測定ツールの充実

「高校生のための学びの基礎診断」制度の創設
（一定の要件に即して民間の試験等を認定する制度を創設）

認定基準等の設定　　審査・事後チェック体制の整備

仕組みの構築と運用を通じて、民間事業者等から高等学校の実態に応じて選択可能な多様な測定ツールが開発・提供され、その利活用が促進されることが期待。

認定基準

（出題）
・学習指導要領を踏まえた出題の基本方針に基づく問題設計
・対象教科は国・数・英（共通必履修科目中心、義務教育段階含む）
・主として知識・技能を問う問題に加え、主として思考力・判断力・表現力等を問う問題の出題
・記述式問題の出題　　・英語４技能測定

（結果提供）
・学習成果や課題が確認でき、事後の学習改善や教師による指導の工夫・充実に資する結果提供

等

教育委員会等

教育委員会等による学校への支援

○高校の魅力づくりとともに、質の確保のための体制強化や再編整備
○学校支援のための人材配置や予算措置、教員研修等の取組

「高校生のための学びの基礎診断」の活用方法イメージ

教育委員会等としての取組

○基礎学力定着に向けた「基本方針や施策の企画・立案」
○人材配置や予算など「学校支援の実施」

「高校生のための学びの基礎診断」の基本仕様

- 学習指導要領に対応し、高校生の基礎的な学力の定着度合いを確認する出題。
- 受検者（学級、学年等）の学習成果や課題について確認できる結果提供。

高等学校での取組

学校

○測定ツールの活用を通じて、基礎学力の習得や学習意欲の喚起に資する「カリキュラム・マネジメントの確立」

学校におけるマネジメントツールとしての活用イメージ例

- 学校の教育目標の達成指標として活用。
- 一人ひとりの生徒のつまずき箇所を分析し、弱点克服に向けて個別に学習指導や支援を行うために活用。
- 学校の実態を基に、加配や補習指導員を活用した少人数・習熟度別授業を行ったり、学校設定科目の内容を設定・改善したりするなど教育課程編成の工夫を行うために活用。

など

生徒

○測定ツールの活用を通じた指導の工夫により、生徒の興味・関心を引き出し、生徒自ら「学びの質の向上」に取り組めるようにする

生徒自身の学びの質の向上への活用イメージ例

- テストの結果から自らの強みと弱みを理解させ、効果的に学習に取り組ませるために活用。
- 社会で自立するために必要とされる基礎学力について認識させ、学習への動機づけを行うために活用。
- 義務教育段階の学び直しから学習の成果や達成感を実感させ、自己肯定感・自己有用感を高めさせるために活用。

など

各学校の実情や受検料負担等を踏まえ、適切な測定ツールを、必要に応じて組み合わせながら選択・活用

「学びの基礎診断」として認定された測定ツール群

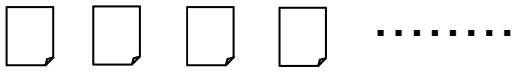

基準や高等学校の多様なニーズに対応し、民間において創意工夫を生かした多様な測定ツールを開発・提供

個々の高等学校における「高校生のための学びの基礎診断」を用いたPDCAサイクルのイメージ例

〔Plan〕
○学校の教育目標の一つとして、高校入試の結果や内申書等から一人ひとりの生徒の実態を把握しつつ、生徒に身につけさせたい学力の水準や把握の方法（自校にふさわしい測定ツールの選択等）を設定。
○目標に準拠した教育課程を編成。各教科において指導計画を策定し、学校の全体の取組として共有。

〔Do〕
○指導計画に基づき、生徒の実態を踏まえながら日々の学習指導と学習評価を実施。
（適宜指導計画の見直しと、指導方法の工夫を行う。）

〔Check〕
○測定ツールを用いて、生徒の学力の定着度合いを把握し、生徒の学習成果と課題を分析。
（学校の実情に応じて適切な時期に活用できる。）

〔Action〕
○分析結果をもとに学校としての対応策を検討し、次年度の計画と取組に反映（教育課程や指導計画、指導方法、生徒の個別課題対応等）。
○一人ひとりの経年的な変化（学力の伸び）を確認し、分析結果を指導の工夫・充実に活用。

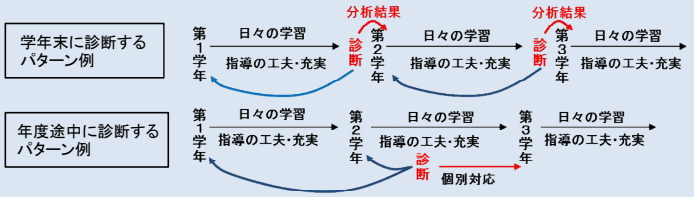

「高校生のための学びの基礎診断」に関する今後の展開イメージ

2015年度　2016年度　2017年度　2018年度　2019年度　2020年度　2021年度　2022年度　2023年度　2024年度

検証・見直し　次期高等学校学習指導要領（学年進行）　完全移行

高等学校における基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの構築

高大接続システム改革会議での検討 ⇓ 最終報告

検討・準備Gでの検討 ⇒ 「論点整理」・試行調査 ⇒ 実施方針

【取組1】高校における取組を促進 → 周知・広報 → 各学校における多様な測定ツールを活用した指導の工夫・充実

【取組2】測定ツールの充実 → 認定制度の創設 / 準備・広報 → 認定制度の運用（測定ツールの充実・発展）
※継続的に実施状況をチェック

運用開始（申請→審査→認定→利活用→点検）

調査研究の結果等から課題や成果を基に随時改善

【取組3】調査研究の継続 → 調　査　研　究

○ 実践研究校での取組結果等を踏まえたPDCA構築に向けた課題分析・改善方策の検討
○ CBTなどテスト手法に関する調査研究

測定ツールの選択イメージ例

各学校の実情や受検料負担等を踏まえ、適切な測定ツールを、必要に応じて組み合わせながら選択・活用

英語　国語　数学　地歴　公民　理科　・・・　職業に関する各教科

○○高校　測定ツールA：選択式問題＋記述式問題　ＰＢＴ

教師が日々の授業の中で定期考査や実力テスト等も活用しつつ学習評価

英語　国語　数学　地歴　公民　理科　・・・　職業に関する各教科

◇◇高校　測定ツールB：記述式問題　ＰＢＴ　／　記述式問題　ＰＢＴ　測定ツールC　／　専門校長会が実施する検定：選択式問題　ＰＢＴ

教師が日々の授業の中で定期考査や実力テスト等も活用しつつ学習評価

英語　国語　数学　地歴　公民　理科　・・・　職業に関する各教科

□□高校　測定ツールD：選択式＋記述式　ＣＢＴ　／　記述式問題　ＰＢＴ　自治体独自の学力調査

教師が日々の授業の中で定期考査や実力テスト等も活用しつつ学習評価

「高校生のための学びの基礎診断」に関する毎年度の手続の流れ

申　請　6月末

○申請単位（＝認定単位）

- 教科が複数あるものは原則まとめて１件。
- 学習進度によって各回の出題範囲が異なる一連の試験等はまとめて１件。

○申請書類

- 基本情報・認定要件への適合性の申告内容等（様式１～３）
- 測定しようとする資質・能力の具体的内容（様式４）
- サンプル問題（様式５）
  - ※ 各教科につき大問2題（英語は2～4題）
  - ※ 主として思考力・判断力・表現力等を問う記述式問題について1問以上提出を求める
- 実施要項・学校用実施マニュアル

審　査　7～9月頃

○審査手順

① 事務局による形式要件の確認

② 審査員による分担審査
- 審査員は、教科教育の専門家、高校教育関係、試験運営の専門家、テスト理論・教育測定の専門家等の有識者で構成
- 事務局経由で審査員と事業者の間の書面を通じたやり取り（質問・指摘→回答の往還）
- 懸念点等に対する指摘事項の案の作成
- 必要に応じてヒアリングを実施

③ 審査会による全体審査
- 分担審査を行った審査員全員やその他の有識者による全体審査
- 「認定」又は「不認定」の決定
- （認定の場合）懸念点等に対する指摘事項の決定

認　定・情　報　提　供　10～11月頃

○認定

- 認定された測定ツールについては、事業者にその旨及び指摘事項を通知。
- 認定されなかった測定ツールについては、理由とともにその旨を通知。

○情報提供

- 認定された測定ツールについては、文部科学省ホームページで、基本情報（測定ツール名、対象教科、測定ツールの概要など）のほか、申請書類の記載内容や事業者への指摘事項を情報提供。
- 教育委員会等に対しても趣旨の周知と併せて上記内容を通知。

○認定の効果と取消し

- 認定の有効期間は認定したときから３年後の年度末まで 。
  - ※ 認定自体は何ら法的効果を伴うものではなく、基準適合性を確認したという性質
- 認定要件(注)を欠くことや欠くおそれが判明した場合には、必要に応じて審査会を経て、認定取消し。

(注) 事前審査で適合性を確認する認定基準及び認定後の遵守事項を含む。

事　後　チ　エ　ッ　ク　事業年度終了後～6月末

毎事業年度終了後、以下の事項等について事業概要報告を求める（様式６） 。

- 実施校数・受検者数
- 試験実施後の検証内容（具体的な検証方法、検証項目・内容）
- 今後の改良の方向性（上記検証結果や利用者の状況などを踏まえた改良方針など）
- CBTでの実施、IRT・適応型テストの導入に向けた展望・検討状況

「高校生のための学びの基礎診断」の認定の有効期間について

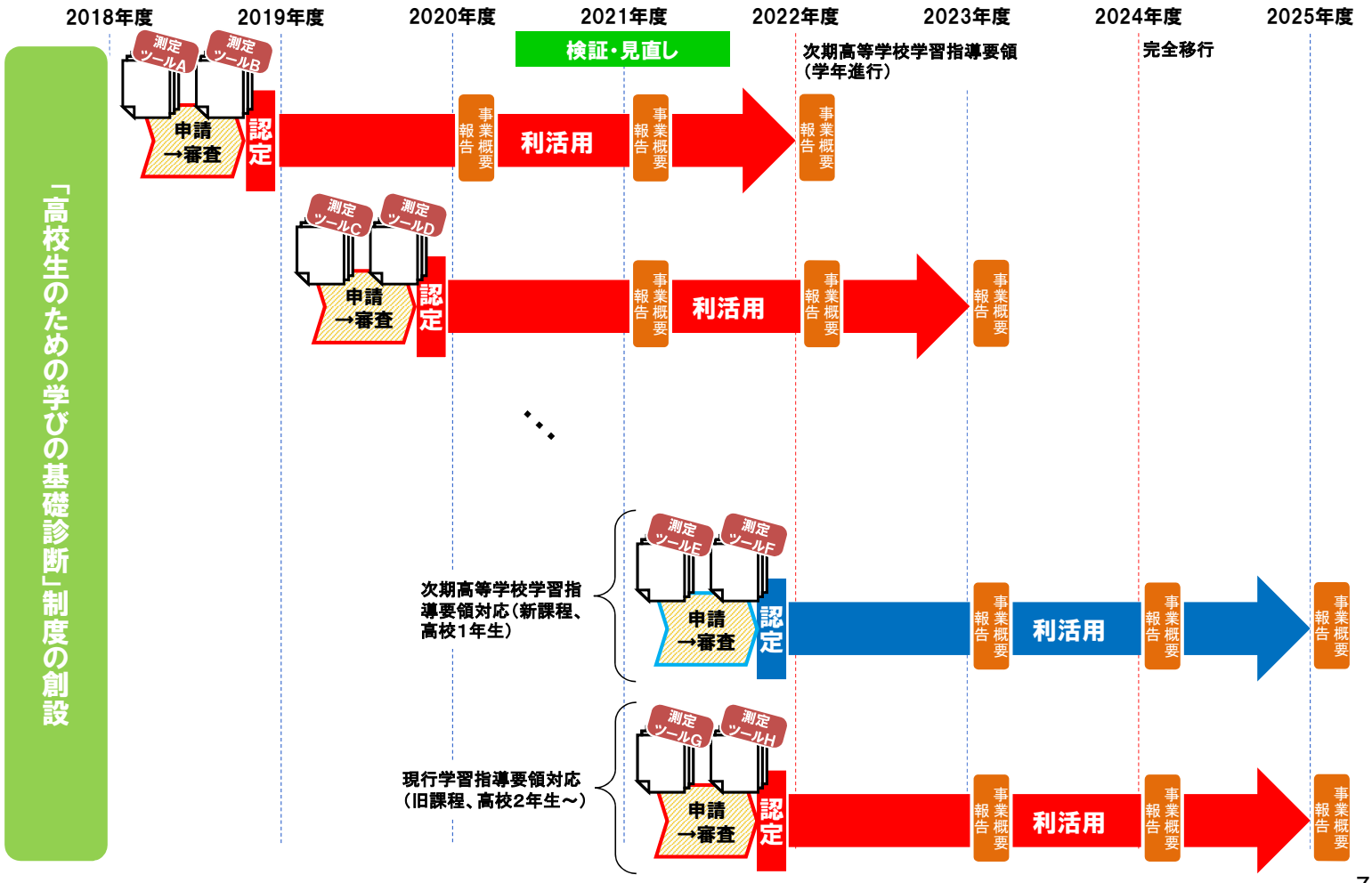

「高校生のための学びの基礎診断」の事業概要報告イメージ

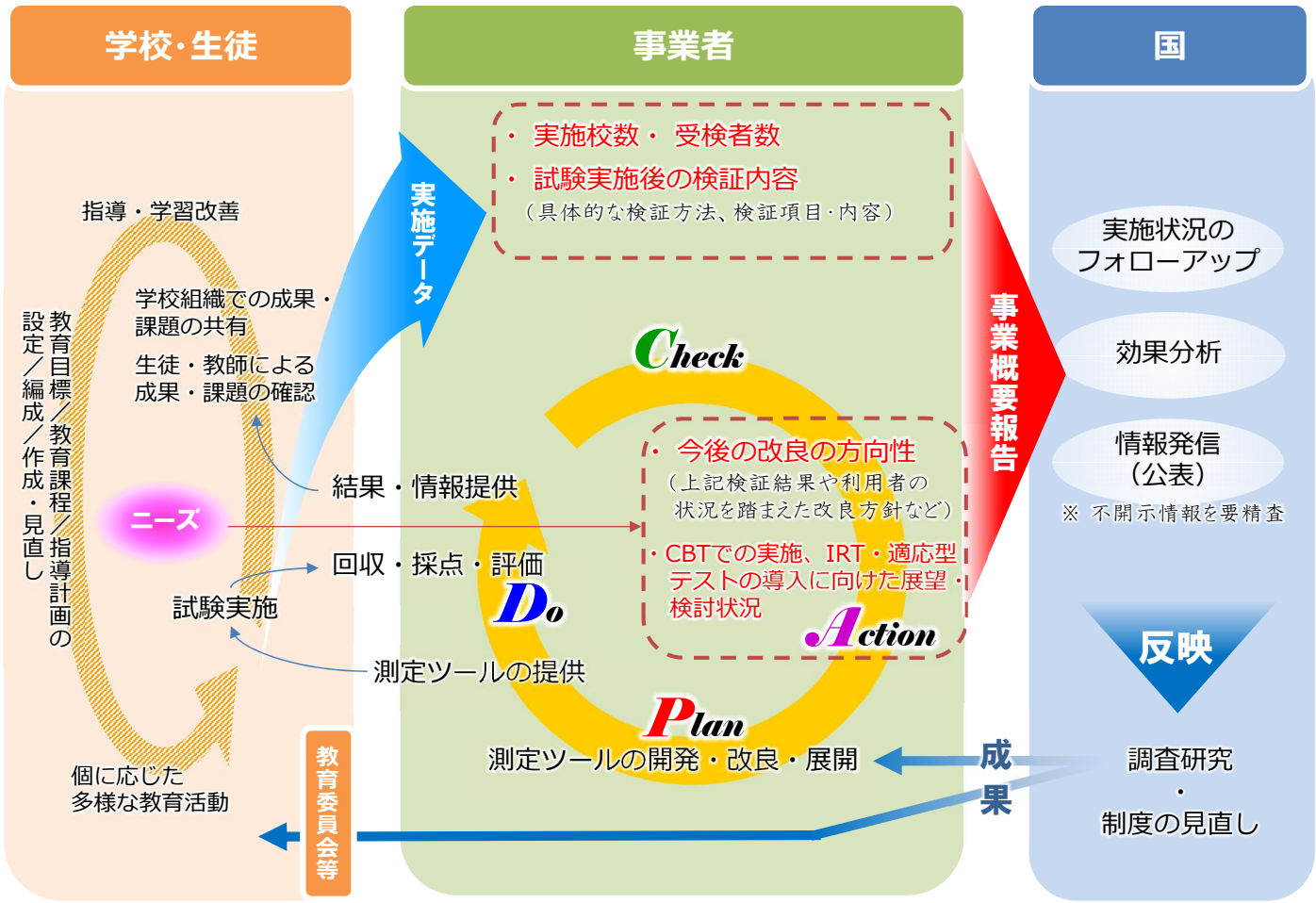

「高校生のための学びの基礎診断」に認定された測定ツールの文部科学省ホームページによる情報提供（イメージ）

認定された測定ツールについては、文部科学省ホームページで、

基本情報（測定内容の区分、測定ツール名、事業者名、主な対象者、対象教科、目的・概要、特長・活用例等、実施期間、年間実施回数、実施方式、試験時間、受検料、標準返却期間等）

詳細情報（申請書類の記載内容（様式１～５）、事業者への指摘事項、事業概要報告）

の一覧を掲載し、高等学校や教育委員会等への情報提供を行う。

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

絞り込み検索 | サイトマップ | English

文字サイズの変更 小 中 大　検索したい語句を入力して下さい。

会見・報道・お知らせ | 政策・審議会 | 白書・統計・出版物 | 申請・手続き | 文部科学省の紹介 | 教育 | 科学技術・学術 | スポーツ | 文化

トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 高等学校教育 > 高校生のための学びの基礎診断

2018年度「高校生のための学びの基礎診断」認定測定ツール一覧

（認定有効期間：2018年●●月●●日～2022年３月３１日）

基本情報　詳細情報

測定内容の区分	測定ツール名（難易度等）	事業者名	主な対象者	対象教科 国語	対象教科 数学	対象教科 英語	目的・概要	特長・活用例等	実施期間、年間実施回数	実施方式（CBT/PBT）	試験時間（分）	受検料	標準返却期間	URL（事業者のHPにおける商品・サービス紹介）	申請書類の記載内容(様式1～5)	事業者への指摘事項	事業概要報告
基本タイプ	◇◇診断	(株)□□社	高校1年生			○	中学校「英語」の学習内容の定着度合いを重点的に診断することを目的とし、…	事後教材により、弱点を徹底的に克服することが…	年3回	CBT/PBT（選択可）	90分	◆千円／回	3週間	http://◇◇◇	PDF	PDF	PDF
	▽▽アセスメント（基礎編）	△△会	基礎学力を確実に定着させたい高校生	○	○	○	基礎学力の確実な定着を図るため、中学校の学習内容の定着度合いを測定し、…	学年全体の傾向から、PDCAに資する方策を提案…	年2回	CBT	各教科50分	◆千円／回	2週間	http://▽▽▽	PDF	PDF	PDF
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
標準タイプ	☆☆診断（応用レベル）	▲▲株式会社	高校生（進学希望者向け）		○		進学に必要な学力の土台を築くため、数学の基礎学力を正確に診断するため、…	IRTに基づき、同一の尺度で学力を測定することが…	年2回	PBT	50分	▼千円／回	2週間	http://☆☆☆	PDF	PDF	PDF
	★★評価	●●会	高校1～２年生	○	○	○	国・数・英３教科の基礎学力を総合的に評価し、得意・不得意の把握を…	８段階の絶対評価により、きめ細かな測定を行い…	年3回	CBT/PBT（選択可）	各教科45分	▼千円／回	1か月	http://★★★	PDF	PDF	PDF
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

「高校生のための学びの基礎診断」の測定内容の区分について（イメージ）

・民間事業者は、測定ツールが提供する問題全体として適当なタイプを選択の上、申請

（学習進度に配慮して出題範囲を設定する測定ツールについては、各回を通じた一連の試験等全体に照らして適切なタイプを選択）

基本タイプ	標準タイプ
義務教育段階の学習内容の定着度合いを測定することを重視したタイプ	高等学校段階の共通必履修科目の学習内容の定着度合いを測定することを重視したタイプ

（参考）英語におけるCEFRの目安

A1	A2	B1

○「『高校生のための学びの基礎診断』の認定基準・手続等に関する規程」（平成３０年３月６日文部科学省初等中等教育局）（抜粋）

４．（１）認定基準

対象教科は国語、数学又は英語とし、共通必履修科目を中心に出題すること、義務教育段階の内容を含むことを明らかにしていること。ただし、義務教育段階の学習内容の定着度合いを測定することを重視することを明らかにしている測定ツールについて共通必履修科目からの出題を少なく設定すること、あるいは、学習進度に配慮して出題範囲を設定する場合において、受検時期に応じて共通必履修科目からの出題を少なく設定し、又は義務教育段階の内容を含まない設定とすることは、差し支えない。

○「『高校生のための学びの基礎診断』の認定基準・手続等について」（平成３０年３月６日「高校生のための学びの基礎診断検討」ワーキング・グループ）（抜粋）

Ⅲ．基礎診断に望まれる事項（多様なレベルの問題セット）

一つの民間事業者等が難易度の異なる複数レベルの問題セットを提供する場合には、それぞれの問題セットにおけるスコアや評価の考え方などの関係性を明らかにしておくことが望まれる。

・学校等の選択に資するよう、文部科学省ホームページで、これらのタイプ別に情報提供

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS, SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

（ホームページでの情報提供イメージ）

文字サイズの変更 小 中 大

会見・報道・お知らせ | 政策・審議会 | 白書・統計・出版物 | 申請・手続き | 文部科学省の紹介 | 教育 | 科学技術・学術

トップ > 教育 > 小学校、中学校、高等学校 > 高等学校教育 > 高校生のための学びの基礎診断

高校生のための学びの基礎診断

2018年度「高校生のための学びの基礎診断」認定測定ツール一覧

（認定有効期間：2018年●●月●●日～2022年３月３１日）

測定内容の区分	測定ツール名（難易度等）	事業者名	主な対象者	対象教科 国語	対象教科 数学	対象教科 英語	・・・
基本タイプ	◇◇診断	(株)□□社	高校1年生			○	・・・
	▽▽アセスメント（基礎編）	△△会	基礎学力を確実に定着させたい高校生	○	○	○	・・・
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	・・・
標準タイプ	☆☆診断（応用レベル）	▲▲株式会社	高校生（進学希望者向け）		○		・・・
	★★評価	●●会	高校1～２年生	○	○	○	・・・
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	・・・

「高校生のための学びの基礎診断」の活用モデル例

教育委員会等の方針の下で、**目的・状況・ニーズ**等に応じて、ふさわしい測定ツールを選択・活用

全校共通の１つの測定ツールを活用（実施時期も統一）

- 全校共通で又は学校群等ごとに生徒の**基礎学力の定着度合いを統一的に把握**

学力等の実態に応じて学校群等ごとに１つの測定ツールを活用

- 基礎学力向上に重点的に取り組む学校では**義務教育段階の定着度合いの測定を重視した測定ツールを活用**したり、英語教育に重点的に取り組む学校等では**英語単独の測定ツールも活用することでより丁寧な学力把握**も可能

実施時期等の一定の方針の下、個々の学校や学科、学級等の状況に合った測定ツールを活用

…

- 学習習慣等の調査も併せて行うことにより、さらに詳細な分析も可能

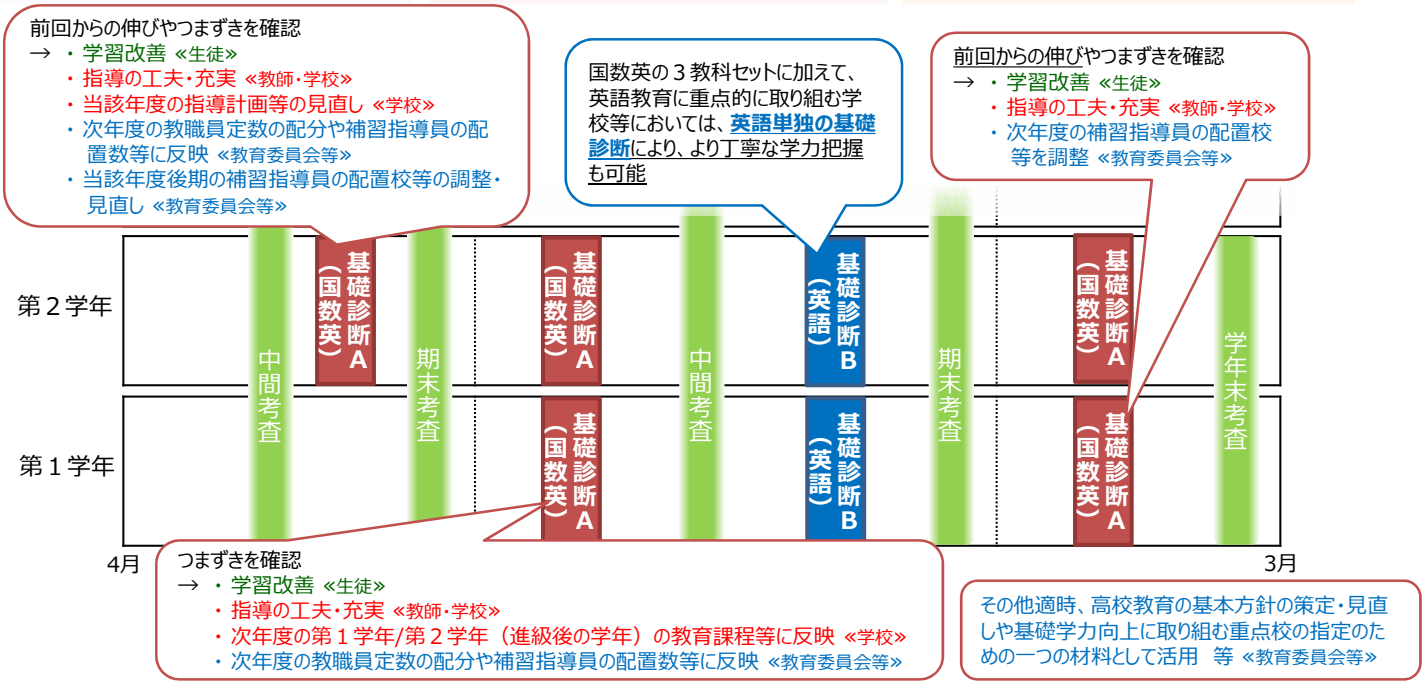

11

民間事業者・団体、校長会、教育委員会が実施しているテスト・検定等

	概　要	年間実施回数	利用規模	料　金
民間事業者によるテスト・診断	□ 国語、数学、英語を中心に提供（義務教育段階の内容も含む） □ 解答方式は、マーク式、選択式を中心に、一部記述式を採用 □ 学校単位での利活用を想定	学年別に 1～5回程度 実施	1回当たりの利用数は、数万～50万規模 年間延べ200万規模で利用されているものも存在	1回当たりの受検料は 2,000円台～5,000円台の設定が比較的多く見られる
民間事業者・団体による検定	□ 国語、数学、英語について、設定した級と中学校、高校程度の教育内容との関連を意識して実施されている検定が存在 □ また、国語における漢字など、教科における一部の知識・技能に関する検定も存在	級別に 2～3回程度 実施	年間延べ利用規模では、数十万人～200万人以上の受検に対応しているものが存在	級別や実施方法等によって受検料には大きな差が存在 （例） ・数学 1,500円（9～11級） ～ 5,000円（1級） ・英語 2～3技能： 2～3,000円 4技能： 5,000 ～25,000円
校長会による検定	□ 農業、工業、商業、水産、家庭といった専門高校校長会等において当該専門分野特有の知識・技能に関する多種多様な検定を実施 □ 学習指導要領に沿った出題により、学校における学習成果を確認できるものも存在	級別に 1～2回程度 実施	数万～10、20万人規模のものが比較的多く見られる ・最少で数十人規模 ・最大で44万人規模	1回当たりの受検料は 1,000円台の設定が比較的多く見られる
教育委員会による学力調査等	□ 学力調査等を実施している都道府県・政令指定都市教育委員会は15団体（うち、民間事業者が作問した試験等を活用しているのは6団体） ※悉皆実施（一部希望制）（14）、抽出（1） □ 実施目的は、「施策立案」、「入学時の学力把握」、「在学中の学力確認」、「生徒の学力定着度合いの把握」など	様々な形で実施 ・高1・高2：年2回＋高3：年1回（1） ・高1・高2：年2回（1） ・高1・高2：年1回（6） ・高3：年1回（1） ・高2：年1回（5） ・高1：年1回（1）	1万人未満（5） 1万人～2万人未満（7） 2万人～3万人未満（2） 4万人～5万人未満（1）	生徒負担なし（14） 生徒負担あり（1） ・3教科2,000円程度～3，000円程度

公表情報等を基に平成28年11月に作成した資料を一部修正（平成30年2月）

12

「高校生のための学びの基礎診断」に関する今後のスケジュールイメージ

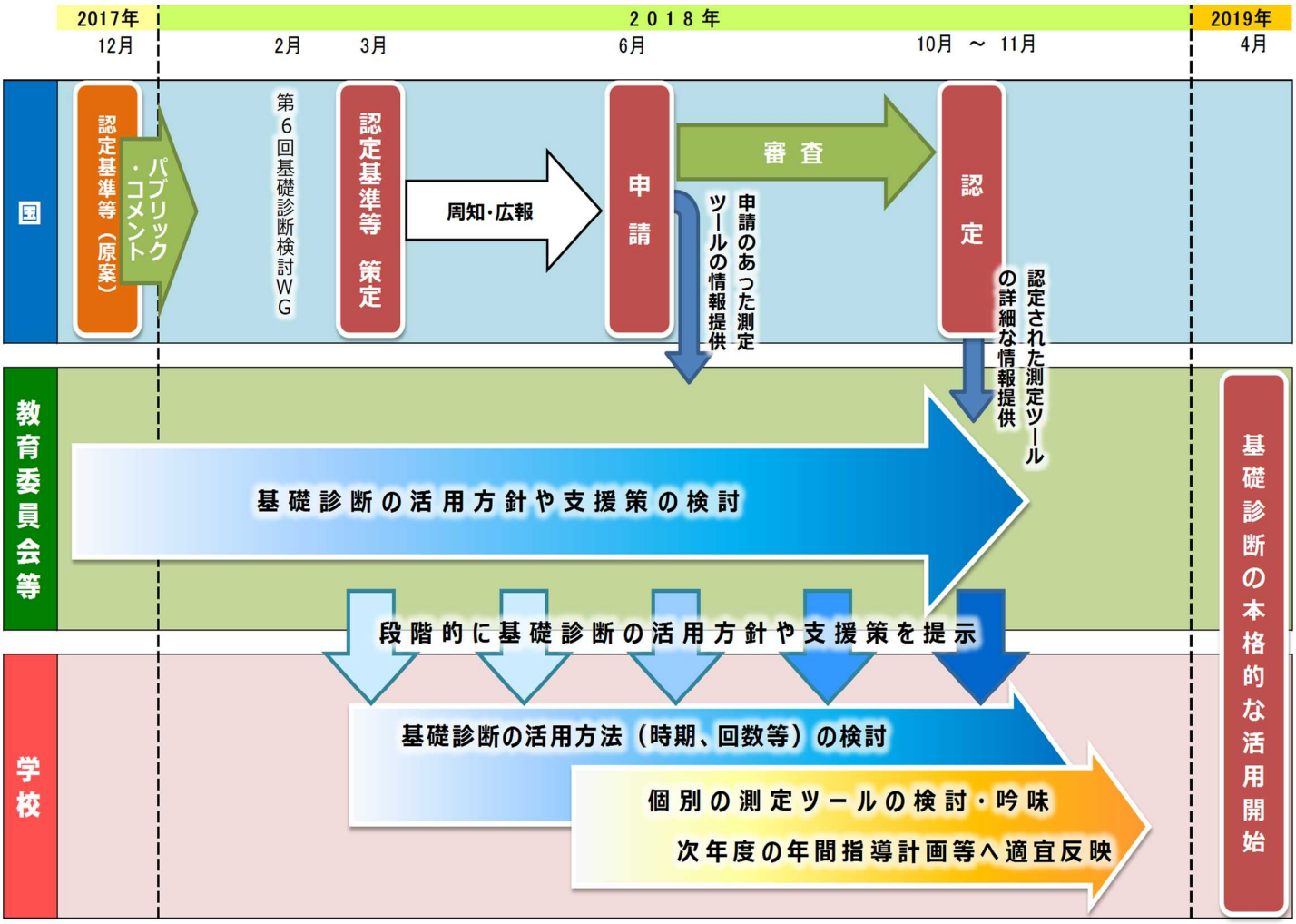

「高校生のための学びの基礎診断」の結果の副次的な利用に関する考え方

＜認定基準等の原案で示された「結果の副次的な利用」＞

基礎診断の結果の進学・就職等への活用など副次的な利用については、実施方針に基づき、本制度の着実な定着を図りつつ、高校生の学習意欲や進路実現への影響等に関するメリット及びデメリットを十分に吟味しながら、高等学校や大学等、民間事業者をはじめとする関係者の意見も踏まえ、具体的な検討を行うことが望まれる。

＜現状の考え方と留意点＞

- 基礎診断は、**生徒自身の学習改善や学校・教師による指導の工夫・充実など、高校生の基礎学力の定着に向けたＰＤＣＡサイクルの取組を促進するために活用されることを主目的**としているため、これに必要最小限の要素を大綱的に要件化したものであり、**不正防止のための措置や公平性を確保するための措置まで要件としていない**。
- このため、基礎診断の認定を受ける測定ツールの中には、これら不正防止や公平性確保のための措置を講じていないもの（例：一定期間内における実施日の自由選択、毎年度同一の問題セットの出題など）もあれば、これらの措置を講じている資格・検定試験のような性格のもの（例：実施日の統一、試験監督に関する基準の設定など）もあると考えられ、一様ではない。**これまでも様々な資格・検定試験が進学・就職等に活用されていることもあり、仮に基礎診断の認定を受けたとしても、このようなものまで一律に進学・就職等のために活用してはならないという趣旨ではなく、あくまで個々の測定ツールの性格を踏まえた上で、活用の有無、具体的な活用方法等を判断する必要**がある。

※ 高大接続システム改革会議最終報告では、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」の結果について「試行実施期」（平成31～34年度）は入学者選抜や就職には用いないとされていた。ただし、民間の試験等を認定する基礎診断の仕組みに改めたことに伴い、既に進学・就職等に活用されている測定ツールについても認定される可能性がある。

基礎診断の結果の副次的な利用については、基礎学力習得のための学習動機となるといったメリットがある一方、選抜等に過度に利用される場合、試験対策に重きを置いた指導を引き起こし兼ねず、多様な教育活動の展開が阻害されるおそれがあるといったデメリットがあることなども踏まえ、今後、運用開始後の実施状況を検証しつつ、その取扱いの更なる明確化等を検討。

2017年度 基礎診断の仕組みの創設（認定基準等の策定）
2018年度 制度運用
2019年度 利活用
検証・見直し

※なお、「大学入試英語成績提供システム」で活用する英語の資格・検定試験の取扱いについては、大学入試センターが別途検討予定。

（2）高大接続改革

15

「高大接続改革」とは

○「高大接続改革」とは何か。

◆ 大学入試改革も含まれているが、それだけではない。
◆ ①「高等学校教育」と、
②「大学教育」、
③両者を接続する「大学入学者選抜」を、
連続した1つの軸として、一体的に改革するもの。

○なぜ「高大接続改革」なのか。（なぜ三者一体なのか。）

◆「高等学校教育」と「入学者選抜（大学入試）」は一緒に変わる必要。
・大学入試が変わらないと高校教育が変わらない、
・受験圧力の低下と高校生の学修量の低下、等

◆ 少子化・国際競争の進展の中で、大学教育の質的転換（しっかりと学ぶ大学教育へ）
・大学教育を受けるに足る入学者の選抜
・多様な入学者とそれに合わせた教育プログラムの必要性、等

16

「高大接続改革」の必要性

- 国際化、情報化の急速な進展　→　社会構造も急速に、かつ大きく変革。
- 知識基盤社会のなかで、新たな価値を創造していく力を育てることが必要。
- 社会で自立的に活動していくために必要な「学力の3要素」をバランスよく育むことが必要。

【学力の3要素】

① 知識・技能の確実な習得

②（①を基にした）思考力、判断力、表現力

③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

※ここでの学力の3要素は、中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～全ての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～（答申）」（平成26年12月22日）で示されたもの。

学力の3要素を多面的に評価する
大学入学者選抜

高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的改革（高大接続改革）

学力の3要素を育成する
高校教育

高校までに培った力を更に向上・発展させ、社会に送り出すための
大学教育

17

高大接続改革の議論・検討の流れ

中央教育審議会へ諮問「大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について」（平成24年8月28日）

○ 文部科学大臣から中央教育審議会に対し諮問が行われ、中央教育審議会では総会直属の高大接続特別部会を設置。同年9月から審議を開始。

教育再生実行会議「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について（第四次提言）」（平成25年10月31日）

○ 高等学校教育の質の確保・向上、大学の人材育成機能の抜本的強化、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価しうる大学入学者選抜制度への転換について提言。

中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について（答申）」（平成26年12月22日）

○ 今回の答申は、教育改革最大の課題でありながら実現が困難であった「高大接続」改革をはじめて現実のものとするための方策として、「高等学校教育」「大学教育」及び両者を接続する「大学入学者選抜」の抜本的改革を提言するもの。

「高大接続改革実行プラン」（平成27年1月16日）文部科学大臣決定

○ 高大接続答申を踏まえ、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを示したもの。平成27年1月に文部科学大臣決定として公表。

「高大接続システム改革会議」（平成27年3月～平成28年3月）

○ 高大接続答申・高大接続改革実行プランに基づき、高大接続改革の実現に向けた具体的な方策について検討。平成28年 3月に最終報告。
※自由民主党文部科学部会「高大接続改革に関する小委員会」（平成27年3月～28年3月）においても、議論。

文部科学省内に検討・準備グループ等を設置（平成28年4月～）

○ 高大接続システム改革会議「最終報告」を踏まえ、検討・準備グループ等を設置し、具体的制度設計を検討。

高大接続改革の進捗状況を公表（平成28年8月、平成29年5月）

○ 各々の検討・準備グループ等の検討状況を平成28年8月及び平成29年5月に公表。

高大接続改革の実施方針等の策定（平成29年7月13日）

○ 高等学校・大学等の関係団体等からの意見を踏まえ、検討・準備グループ等で検討を行い実施方針等について策定
・「高校生のための学びの基礎診断」：文部科学省において一定の要件を示し、民間の試験等を認定するスキームを創設
・「大学入学共通テスト」（平成32年度～）：記述式問題導入、英語の4技能評価のための民間等資格・検定試験の活用　等
・選抜に関する新たなルールの設定：AO入試及び推薦入試の評価方法、出願及び合格発表時期　等

高大接続改革の全体像イメージ（高大接続システム改革会議最終報告より）

－「高等学校教育」，「大学教育」，「大学入学者選抜」の一体的改革による「学力の３要素」の伸長－

高等学校教育改革

《「学力の３要素」の確実な育成》

✔学習指導要領の抜本的な見直し

- 育成すべき資質・能力を踏まえた**教科・科目等の見直し**
  （「歴史総合（仮称）」、「数理探究（仮称）」、情報活用能力を育成する新科目など）
- カリキュラム・マネジメントの普及・促進

✔学習・指導方法の改善

- **アクティブ・ラーニングの視点**からの学習・指導方法の改善
- 教員の**養成・採用・研修の見直し**

✔多面的な評価の推進

- **学習評価の改善**
- 多様な学習成果を測定するツールの充実
  →**「高等学校基礎学力テスト（仮称）」**の導入
  基礎学力の定着度合いを把握し、指導の工夫に生かす仕組み。
  CBT導入を検討。
  （平成31～34年度：試行実施、平成35年度～：新学習指導要領に対応）
  →「最終報告」後、文部科学省において、関係団体等の理解と協力を得て、実証的・専門的検討、新テストの実施方針（平成29年度初頭）に反映
  →農・工・商業などの検定試験や英語などの民間検定試験の利活用の促進

✔個別入学者選抜の改革

◎ 明確な「入学者受入れの方針」に基づき、
「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する選抜へ改善
※入学希望者に求める能力と評価方法の関係の明確化とそれに基づく選抜

- **新たな選抜実施ルール**の構築
- **「調査書」の改善や「学修計画書」等の充実**

→「最終報告」後、「大学入学者選抜方法の改善に関する 協議」の場で具体的な在り方を検討（平成32年度に実施 される選抜から適用）

大学入学者選抜改革

《「学力の３要素」の多面的・総合的評価》

✔「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」 の導入

（平成32年度～実施、平成36年度からは新学習指導要領に対応）

◎ **思考力・判断力・表現力**の一層の重視

- **記述式問題**の段階的導入
  平成32～35年度：短文記述式
  平成36年度～：より文字数の多い記述式
- **マークシート式問題**の改善（平成32年度～）
- **CBT**の検討・導入（平成36年度以降の導入を目指す）
  ※複数回実施については、日程上の課題やCBTの導入、等化等などを中心として、引き続き検討

→「最終報告」後、文部科学省において、関係団体等の参画を得て、実証的・専門的検討、新テストの実施方針（平成29年度初頭）に反映

大学教育改革

《「学力の３要素」の更なる伸長》

✔三つの方針（卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れ）に基づく 大学教育の質的転換

- 関係省令の改正（「三つの方針」の**一体的な策定・公表の制度化**）
  （平成28年3月改正、平成29年4月施行）
- 「三つの方針」の策定・運用に関する「参考指針」の作成（平成28年3月）
- 各大学において育成を目指す人材像や具体的な教育活動の明確化
- 入学から卒業までの、**大学教育を充実するためのPDCAサイクルを強化**

✔認証評価制度の改善

- 高大接続改革の趣旨を踏まえた評価項目・方法の改善（**「三つの方針」に基づく大学教育の質的転換促進**や、**内部質保証を重視した評価**）
  （平成30年度から始まる第3サイクルの評価に反映）

19

高大接続改革の進捗状況

平成30年3月６日時点

高等学校教育改革

《「学力の３要素」の確実な育成》

✔教育課程の見直し

- 平成28年12月答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策について」
- 平成29年度に高等学校学習指導要領を改訂予定（育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の見直し）

✔学習・指導方法の改善と教員の資質能力の向上

- 「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」について学習指導要領と一体で議論
- 平成27年12月答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」
- 「教育公務員特例法等の一部を改正する法律案」（教特法、免許法、教員研修センター法の一括改正）が成立（平成28年11月）

✔多面的な評価の推進

- 「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準等を策定（平成30年3月）
- 「キャリア・パスポート（仮称）」の調査研究事業を実施（平成29年度）
- 高校学習指導要領の改訂を踏まえ、指導要録参考様式を見直す予定（平成30年度以降）
- 「検定事業者による自己評価・情報公開・第三者評価ガイドライン」を策定（平成29年10月）

大学教育改革

《「学力の３要素」の更なる伸長》

✔「三つの方針※」に基づく大学教育の質的転換

- 「三つの方針」の一体的な策定・公表の制度化（平成29年4月施行）
- 「三つの方針」策定・運用に関するガイドラインを国が作成・配布

✔認証評価制度の改善

- 「三つの方針」等を共通評価項目とし、平成30年度から認証評価に反映

※「三つの方針」とは、卒業認定・学位授与の方針、教育課程の編成・実施の方針、入学者受入れの方針を指します。

大学入学者選抜改革

《「学力の３要素」の多面的・総合的評価》

✔「大学入学共通テスト」 の導入

◎ 思考力・判断力・表現力の一層の重視

- 「大学入学共通テスト」の実施方針を決定（平成29年7月）
  ▶【国語】【数学】・・・記述式問題を導入
  ▶【英語】・・・４技能（読む・聞く・話す・書く）を適切に評価するため、民間等が実施する資格・検定試験を活用

✔個別入学者選抜の改革

◎ 明確な「入学者受入れの方針」に基づき、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する選抜へ改善

- 新たな評価方法の開発・普及（平成28年度から）
  ▶大学入学者選抜改革推進委託事業
- 「平成33年度大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告」を決定（平成29年7月）
  ▶入学者選抜に関する新たなルールの設定
  ▶調査書・提出書類の改善

20

高大接続システム改革のスケジュール

平成30年３月更新

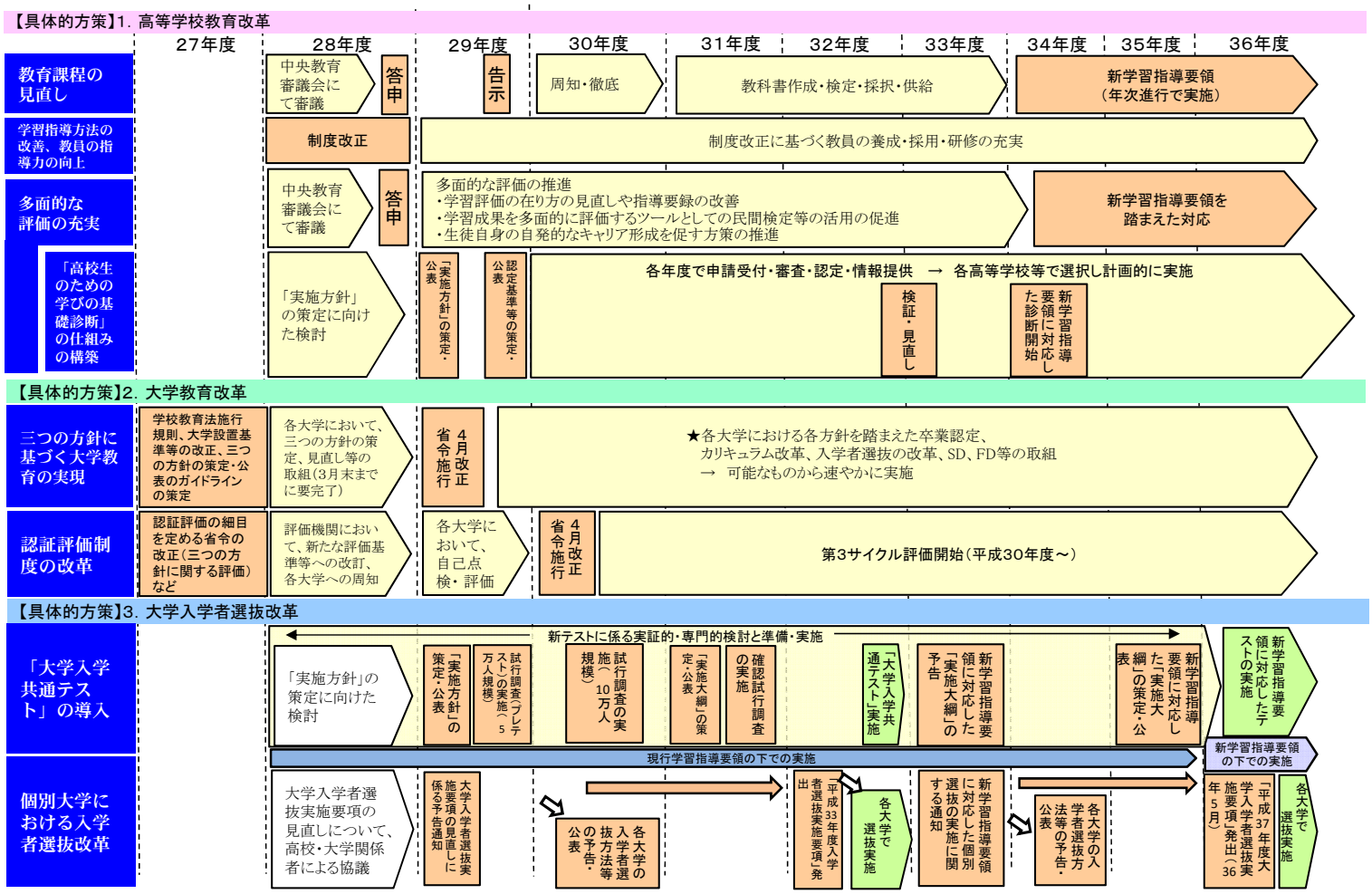

（3）高等学校教育に関する現状

高等学校等への進学率［推移］

高等学校等への進学率は着実に向上し、昭和49年度に90％を超えた

（国公私立の全日制・定時制の計）

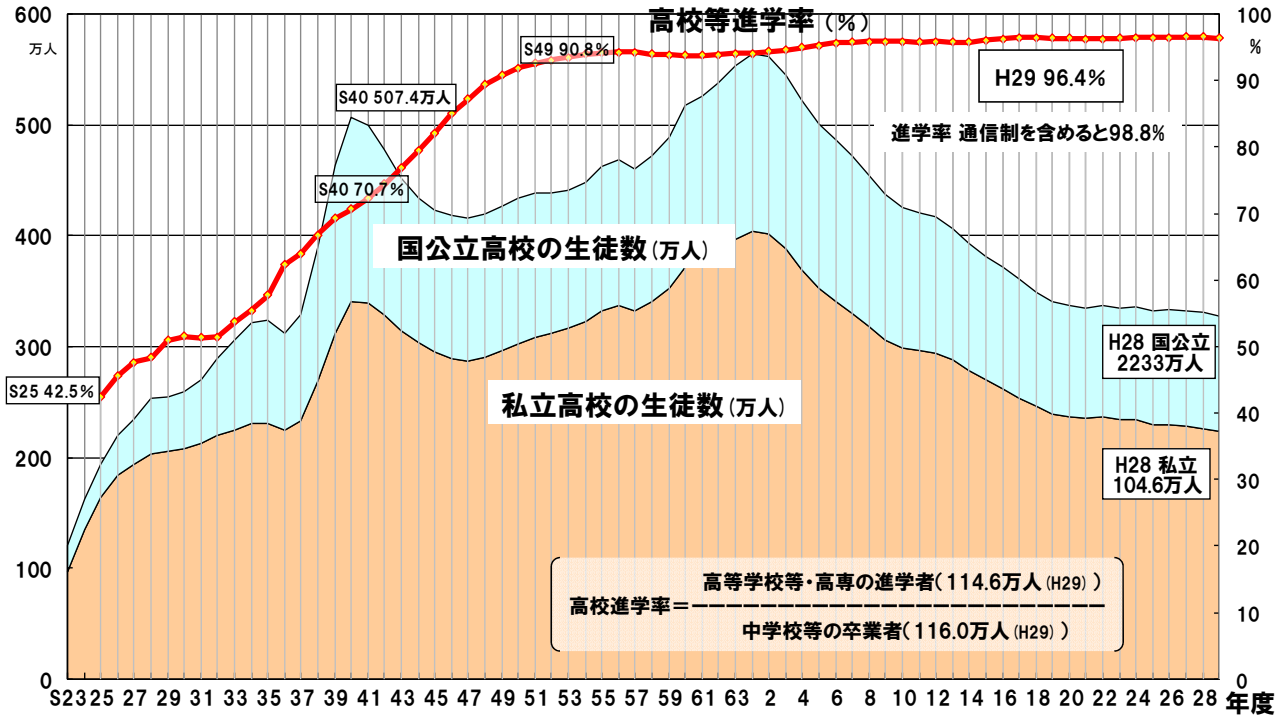

文部科学省「平成29年度学校基本調査（確定値）」

生徒数［推移］

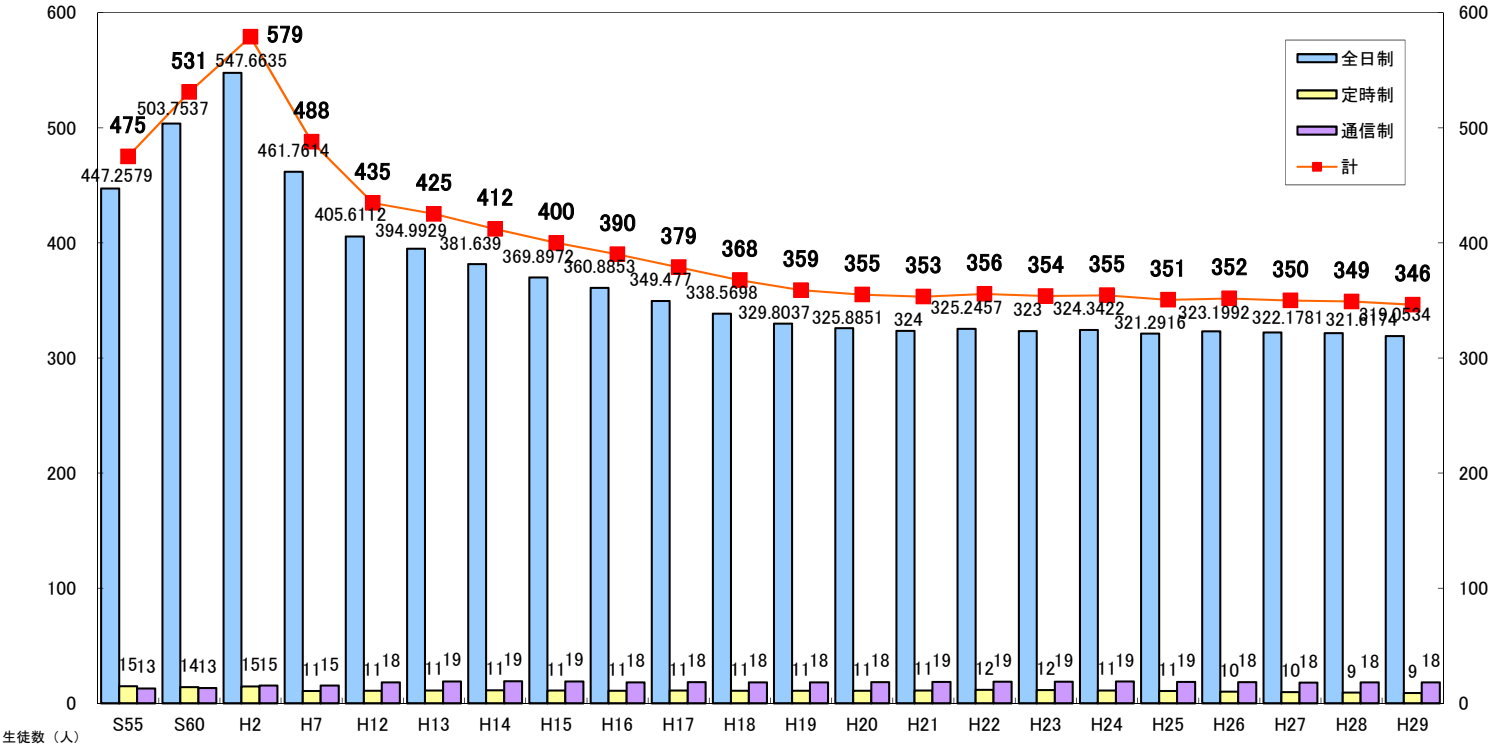

	S55	S60	H2	H7	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
全日制	4,472,579	5,037,537	5,476,635	4,617,614	4,056,112	3,949,929	3,816,390	3,698,972	3,608,853	3,494,770	3,385,698	3,298,037	3,258,851	3,235,937	3,252,457	3,233,248	3,243,422	3,212,916	3,231,992	3,221,781	3,216,174	3,190,534
定時制	149,351	140,144	146,701	107,331	109,322	111,827	112,962	110,855	110,195	110,472	108,815	108,524	108,638	111,374	116,236	116,007	112,187	106,724	102,027	97,333	93,168	89,713
通信制	128,987	132,644	153,983	153,983	181,877	190,132	192,092	190,106	181,785	183,518	182,517	182,595	183,279	186,112	187,538	188,251	189,418	185,589	183,754	180,393	181,031	182,515
計	4,750,917	5,310,325	5,790,322	4,878,928	4,347,311	4,251,888	4,121,444	3,999,933	3,900,833	3,788,760	3,677,030	3,589,156	3,550,768	3,533,423	3,556,231	3,537,506	3,545,027	3,505,229	3,517,773	3,499,507	3,490,373	3,462,762

文部科学省「平成29年度学校基本調査（確定値）」

高等学校の学科数（学科別）［推移］

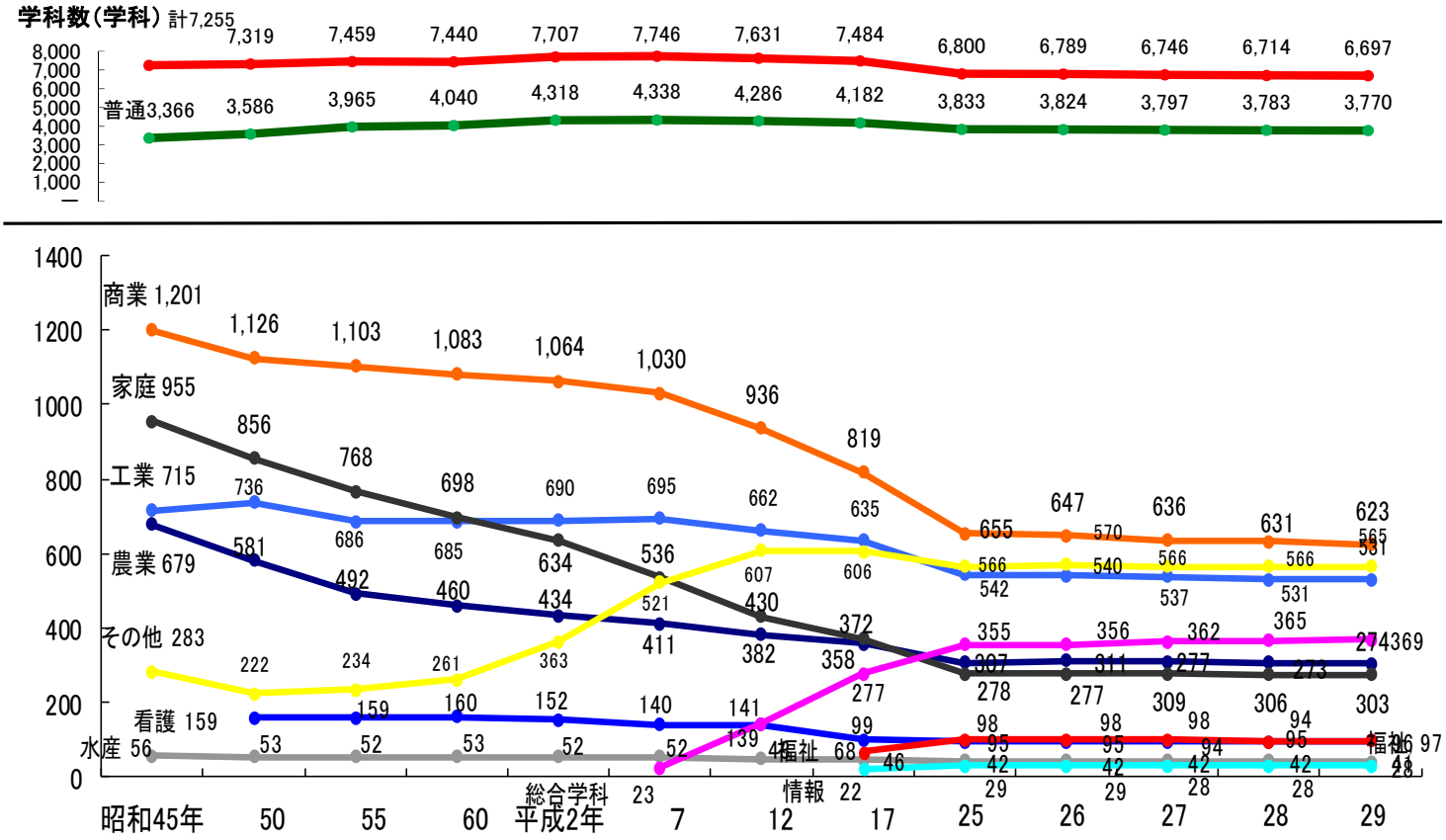

※ 全日制・定時制のみ
※ 学科数について、同一の学科が全日制・定時制の両方に設置されている場合は１として計上。
※「その他の専門学科」には、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係等の学科がある。

文部科学省「平成29年度学校基本調査（確定値）」

25

高等学校の学科別生徒数の構成割合［推移］

職業学科の比率は年々減少。普通科は最近20年間、ほぼ一定（約7割）で推移

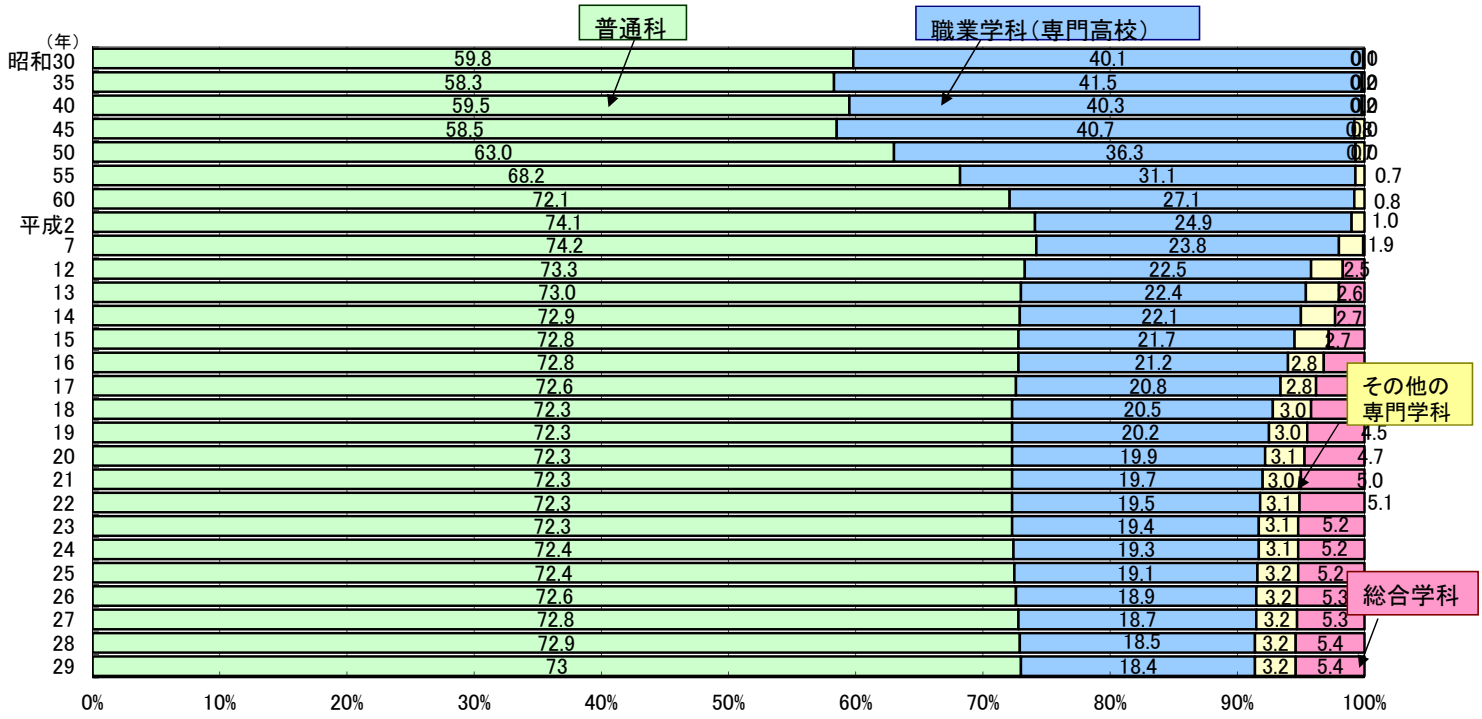

※総合学科は平成6年度より制度化。「その他の専門学科」には、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係等の学科がある。

文部科学省「平成29年度学校基本調査（確定値）」

26

課程別・学科別学校数（平成２９年度）［内訳］

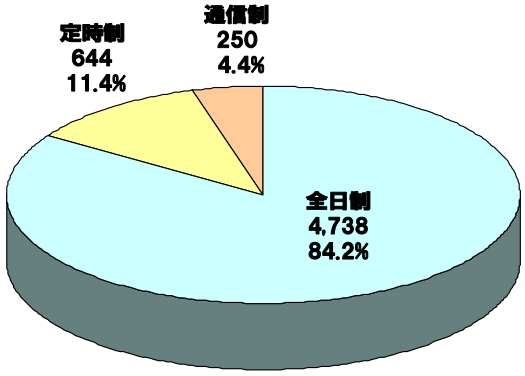

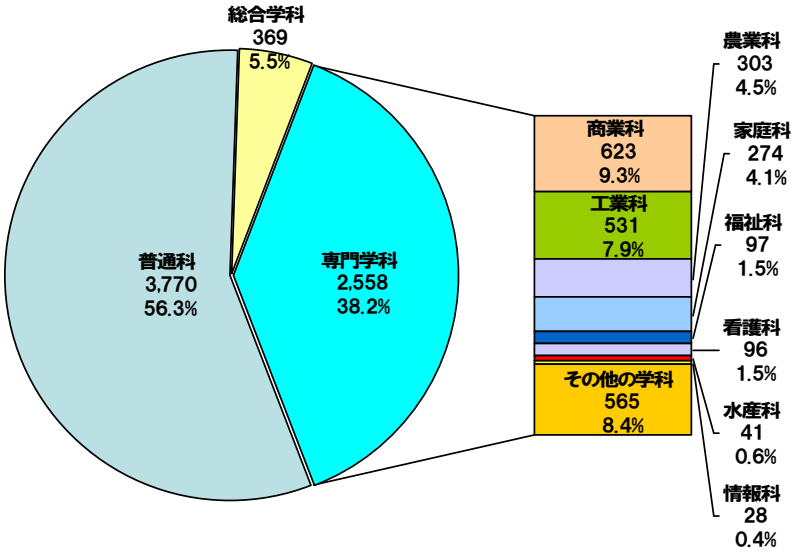

課程別学校数

全日制課程：通常の課程、修業年限３年
定時制課程：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程、修業年限３年以上
通信制課程：通信による教育を行う課程、修業年限３年以上

※一つの学校が2つ以上の課程を併置している場合は、それぞれの課程について、重複して計上。

学科別学校数（全日制・定時制の本科）

※一つの学校が2つ以上の学科を持つ場合は、それぞれの学科について、重複して計上。

文部科学省「平成29年度学校基本調査（確定値）」27

課程別・学科別生徒数（平成２９年度）［内訳］

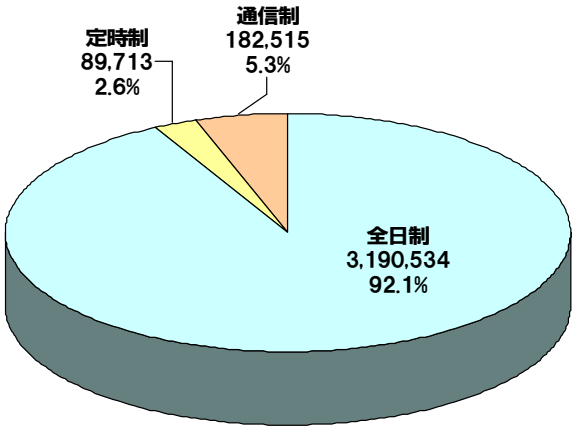

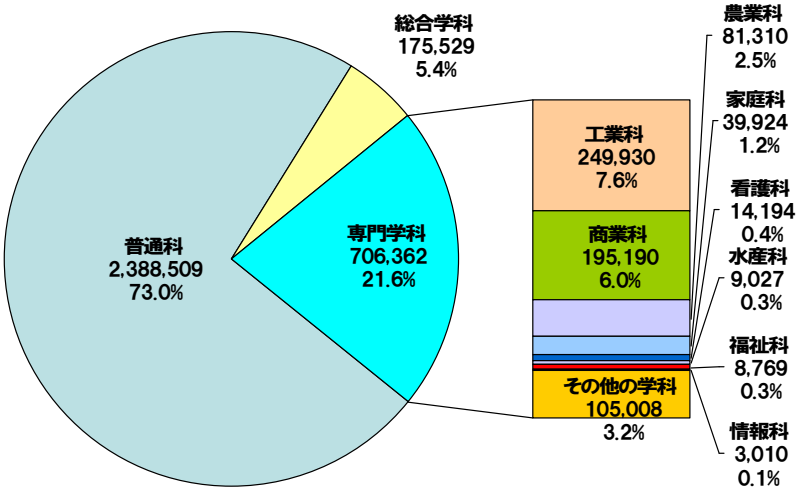

課程別生徒数

全日制課程：通常の課程、修業年限３年
定時制課程：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程、修業年限３年以上
通信制課程：通信による教育を行う課程、修業年限３年以上

学科別生徒数（全日制・定時制の本科）

文部科学省「平成29年度学校基本調査（確定値）」28

高等学校卒業生の進路　［推移］

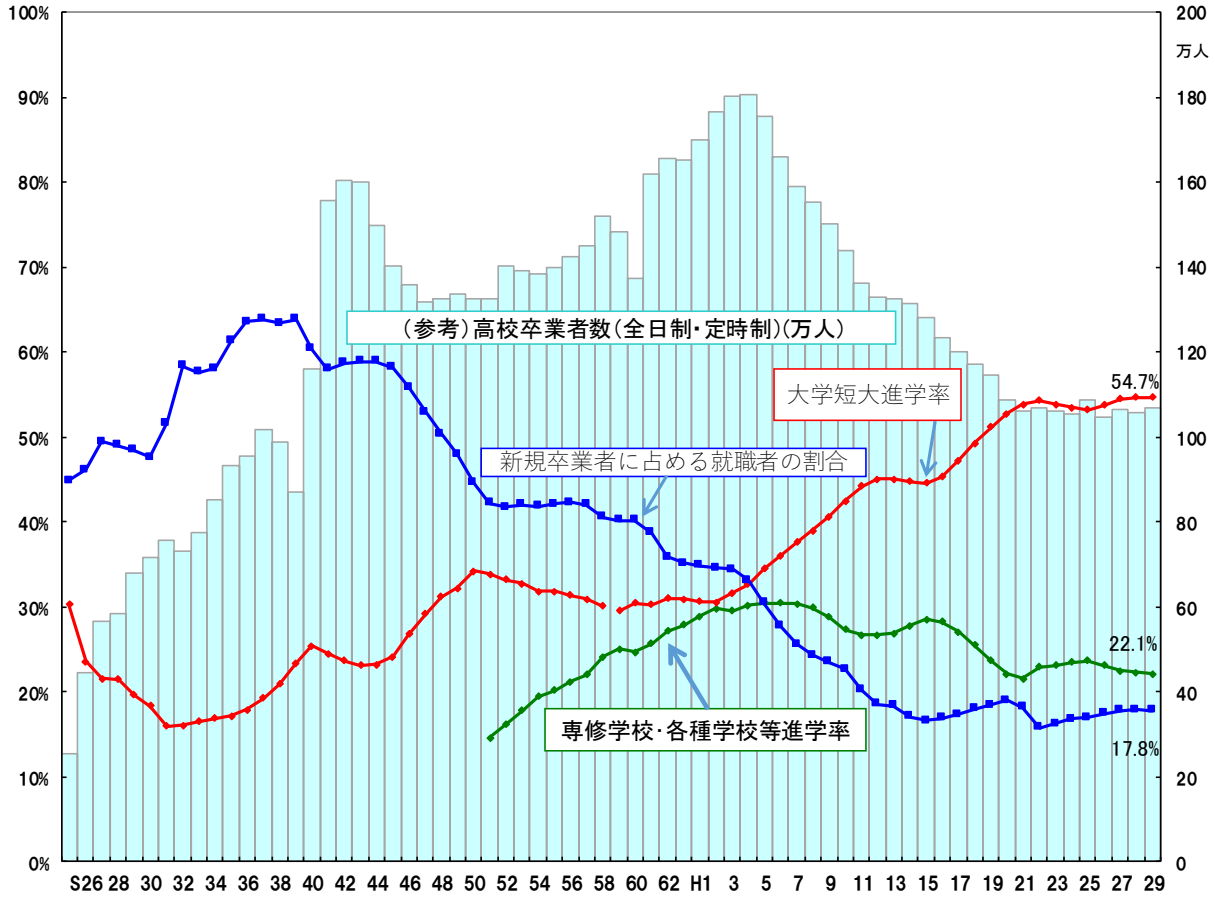

「大学短大進学率」は、昭和58年度以前は通信制への進学を除いており、厳密には59年度以降と連続しない

文部科学省「学校基本調査」

高校生の学力・学習意欲等の状況

○　平日，学校の授業時間以外に**全く又はほとんど勉強していない者は，高校3年生の約4割**

○　高校生の学校外の平均学習時間については、中上位層には大幅な減少からの改善傾向が見られるが、下位層は低い水準で推移している

■高校生の家庭学習時間

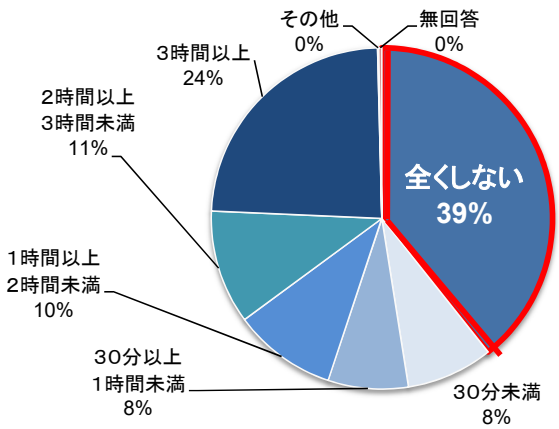

（出典）国立教育政策研究所「平成17年度教育課程実施状況調査」
※平日の平均学習時間。土日は除く。
塾・予備校，家庭教師との学習時間を含む。
※回答人数149,753人

■高校生の学習時間の経年変化

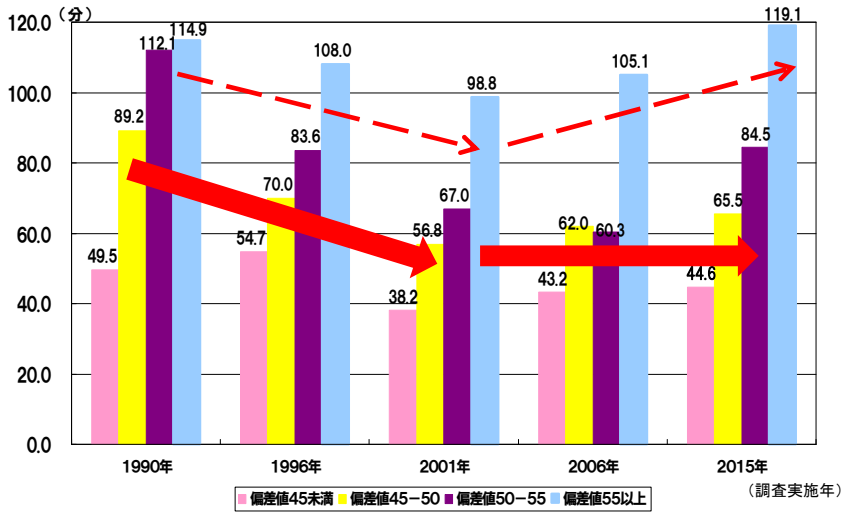

※平日の平均学習時間。土日は除く。塾・予備校、家庭教師との学習時間を含む。

（出典）ベネッセ教育総合研究所「第5回学習基本調査」

OECD生徒の学習到達度調査（PISA2015）の結果

○ 科学的リテラシー、読解力、数学的リテラシーの各分野において、**日本は国際的に見ると引き続き、平均得点が高い上位グループに位置**している。一方で、前回調査と比較して、**読解力の平均得点が有意に低下**しているが、これについては、コンピュータ使用型調査への移行の影響などが考えられる。

○ 今回調査の中心分野である科学的リテラシーの平均得点について、三つの科学的能力別に見ると 日本は各能力ともに国際的に上位に位置している。

○ 生徒の科学に対する態度については、OECD平均と比較すると肯定的な回答をした生徒の割合が依然として低いものの、例えば**自分の将来に理科の学習が役に立つと感じている生徒の割合**が2006年に比べると**増加するなどの改善**が見られた。

平均得点及び順位の推移

※PISA調査：OECDが15歳児（我が国では高校1年生）を対象に実施

・※各リテラシーが初めて中心分野となった回（読解力は2000年、数学的リテラシーは2003年、科学的リテラシーは2006年）のOECD平均500点を基準値として、得点を換算。数学的リテラシー、科学的リテラシーは経年比較可能な調査回以降の結果を掲載。中心分野の年はマークを大きくしている。

・※2015年調査はコンピュータ使用型調査への移行に伴い、尺度化・得点化の方法の変更等があったため、2012年と2015年の間には波線を表示している。

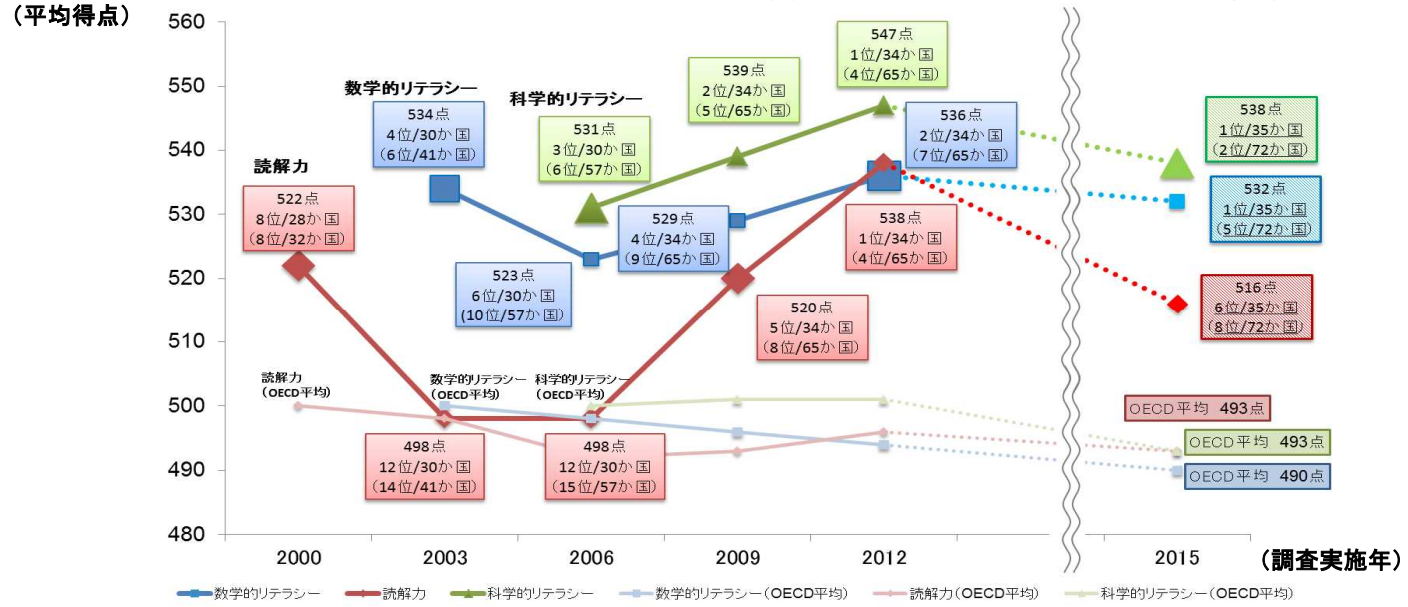

（出典）OECD生徒の学習到達度調査（PISA2015）

PISA2015　読解力の結果分析

○ 従来から見られた「自分の考えを説明すること」などに課題がある。（解答を課題文中から探そうとしているなどの誤答）

○ 過去の結果と比べて正答率に大きな変化があった設問の誤答状況を分析すると、

・複数の課題文の位置付け、構成や内容を理解しながら解答することができていない

・コンピュータ上の複数の画面から情報を取り出して整理し、それぞれの関係を考察しながら解答することができていないなどの誤答が見られた。

読解力の習熟度レベル別の生徒の割合（経年変化）

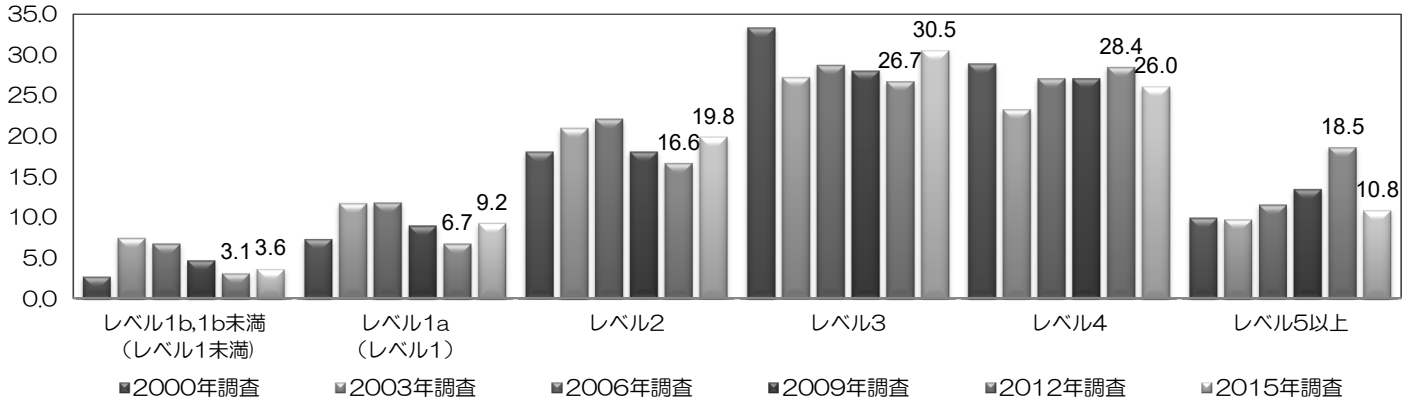

【過去の調査結果と比べて大きな変動があった設問の誤答分析】

○コンピュータ画面上での情報の理解＜世界の言語　問３＞

設問　１ページ目の「表」と２ページ目の「文章」の矛盾点を説明する

誤答　表と文章の読み取りが正確にできておらず、矛盾点をうまく説明できていない

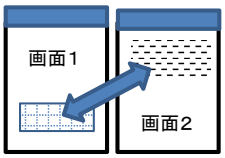

２画面にわたる表の情報と文章の情報を、それぞれ整理し突き合わせることがうまくできなかった可能性

○情報の見落とし＜ワークライト社　問２＞

設問　比較的長い非連続型の文章を読み、解答する

誤答　文章の最後にある情報（注意書き）の位置付けを捉えられていなかったための誤答

○課題文の情報の誤読＜本について　問１＞

設問　宣伝文、書評１、書評２を読み、作者を解答する

誤答　宣伝文の中にある、本の登場人物や書評の執筆者を解答

課題文の情報を整理しながら読めていないために
・一部の情報について文章全体における意義を捉えられていなかった
・複数の文章の関係や個別の情報の意義が捉えられていなかったなどの可能性

国際数学・理科教育動向調査（TIMSS2015）の結果

◆学習への動機付けの課題

＜日本の生徒の学習に対する意識＞
学習への動機付け、実社会との連関に課題

※ 生徒質問紙調査（対象：中学校2年生）において、下記項目につき、「強くそう思う」、「そう思う」と回答した生徒の割合の合計

	数学		理科	
	日本	国際平均	日本	国際平均
数学・理科の勉強は楽しい	52%	71%	66%	81%
数学・理科を勉強すると日常生活に役立つ	74%	84%	62%	85%
他教科を勉強するために数学・理科が必要	67%	80%	36%	73%
志望大学に入るために良い成績が必要	73%	85%	59%	77%
将来望む仕事につくために良い成績が必要	65%	81%	51%	72%
数学・理科を使うことが含まれる職業につきたい	21%	52%	25%	60%

生徒の自己肯定感、社会参画に関する意識

◆米中韓の生徒に比べ、日本の生徒は、「自分には人並みの能力がある」という自尊心を持っている割合が低く、「自らの参加により社会現象が変えられるかもしれない」という意識も低い。

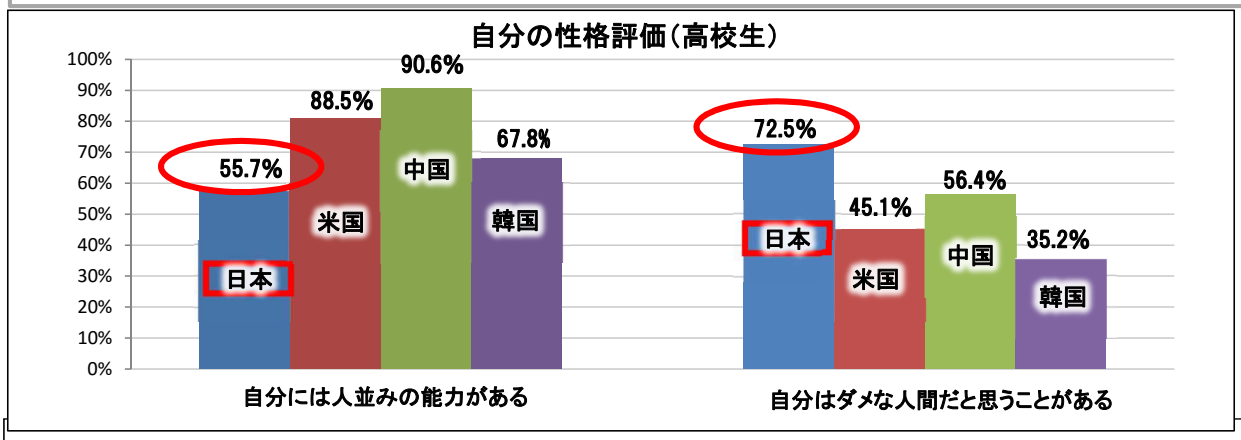

（出典）
（独）国立青少年教育振興機構「高校生の生活と意識に関する調査報告書」（2015年8月）より文部科学省作成

【問33－2】 私の参加により，変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない

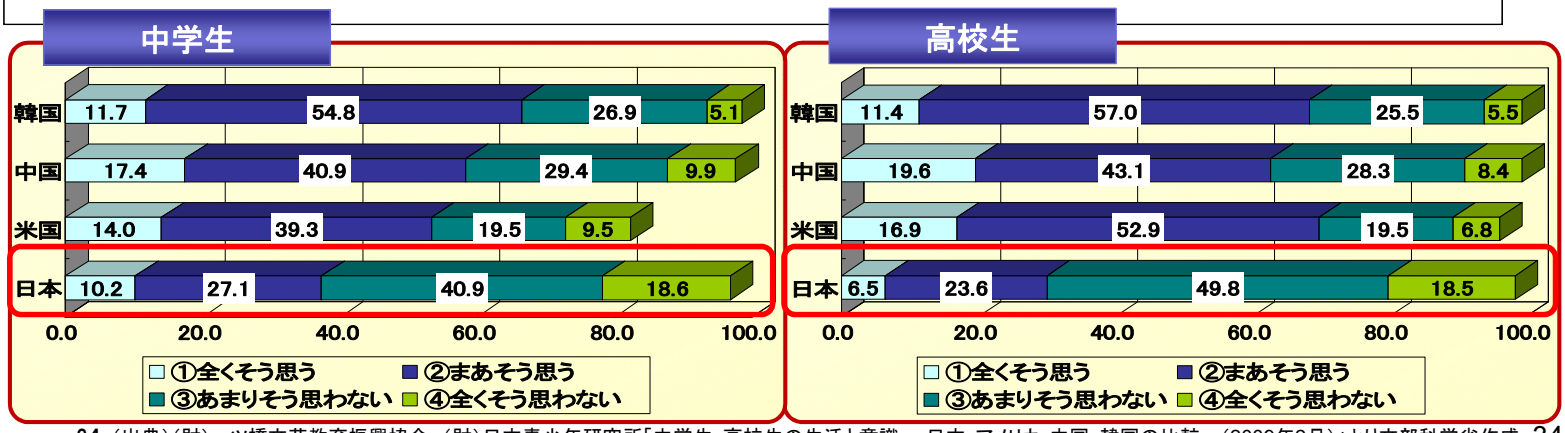

34 （出典）（財）一ツ橋文芸教育振興協会，（財）日本青少年研究所「中学生・高校生の生活と意識 －日本・アメリカ・中国・韓国の比較－（2009年2月）」より文部科学省作成 34

大学における補習授業の実施状況

補習授業を実施している大学数は、平成27年度で389校・全体の約52％であり、平成15年度の2倍強に増加。

［参考］補習授業：卒業要件としての履修単位の範囲外の、本来高等学校レベルで実施すべき教育内容を扱う授業等を行うこと。

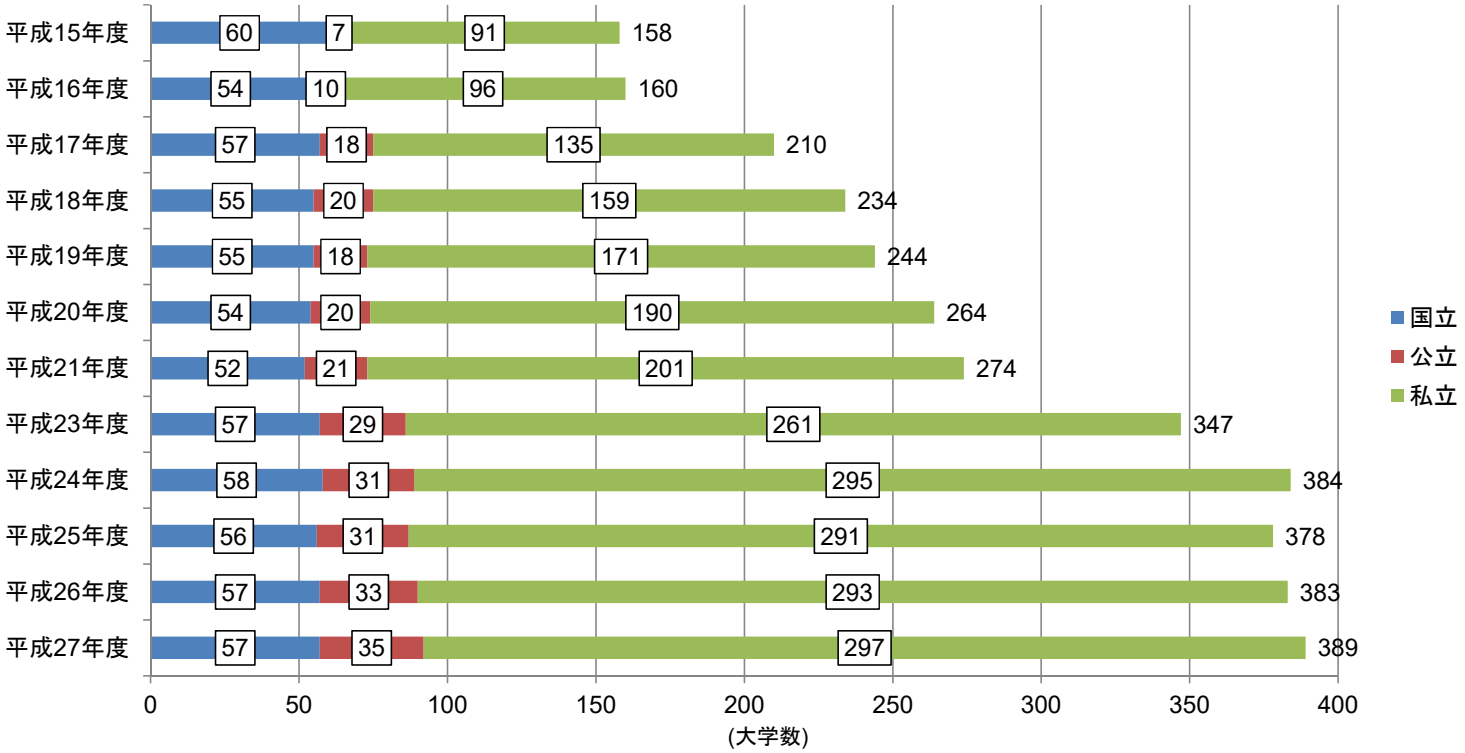

※平成22年度については、東日本大震災の影響を考慮し、調査を実施していない。

（出典）文部科学省「大学における教育内容等の改革状況について」

35

（4）調査研究

「高等学校基礎学力テスト（仮称）」に関する平成２８年度試行調査について

調査の全体像

○ 標記試行調査では「本体調査」「アンケート調査」「共通技能としての読解力調査」からなる**3つの調査を一体的に実施**することを目指す。

（１）本体調査

（対象者）
・実践研究校12校／5,000人（1、2年生）を対象

（実施時期）
・29年1～3月のうち、学校と試行調査受託事業者が調整した日時で実施

（実施方法）
・実践研究校のICT環境の状況に応じて以下の方式から選んで実施
① CBT（オンライン方式）
② CBT（外部媒体方式）
③ CBT及びPBT併用

（実施内容）
・国語、数学、英語の3教科、うち英語は4技能測定
（「話す」は別日程で学校実施）
・1教科当たり50分程度、2段階のレベルから選択

（その他）
・国、数、英の記述式は、最低1問以上実施
（CBT上での実施/採点も可能な限り検証）

※ 平成29年度に3つの調査間でのクロス集計分析を実施

（２）生徒／学校へのアンケート調査

（生徒） 学校内外での学習状況/生活習慣等のアンケート調査
（学校） 生徒の状況、学校での授業・補習等の指導状況、PDCAサイクルの具体的な取組状況等のアンケート調査
※ 両者に対し、調査（1）及び（3）の感想・意見等も調査

（３）共通技能としての読解力調査

・国立情報学研究所（NII）と連携して、本調査を実施
・上記調査（1）の正答状況と、本調査の正答状況とを比較検証することで、試験問題の指示や意図を正確に理解できているかどうかなどを分析し、その後の学校の指導の工夫・充実に活用

「高校生のための学びの基礎診断」に関する平成２９年度試行調査について

○ 高等学校の生徒の学習成果や課題について確認し、学校における指導改善に資するとともに、テストの出題や解答方法、結果の提供方法等に関するデータを収集する。また、ＣＢＴ方式、「思考力・判断力・表現力」等を問う問題の出題及び解答状況等について調査研究を実施する。
○ 平成３０年１月中に実践研究校の協力を得て調査を実施し、本年度中に学校に結果を返却する予定。

＜事業の種類＞

事業区分	対象団体（実践研究校）		教科	対象学年・学級	実施方法
事業Ａ	継続団体	１０団体、１２校	国語・数学・英語	第１、第２学年の全学級	紙筆試験（ＰＢＴ方式。但し、英語スピーキングテストはＣＢＴ方式）
事業Ｂ	新規団体	７団体、８校	国語	第１、第２学年の全学級	紙筆試験（ＰＢＴ方式）
事業Ｃ			数学		紙筆試験（ＰＢＴ方式）
事業Ｄ			英語		紙筆試験（ＰＢＴ方式）、ＣＢＴ方式のいずれか（併用可） 但し、英語スピーキングテストはＣＢＴ方式
事業Ｅ			国語・数学・英語	第１、第２学年の各１学級	ＣＢＴ方式（ＣＢＴの特性を生かした試験問題を出題）

※上記のほか、アンケート調査（学校用、生徒用）を実施する。

＜各教科の実施内容等＞

教科	科目	解答時間	問題の内容		解答方式
			基本的枠組	共通事項	
国語	国語総合	５０分	○思考力・判断力・表現力等を問う問題を出題 ○義務教育段階の内容を含める	○「書くこと」に関する問題 →複数の文字数（例えば、20字、40字、80字、120字）の記述式問題 ○統合的応用問題（仮称）→社会生活とのつながりを意識した設定において、高校生に求められる基礎的な国語の能力を確認する問題 ※テクストの全体又は部分を把握、精査・解釈して解答する問題	○記述式を基本（必要に応じて選択式を出題）
数学	数学Ⅰ	５０分		○数学に関する基礎的な知識・技能を活用して解く問題→「数と式」、「図形と計量」、「二次関数」、「データの分析」の内容について活用する問題（解答は記述式） ○統合的応用問題（仮称）→数学と生活を関連づけ、数学的方法によって課題を解決する場面を設定し、高校生に求められる数学の基礎的な能力を確認する問題	
英語	コミュニケーション英語Ⅰ	６０分～70分程度	○４技能を測定 ○ＣＥＦＲのＡ１～Ａ２レベルを目安 ○義務教育段階の内容を含める	○「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」に関する問題 →実際の言語使用場面を設定するなど ○「話すこと」に関する問題 →実際の言語使用場面を念頭に置いた内容とするなど	○選択式を基本 ○「書くこと」について記述式問題 ○「話すこと」についてＣＢＴ方式（録音方式）とする。

※事業Ｅの教科（国語・数学・英語）については、必ずしも上記の実施内容等によらず、ＣＢＴの特性を生かした試験問題を出題する。

高校生の基礎学力の定着に向けた学習改善のための研究開発事業
実践研究校一覧

【平成28年度からの継続団体】

整理番号	委託団体	実践研究校	学　科	生徒数 1年	生徒数 2年	生徒数 合計
1	北海道教育委員会	札幌英藍高等学校	普通科	320	318	638
2	山形県教育委員会	庄内総合高等学校	総合学科	108	94	202
3	石川県教育委員会	松任高等学校	普通科、総合学科	189	172	361
4	静岡県教育委員会	熱海高等学校	普通科	105	94	199
5	滋賀県教育委員会	玉川高等学校	普通科	320	319	639
6	大阪府教育委員会	大阪府教育センター附属高等学校	普通科	281	280	561
7	兵庫県教育委員会	柏原高等学校	普通科	240	277	517
		姫路南高等学校	普通科	240	239	479
8	島根県教育委員会	出雲農林高校	専門学科（植物科学科、環境科学科、食品科学科、動物科学科）	161	156	317
9	岡山県教育委員会	林野高等学校	普通科	112	133	245
		岡山工業高等学校	専門学科（機械科、土木科、化学工学科、デザイン科、建築科、情報技術科、電気科）	320	318	638
10	福岡県教育委員会	朝倉東高等学校	普通科・専門学科（総合ビジネス、ビジネス情報科）	200	199	399
合計		12校		2,596	2,599	5,195

【平成29年度からの新規団体】

整理番号	委託団体	実践研究校	学　科	生徒数 1年	生徒数 2年	生徒数 合計
1	千葉県教育委員会	船橋法典高等学校	普通科	240	230	470
2	山梨県教育委員会	市川高等学校	普通科、英語科	150	151	301
		富士北稜高等学校	総合学科	260	254	514
3	岐阜県教育委員会	海津明誠高等学校	普通科、情報処理科、生活福祉科	189	181	370
4	三重県教育委員会	菰野高等学校	普通科	160	158	318
5	奈良県教育委員会	榛生昇陽高等学校	普通科、福祉科	192	182	374
6	高知県教育委員会	高知丸の内高等学校	普通科 音楽科	167	164	331
7	学校法人文理開成学園	文理開成高等学校	普通科（大学進学コース、普通コース）	42	33	75
合計		8校		1,400	1,353	2,753

※生徒数は、継続団体・新規団体ともに平成29年4月現在の人数

高校生の基礎学力の定着に向けた学習改善のための研究開発事業

平成３０年度予算額（案）　７２百万円
（平成２９年度予算額　１３８百万円）

1．目的

「経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月）」及び「教育再生実行会議第10次提言（平成29年6月）」等を踏まえ、「高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「学習意欲の喚起」を目的とした「高校生のための学びの基礎診断」の運用開始を見据え、以下の取組みを通して高等学校現場のＰＤＣＡサイクルの確立を目指す。

（1）実践研究校において、基礎学力の定着に向けたきめ細やかな学習指導に取り組むための学習指導体制の検討や教材開発等

（2）試行調査を実施し、上記のＰＤＣＡサイクルに資するとともに、調査問題を精査の上、問題例として公表し、民間事業者による認定ツールの出題の参考に資する。合わせて、テスト手法に関し研究開発

2．実施内容

（1）「高校生のための学びの基礎診断」の運用を念頭に置いた基礎学力の着実な定着に取り組む実践研究校における調査研究
（委託事業　対象：都道府県教育委員会等）

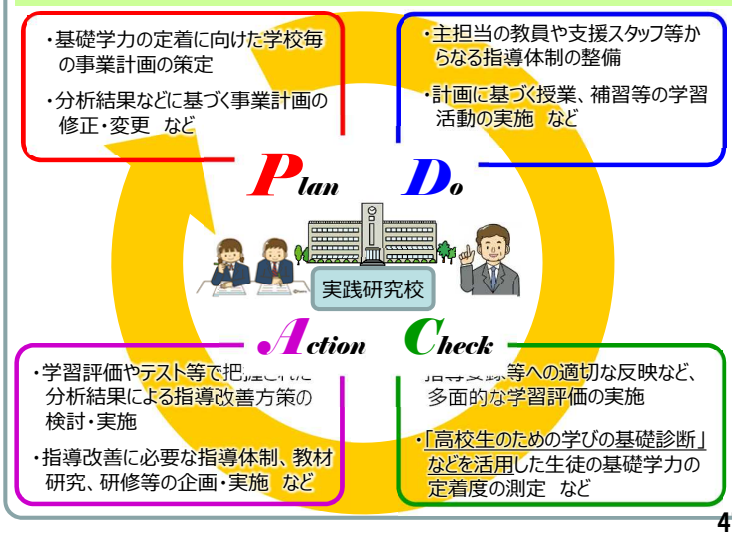

（2）試行調査の実施及びテスト手法の研究開発
（委託事業　対象：民間事業者等）

①試行調査
ＰＤＣＡサイクルに資するとともに、調査問題に対する解答状況等の分析によって得られた項目特性値（難易度等）のデータを付加した問題例を公表し、民間事業者による認定ツールの出題に際して難易度等の参考に資する。

試行調査のイメージ

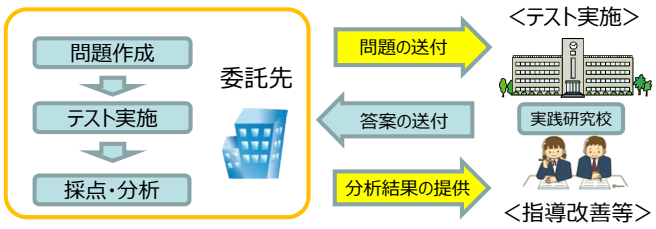

②テスト手法の開発
試行調査と合わせて、「思考力・判断力・表現力等」を問う記述式問題の作成など、テスト手法に関する研究開発を行う。

（5）教育課程の見直し

今後の学習指導要領改訂に関するスケジュール（現時点の進捗を元にしたイメージ）

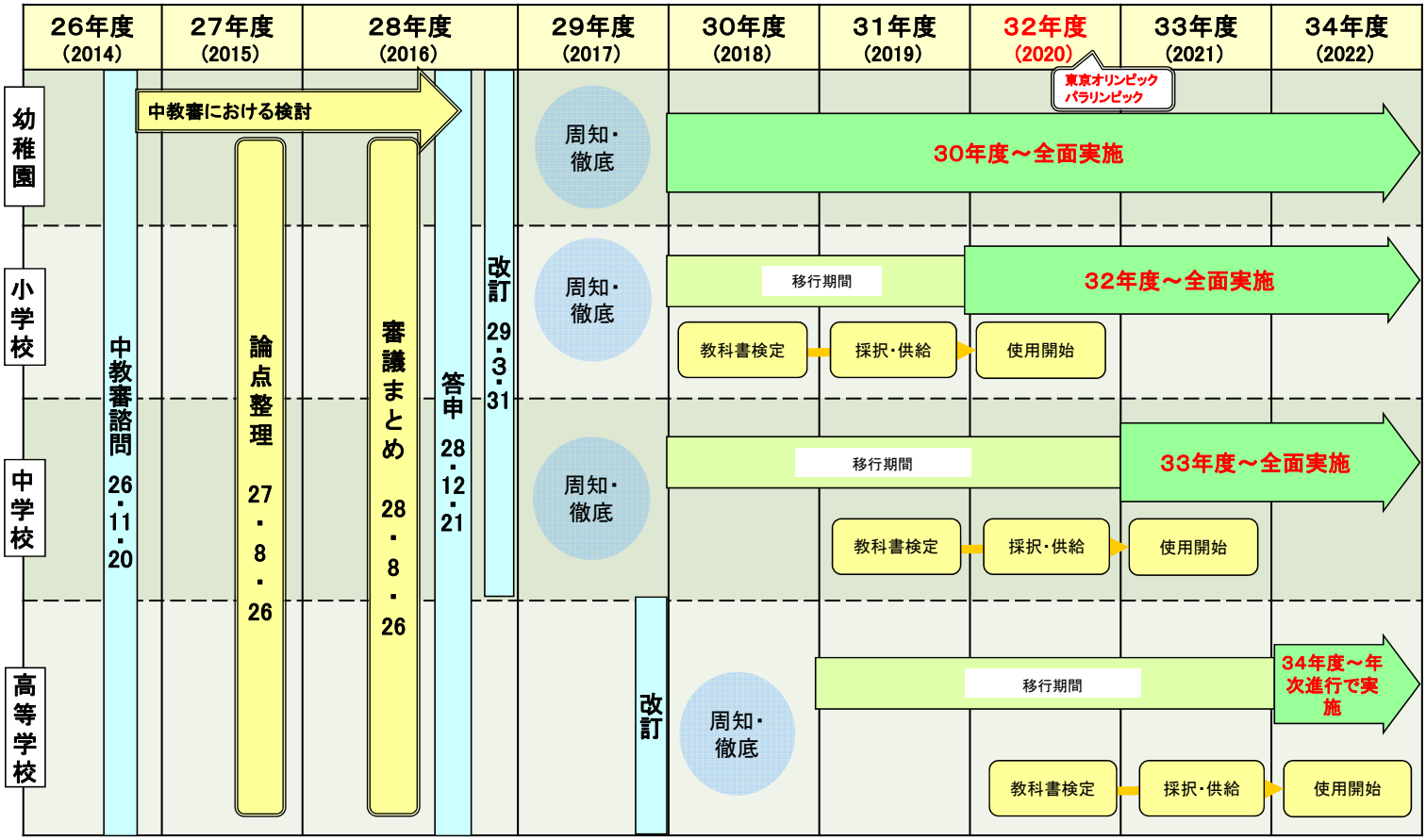

特別支援学校学習指導要領（幼稚部及び小学部・中学部）についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
特別支援学校学習指導要領（高等部）についても、高等学校学習指導要領と一体的に改訂を進める。

学習指導要領改訂の背景

人工知能が進化して、
人間が活躍できる職業は
なくなるのではないか。

今学校で教えていることは、
時代が変化したら
通用しなくなるのではないか。

子供たちに、情報化やグローバル化など急激な社会的変化の中でも、
未来の創り手となるために必要な資質・能力を
確実に備えることのできる学校教育を実現する。

よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を作るという**目標を学校と社会が共有**して実現

社会や産業の構造が変化し、質的な豊かさが成長を支える成熟社会に移行していく中で、私たち人間に求められるのは、定められた手続を効率的にこなしていくにとどまらず、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかを考え、主体的に学び続けて自らの能力を引き出し、自分なりに試行錯誤したり、多様な他者と協働したりして、新たな価値を生み出していくことであるということ、そのためには生きて働く知識を含む、これからの時代に求められる資質・能力を学校教育で育成していくことが重要であるということを、学校と社会とが共通の認識として持つことができる好機にある。

学校教育のよさをさらに進化させるため、学校教育を通じて子供たちが身に付けるべき資質・能力や学ぶべき内容などの全体像を分かりやすく見渡せる**「学びの地図」**として、**学習指導要領を示し、幅広く共有**

- これからの時代に求められる知識や力とは何かを明確にし、教育目標に盛り込む。これにより、子供が学びの意義や成果を自覚して次の学びにつなげたり、学校と地域・家庭とが教育目標を共有してカリキュラム・マネジメントが実現しやすくなる。
- 生きて働く知識や力を育む質の高い学習過程を実現するため、各教科における学びの特質を明確にするとともに、授業改善の視点（「アクティブ・ラーニングの視点」）を明確にする。これにより、教科の特質に応じた深い学びと、我が国の強みである「授業研究」を通じたさらなる授業改善が実現する。

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問（26年11月20日）の概要

趣旨

◆ 子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性。

◆ そうした厳しい挑戦の時代を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が必要。

◆ そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要。

◆ 特に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが必要。また、学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点が重要。

審議事項の柱

1．教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方

○これからの時代を、自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力の育成に向けた教育目標・内容の改善

○課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）の充実と、そうした学習・指導方法を教育内容と関連付けて示すための在り方

○育成すべき資質・能力を育む観点からの学習評価の改善

2．育成すべき資質・能力を踏まえた、新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直し

3．学習指導要領等の理念を実現するための、各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策

○各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連のカリキュラム・マネジメントの普及

○「アクティブ・ラーニング」などの新たな学習・指導方法や、新しい学びに対応した評価方法等の開発・普及

学習指導要領改訂の方向性

新しい時代に必要となる資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く**知識・技能**の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む
「社会に開かれた教育課程」の実現
各学校における「**カリキュラム・マネジメント**」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要となる資質・能力を踏まえた教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

※高校教育については、些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

高等学校の教科・科目構成について

（科目構成等に変更があるものを抜粋）

…共通必履修　…選択必履修

※　グレーの枠囲みは既存の科目

国語科

- 論理国語
- 文学国語
- 国語表現
- 古典探究
- 現代の国語
- 言語文化

外国語科

- 英語コミュニケーションⅡ・Ⅲ（「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の統合型）
- 論理・表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（スピーチやプレゼンテーション、ディベート、ディスカッション等）
- 英語コミュニケーションⅠ（「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の統合型）

※英語力調査の結果やＣＥＦＲのレベル、高校生の多様な学習ニーズへの対応なども踏まえ検討。

地理歴史科

- 地理探究
- 日本史探究
- 世界史探究
- 地理総合
- 歴史総合

公民科

- 倫理
- 政治・経済
- 公共

家庭科

- 家庭基礎
- 家庭総合

情報科

- 情報Ⅱ
- 情報Ⅰ

理数科

- 理数探究
- 理数探究基礎

総合的な探究の時間

- 総合的な探究の時間

※　実社会・実生活から自ら見出した課題を探究することを通じて、自分のキャリア形成と関連付けながら、探究する能力を育むという在り方を明確化する。

数学科

- 数学Ⅲ
- 数学Ⅱ
- 数学Ⅰ
- 数学Ｃ
- 数学Ｂ
- 数学Ａ

理科

- 科学と人間生活
- 物理
- 物理基礎
- 化学
- 化学基礎
- 生物
- 生物基礎
- 地学
- 地学基礎

高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数

〔 改 訂 案 〕

教科	科 目	標準単位数	必履修科目
国語	現代の国語	2	○
	言語文化	2	○
	論理国語	4	
	文学国語	4	
	国語表現	4	
	古典探究	4	
地理歴史	地理総合	2	○
	地理探究	3	
	歴史総合	2	○
	日本史探究	3	
	世界史探究	3	
公民	公共	2	○
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	○ 2単位まで減可
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	3	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学C	2	
理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	

〔 現 行 〕

教科	科 目	標準単位数	必履修科目
国語	国語総合	4	○ 2単位まで減可
	国語表現	3	
	現代文A	2	
	現代文B	4	
	古典A	2	
	古典B	4	
地理歴史	世界史A	2	○
	世界史B	4	
	日本史A	2	○
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」又は「倫理」・「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	○ 2単位まで減可
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	5	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学活用	2	
理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	
	理科課題研究	1	

保健体育	体育	7～8	○
	保健	2	○
芸術	音楽Ⅰ	2	○
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2	
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	○ 2単位まで減可
	英語コミュニケーションⅡ	4	
	英語コミュニケーションⅢ	4	
	論理・表現Ⅰ	2	
	論理・表現Ⅱ	2	
	論理・表現Ⅲ	2	
家庭	家庭基礎	2	○
	家庭総合	4	
情報	情報Ⅰ	2	○
	情報Ⅱ	2	
理数	理数探究基礎	1	
	理数探究	2～5	
総合的な探究の時間		3～6	○ 2単位まで減可

保健体育	体育	7～8	○
	保健	2	○
芸術	音楽Ⅰ	2	○
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2	
外国語	コミュニケーション英語基礎	2	○ 2単位まで減可
	コミュニケーション英語Ⅰ	3	
	コミュニケーション英語Ⅱ	4	
	コミュニケーション英語Ⅲ	4	
	英語表現Ⅰ	2	
	英語表現Ⅱ	4	
	英語会話	2	
家庭	家庭基礎	2	○
	家庭総合	4	
	生活デザイン	4	
情報	社会と情報	2	○
	情報の科学	2	
総合的な学習の時間		3～6	○ 2単位まで減可

各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

○ 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。

○ そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

総則

小学校学習指導要領
第1　小学校教育の基本と教育課程の役割
4　各学校においては，児童や学校，地域の実態を適切に把握し，教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと，教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと，教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して，教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする。

第5　学校運営上の留意事項
1　教育課程の改善と学校評価等
ア　各学校においては，校長の方針の下に，校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ，相互に連携しながら，各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努めるものとする。また，各学校が行う学校評価については，教育課程の編成，実施，改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ，カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意するものとする。

カリキュラム・マネジメントの3つの側面

① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していく。

② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立する。

③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせる。

学習指導要領総則の構造とカリキュラム･マネジメントのイメージ

教育課程の構造や、新しい時代に求められる資質･能力の在り方、アクティブ･ラーニングの考え方等について、**すべての教職員**が校内研修や多様な研修の場を通じて**理解を深めることができるよう**、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」の視点から**学習指導要領の要**であり、**教育課程に関する基本原則を示す「総則」を抜本的に改善**し、必要な事項を**分かりやすく整理**。

何ができるようになるか

○ 小学校教育の基本

何が身に付いたか

○ 学習評価を通じた学習指導の改善

子供の発達をどのように支援するか

○ 児童の発達の支援
○ 特別な配慮を必要とする生徒への指導

何を学ぶか

○ 教育課程の編成

どのように学ぶか

○ 教育課程の実施

実施するために何が必要か

○ 学校の指導体制の充実　○ 家庭･地域との連携･協働

主体的・対話的で深い学びの実現（「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」が実現できているか。

【例】
- 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる
- 「キャリア・パスポート（仮称）」などを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする

主体的な学び
対話的な学び
深い学び

学びを人生や社会に生かそうとする**学びに向かう力・人間性**等の涵養

生きて働く**知識・技能**の習得

未知の状況にも対応できる**思考力･判断力･表現力**等の育成

【対話的な学び】

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「対話的な学び」が実現できているか。

【例】
- 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広める
- あらかじめ個人で考えたことを、意見交換したり、議論したり、することで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする
- 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図る

【深い学び】

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「深い学び」が実現できているか。

【例】
- 事象の中から自ら問いを見いだし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む
- 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通して集団としての考えを形成したりしていく
- 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく

外国語教育の抜本的強化のイメージ

CEFR
B2（英検準1級）
B1（英検2級）
A2（英検準2級）
A1（英検3級～5級）

現状

・学年が上がるにつれて意欲に課題
・学校種間の接続が不十分

高等学校
英検準2級程度以上の生徒
36．4％（目標50％）
・学習意欲、発信力に課題
・言語活動が十分でない

高校卒業レベル 3000語程度
高校で 1800語程度

中学校
年間140単位時間（週4コマ程度）
英検3級程度以上の生徒
36．1％（目標50％）
・学習意欲、積極性の向上
・言語活動が十分でない

中学校で 1200語程度

小学校
年間35単位時間（週1コマ程度）
活動型
・読み書きに対する意欲
・音声から文字への接続に課題がある

改善・充実

新たな外国語教育

「何が出来るようになるか」という観点から、国際基準（CEFR※）を参考に、**小・中・高等学校を通じた5つの領域（「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り・発表）」「書くこと」）別の目標を設定**

高等学校
・**5領域を総合的に扱う科目**群として「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ」を、**発信力を高める科目**群として「論理・表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を設定
・授業は外国語で行うことを基本とする（前回改訂より）

高校卒業レベル 4000～5000語程度
高校で 1800～2500語程度

中学校
年間140単位時間（週4コマ程度）
・互いの考えや気持ちなどを外国語で伝え合う**対話的な活動を重視**
・具体的な課題を設定するなどして、学習した語彙、表現などを**実際に活用する言語活動を充実**
・**授業は外国語**で行うことを基本とする

中学校で 1600～1800語程度

小学校
○5・6年 （**教科型**） 年間70単位時間（**週2コマ**程度）
・段階的に「読むこと」「書くこと」を加える
・指導の系統性を確保 （15分程度の短時間学習の活用等を含めた弾力的な時間割編成も可能）

○3・4年 （**活動型**） 年間35単位時間（**週1コマ**程度）
・「聞くこと」「話すこと（やり取り・発表）」を中心とする
・外国語に慣れ親しませ、学習への動機付けを高める

小学校で 600～700語程度

※CEFR：欧州評議会（Council of Europe）が示す、外国語の学習や教授等のためのヨーロッパ共通参照枠を言う。英検との対照は日本英語検定協会が公表するデータによる。

日本の高校生の英語の課題

日本の高校生の英語力は、依然として<u>4技能全てに課題</u>があり、<u>特にスピーキングとライティング</u>において課題が大きい。

一方で、４技能いずれにおいても、A1レベルの人数の割合が減少し、A２レベル以上が増加するなど改善がみられる。

【CEFR A2以上の生徒の割合】
- リーディング：＋７．３ポイント
- リスニング　：＋４．９ポイント
- ライティング：＋６．９ポイント
  ※無回答の割合が減り、得点者は１０％以上増加している。
- スピーキング：＋０．５ポイント
  ※平均点は上昇したが、依然として課題が大きい。

平成27年度　英語力調査結果（高校3年生）の速報（概要）

読むこと

Reading CEFR	得点	平成26年度 人数	平成26年度 割合	平成27年度 人数	平成27年度 割合
B2		14	0.0%	30	0.1%
		3		14	
		7		35	
B1		11	1.2%	41	2.0%
		34		51	
		36		73	
	260	47		122	
	250	82		175	
	240	108		250	
	230	188		347	
	220	272		503	
A2	210	404	23.5%	730	29.9%
	200	556		1007	
	190	854		1365	
	180	1204		1957	
	170	1707		2580	
	160	2367		3648	
	150	3324		5063	
	140	5031		7144	
A1	130	7989	75.3%	9963	68.0%
	120	11631		12791	
	110	12396		12821	
	100	9740		9486	
	90	4663		4891	
	80	1813		2038	
	70	598		696	
	60	206		240	
	50	75		105	
	40	50		35	
	30	18		35	
	20	1		1	
	10	0		0	
	0	282		332	
	平均	126.7		131.9	
	調査対象	65,711		78,569	

聞くこと

Listening CEFR	得点	平成26年度 人数	平成26年度 割合	平成27年度 人数	平成27年度 割合
B2		55	0.1%	123	0.2%
B1		18	1.2%	56	2.1%
		30		62	
		29		77	
		51		90	
		67		176	
	260	82		172	
	250	120		238	
	240	158		342	
	230	219		414	
A2	220	316	20.3%	607	24.2%
	210	444		751	
	200	562		1046	
	190	835		1377	
	180	1043		1770	
	170	1500		2241	
	160	1992		2835	
	150	2790		3683	
	140	3857		4700	
A1	130	5268	78.4%	6111	73.6%
	120	7526		7728	
	110	8713		9265	
	100	8936		9325	
	90	7788		8611	
	80	5734		6794	
	70	3449		4289	
	60	2110		2594	
	50	913		1299	
	40	391		642	
	30	186		331	
	20	103		144	
	10	94		147	
	0	332		529	
	平均	117.1		120.7	
	調査対象	65,711		78,569	

書くこと

Writing CEFR	得点	平成26年度 人数	平成26年度 割合	平成27年度 人数	平成27年度 割合
B2		0	0.0%	0	0.0%
		0		1	
		0		0	
B1		2	0.3%	2	0.7%
		6		18	
		10		46	
	110	59		179	
	105	101		288	
A2	100	306	10.7%	679	17.2%
	95	420		726	
	90	829		1,370	
	85	737		1,577	
	80	1,465		2,130	
	75	1,525		3,515	
	70	1,752		3,563	
A1	65	1,668	89.1%	4,518	82.1%
	60	2,169		3,709	
	55	1,876		4,130	
	50	2,400		3,651	
	45	2,039		2,435	
	40	2,346		3,208	
	35	1,940		2,234	
	30	2,441		2,668	
	25	2,045		2,861	
	20	2,226		3,551	
	15	2,151		4,621	
	10	2,529		12,844	
	5	2,889		0	
	0	29,973		14,303	
	平均	24.9		37.5	
	調査対象	65,904		78,827	
	0点	20,059	30.4%	14,303	18.1%

話すこと

Speaking CEFR	得点	平成26年度 人数	平成26年度 割合	平成27年度 人数	平成27年度 割合
B1		166	1.0%	211	1.2%
A2		193	9.5%	239	9.8%
		330		390	
		418		422	
		559		611	
A1		621	89.5%	748	89.0%
	8	718		905	
	7	898		1026	
	6	1143		1168	
	5	1602		1569	
	4	1085		1028	
	3	1629		1601	
	2	1444		0	
	1	2816		3918	
	0	2210		3149	
	平均	4.2		4.3	
	調査対象	15,832		16,985	
	0点	2,210	14.0%	3,149	18.5%

※平成27年度のスコアは、平成26年度と共通の尺度にするため「等化」を行っている。(等化とは、同一の仕様に基づいて開発される問題項目の内容が異なる複数のテスト間で、どのテストを受験しても結果が同じ尺度上の得点で表現され、異なるテストの受験者間で得点を比較することを可能にする統計処理を指す)

なお、「書くこと」「話すこと」において、人数が表れていない得点帯があるが、これらは等化の結果、得点が小数点以下を含んだ状態で算出され、度数分布を作成した際に出現しない得点帯があるためである。

54

「話すこと」及び「書くこと」における「外国語表現の能力」の評価を評価するためのパフォーマンステストの実施状況（学科別）

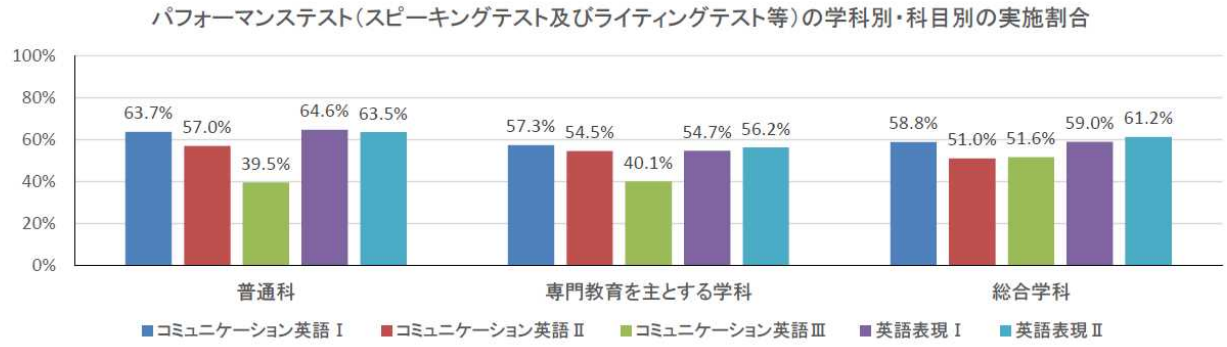

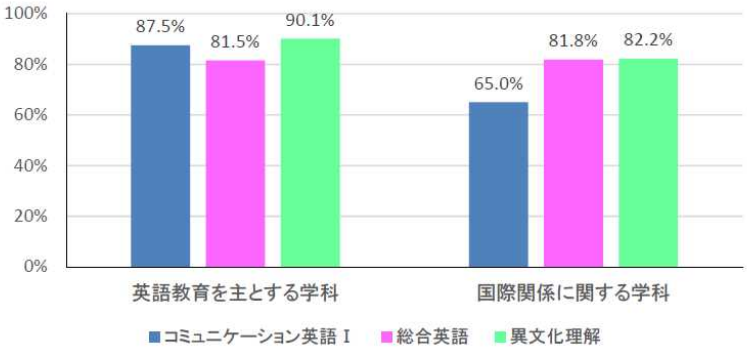

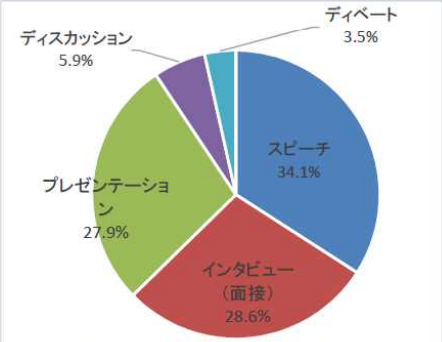

（参考）実施されているスピーキングテストの内訳（全学科の合計）

8

出典：文部科学省　平成28年度　英語教育実施状況調査（高等学校）

「生徒の英語力向上推進プラン」（ 平成27年6月）

改革のコンセプト

○生徒の着実な英語力向上を目指し、国及び県で明確な達成目標（ＧＯＡＬ）を設定

○その達成状況を毎年公表して、計画的に改善を推進

第2期教育振興基本計画中の成果目標
※中学卒業段階に英検３級程度以上　５０％
※高校卒業段階に英検準２級～２級程度以上　５０％

① 生徒の英語力に係る国の目標を踏まえた**都道府県ごとの目標設定・公表**(2015年度末を目途)を要請
→　都道府県ごとに、目標を達成するための「英語教育改善プラン」を策定・フォローアップ・改善のサイクルを構築

② **「英語教育実施状況調査」**に基づく**都道府県別の生徒の英語力の結果の公表**を２０１６年度から実施

③ 国が新たに行う、より客観的な生徒の英語力調査による把握・分析
→　国として義務教育段階の**中学生の英語４技能を測定する「全国的な学力調査」**を検討・実施
各学校における指導改善を促すとともに、国及び都道府県が全体として英語教育を改善し、生徒の英語力向上を図るためのＰＤＣＡサイクルを構築
※「高大接続改革実行プラン」(27年１月)に基づき「高等学校基礎学力テスト(仮称)」「大学入学希望者評価テスト(仮称)」において英語について検討

④ 英語力評価及び入学者選抜における英語４技能を測定する民間の資格・検定試験の活用を、引き続き促進

小・中・高を通じた改革のための取組

国の目標　GOAL２０２０　～次期学習指導要領を見据えた5年間の取組～

○４技能を重視した授業・入試改革
・学習指導要領の周知徹底・改善指導、及び次期学習指導要領改訂を通して、英語４技能によるコミュニケーション能力を確実に養う
・高大接続改革実行プランに基づく高校教育や入試の一体的な改革による英語４技能の重視
中３、高３生の英語力のフィージビリティ調査

○教員の英語力・指導力向上等
・小・中・高校の英語を担当する全教員の研修を実施　（「英語教育推進リーダー」の養成）
・先行実施のための研修用教材等の開発・提供
・モジュール指導用ＩＣＴ教材開発・整備
・４技能を重視した採用の改善充実
・ＡＬＴ等の外部人材の積極的活用
・養成の改善（大学の教職課程におけるコアカリキュラム開発・改善）
・民間の資格・検定試験を活用し、県ごとの教員の英語力の達成状況を定期的に検証

外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠（CEFR）について

○ CEFR （Common European Framework of Reference for Languages: Learning, teaching, assessment） は， 語学シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集、外国語運用能力の評価のために、透明性が高く、分かりやすい、包括的な基盤を提供するものとして、２０年以上にわたる研究を経て策定された。欧州域内外で使われている。

○ 欧州域内では、国により，CEFRの「共通参照レベル」が，初等教育，中等教育を通じた目標として適用されたり，欧州域内の言語能力に関する調査を実施するにあたって用いられたりするなどしている。

熟練した言語使用者	**C2**	聞いたり読んだりした、ほぼ全てのものを容易に理解することができる。 いろいろな話し言葉や書き言葉から得た情報をまとめ、根拠も論点も一貫した方法で再構築できる。 自然に、流暢かつ正確に自己表現ができる。
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長い文章を理解して、含意を把握できる。 言葉を探しているという印象を与えずに、流暢に、また自然に自己表現ができる。 社会生活を営むため、また学問上や職業上の目的で、言葉を柔軟かつ効果的に用いることができる。 複雑な話題について明確で、しっかりとした構成の、詳細な文章を作ることができる。
自立した言語使用者	**B2**	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、抽象的な話題でも具体的な話題でも、複雑な文章の主要な内容を理解できる。 母語話者とはお互いに緊張しないで普通にやり取りができるくらい流暢かつ自然である。 幅広い話題について、明確で詳細な文章を作ることができる。
	B1	仕事、学校、娯楽などで普段出会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば、主要な点を理解できる。 その言葉が話されている地域にいるときに起こりそうな、たいていの事態に対処することができる。 身近な話題や個人的に関心のある話題について、筋の通った簡単な文章を作ることができる。
基礎段階の言語使用者	**A2**	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、地元の地理、仕事など、直接的関係がある領域に関しては、文やよく使われる表現が理解できる。 簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄について、単純で直接的な情報交換に応じることができる。
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることができる。自分や他人を紹介することができ、住んでいるところや、誰と知り合いであるか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりすることができる。 もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助けが得られるならば、簡単なやり取りをすることができる。

（出典） ブリティッシュ・カウンシル、ケンブリッジ大学英語検定機構

（6）学習評価

学習評価に関する基本的な考え方

平成29年7月18日教育課程部会「資料5－2」より抜粋

学習評価に関する基本的な考え方

「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（平成22年3月教育課程部会報告）より

○学習評価は，**学校における教育活動に関し，子どもたちの学習状況を評価するもの**である。

○各教科については，**学習状況を分析的にとらえる観点別学習状況の評価**と**総括的にとらえる評定**とを，学習指導要領に定める**目標に準拠した評価**として実施することが明確にされている。

○学習評価を行うに当たっては，**子どもたち一人一人に学習指導要領の内容が確実に定着するよう，学習指導の改善につなげていくこと**が重要である。

現行学習指導要領に係る、学習評価の改善に関する基本的な考え方

「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成22年5月初等中等教育局長通知）より

○学習評価を通じて，**学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図る**こと

○学校における教育活動を**組織として改善すること**が重要であること。

○その上で，新しい学習指導要領の下における学習評価の改善を図っていくためには以下の基本的な考え方に沿って学習評価を行うことが必要であること。

① きめの細かな指導の充実や児童生徒一人一人の学習の確実な定着を図るため，学習指導要領に示す目標に照らしてその実現状況を評価する，**目標に準拠した評価**を引き続き着実に実施すること。
② 新しい学習指導要領の趣旨や改善事項等を学習評価において適切に反映すること。
③ **学校や設置者の創意工夫**を一層生かすこと。

観点別学習状況の評価について

平成29年7月18日教育課程部会「資料5－2」より抜粋

○ 学習評価には，児童生徒の学習状況を検証し，結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。

○ 各教科においては，学習指導要領等の目標に照らして設定した観点ごとに学習状況の評価と評定を行う「目標に準拠した評価」として実施。

⇒きめの細かい学習指導の充実と児童生徒一人一人の学習内容の確実な定着を目指す。

学力の3つの要素と評価の観点との整理

【現行】

学習評価の４観点

- 関心・意欲・態度
- 思考・判断・表現
- 技能
- 知識・理解

【以下の3観点に沿った整理を検討】

学力の３要素
（学校教育法）
（学習指導要領）

- 知識及び技能
- 思考力・判断力・表現力等
- 主体的に学習に取り組む態度

学習指導と学習評価のPDCAサイクル

○ 学習評価を通じて，学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること，学校における教育活動を組織として改善することが重要。

指導と評価の一体化

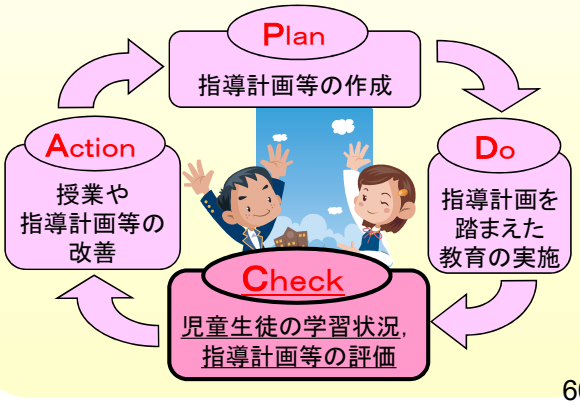

目標に準拠した評価について

平成28年1月18日総則・評価特別部会「資料6－2」より抜粋

「目標に準拠した評価」について

目標に準拠した評価

・学習指導要領に示す目標に照らしてその実現の状況を見る評価。
・平成12年要録通知以降は、観点別学習状況の評価と評定の両方を、目標に準拠した評価として実施。
・絶対評価とも言われてきた。
※H22年教育課程部会まとめ以降、絶対評価という表現は使用していない。

集団に準拠した評価

・学級又は学年における位置づけを見る評価。
・相対評価とも言われる。
・昭和46年通知から平成12年通知以前は、集団に準拠した評価を行いつつ、各段階の人数を固定化しないよう求めていた。（絶対評価を加味した相対評価）
・平成12年通知以降は、目標に準拠した評価に改められたが、必要に応じて「総合所見及び指導上参考となる諸事項」欄に集団の中での相対的な位置付けについて記載することができることとしている。

個人内評価

・観点別学習状況の評価や評定には示しきれない子どもたち一人一人のよい点や可能性，進歩の状況について評価するもの。指導要録では、「総合所見及び指導上参考となる諸事項」において示される。

○集団に準拠した評価から目標に準拠した評価に改めた理由
「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」（平成12年12月教育課程審議会答申）より

・新しい学習指導要領に示された基礎的・基本的な内容の確実な習得を図る観点から**学習指導要領に示した内容を確実に習得したかどうかの評価を一層徹底するため**
・児童生徒一人一人の進歩の状況や教科の目標の実現状況を的確に把握し、**学習指導の改善**に生かすため
・各学校段階において、児童生徒がその学校段階の目標を実現しているかどうかを評価することにより**上級の学校段階の教育との円滑な接続**に資するため
・新しい学習指導要領では、習熟の程度に応じた指導など、**個に応じた指導**を一層重視しており、学習集団の編成も多様となることが考えられるため
・少子化等により、**学年、学級の児童生徒数が減少**する中で、評価の客観性や信頼性を確保するため

中央教育審議会答申（抜粋）

平成29年10月16日教育課程部会　児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ「資料2」より抜粋

「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成28年12月21日）

評価の三つの観点

○　現在、各教科について、学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」　と、総括的に捉える「評定」とを、学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施することが明確にされている。評価の観点については、従来の４観点の枠組みを踏まえつつ、学校教育法第３０条第２項 が定める学校教育において重視すべき三要素（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「主体的に学習に取り組む態度」）を踏まえて再整理され、現在、「知識・理解」「技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」の四つの観点が設定されているところである。

○　今回の改訂においては、全ての教科等において、教育目標や内容を、資質・能力の三つの柱に基づき再整理することとしている。これは、資質・能力の育成を目指して「目標に準拠した評価」を実質化するための取組でもある。

○　今後、小・中学校を中心に定着してきたこれまでの学習評価の成果を踏まえつつ、目標に準拠した評価を更に進めていくため、こうした教育目標や内容の再整理を踏まえて、観点別評価については、目標に準拠した評価の実質化や、教科・校種を超えた共通理解に基づく組織的な取組を促す観点から、小・中・高等学校の各教科を通じて 、「知識　・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の３観点に整理することとし、指導要録の様式を改善することが必要である。

○　その際、「学びに向かう力・人間性等」に示された資質・能力には、感性や思いやりなど幅広いものが含まれるが、これらは観点別学習状況の評価になじむものではないことから、評価の観点としては学校教育法に示された「主体的に学習に取り組む態度」として設定し、感性や思いやり等については観点別学習状況の評価の対象外とする必要がある。

○　すなわち、「主体的に学習に取り組む態度」と、資質・能力の柱である「学びに向かう力・人間性」の関係については、「学びに向かう力・人間性」には①「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、②観点別評価や評定にはなじまず、こうした評価では示しきれないことから個人内評価（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があることに留意する必要がある。

○　これらの観点については、毎回の授業で全てを見取るのではなく、単元や題材を通じたまとまりの中で、学習・指導内容と評価の場面を適切に組み立てていくことが重要である。

○　なお、観点別学習状況の評価には十分示しきれない、児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況等については、日々の教育活動や総合所見等を通じて積極的に子供に伝えることが重要である。

評価に当たっての留意点等

○　「目標に準拠した評価」の趣旨からは、評価の観点については、学習指導要領における各教科等の指導内容が資質・能力を基に構造的に整理されることにより明確化される。今般、中央教育審議会においては、第３章２．（４）において述べたように、学習評価について学習指導要領の改訂を終えた後に検討するのではなく、本答申において、学習指導要領等の在り方と一体として考え方をまとめることとした。指導要録の改善・充実や多様な評価の充実・普及など、今後の専門的な検討については、本答申の考え方を前提として、それを実現するためのものとして行われることが求められる。

○　学習指導要領改訂を受けて作成される、学習評価の工夫改善に関する参考資料についても、詳細な基準ではなく、資質・能力を基に再整理された学習指導要領を手掛かりに、教員が評価規準を作成し見取っていくために必要な手順を示すものとなることが望ましい。そうした参考資料の中で、各教科等における学びの過程と評価の場面との関係性も明確にできるよう工夫することや、複数の観点を一体的に見取ることも考えられることなどが示されることが求められる。

○　評価の観点のうち「主体的に学習に取り組む態度」については、学習前の診断的評価のみで判断したり、挙手の回数やノートの取り方などの形式的な活動で評価したりするものではない。子供たちが自ら学習の目標を持ち、進め方を見直しながら学習を進め、その過程を評価して新たな学習につなげるといった、学習に関する自己調整を行いながら、粘り強く知識・技能を獲得したり思考・判断・表現しようとしたりしているかどうかという、意思的な側面を捉えて評価することが求められる。

学習評価に関する規定等

平成29年7月18日教育課程部会「資料5－2」より抜粋（新学習指導要領（小学校・中学校））

○学校教育法施行規則（抄）

第二十四条　校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第三十一条 に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。
第五十七条　小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たつては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

○小学校学習指導要領　第1章　総則　（抄）　（中学校も同様の規定）

平成29年3月31日文部科学省告示

第3　教育課程の実施と学習評価
2　学習評価の充実
学習評価の実施に当たっては，次の事項に配慮するものとする。
（1）児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し，学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また，各教科等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から，単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して，学習の過程や成果を評価し，指導の改善や学習意欲の向上を図り，資質・能力の育成に生かすようにすること。
（2）創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう，組織的かつ計画的な取組を推進するとともに，学年や学校段階を越えて児童の学習の成果が円滑に接続されるように工夫すること。

○小学校学習指導要領解説　総則編　（抄）　（中学校も同様の規定）

平成29年6月21日公表

評価に当たっては，いわゆる評価のための評価に終わることなく，教師が児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し，児童が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで，自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるように，評価を行うことが大切である。
実際の評価においては，各教科等の目標の実現に向けた学習の状況を把握するために，指導内容や児童の特性に応じて，単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫し，学習の過程の適切な場面で評価を行う必要がある。その際には，学習の成果だけでなく，学習の過程を一層重視することが大切である。特に，他者との比較ではなく児童一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面，進歩の様子などを把握し，学年や学期にわたって児童がどれだけ成長したかという視点を大切にすることも重要である。

学習評価に関する規定等

平成28年1月18日総則・評価特別部会「資料6－2」より抜粋（現行学習指導要領（小学校・中学校・高等学校））

○学校教育法施行規則（抄）

第二十四条　校長は、その学校に在学する児童等の指導要録（学校教育法施行令第三十一条 に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。
第五十七条　小学校において、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たつては、児童の平素の成績を評価して、これを定めなければならない。

○小学校学習指導要領　第1章　総則　（抄）　（中学校、高等学校も同様の規定）

第4　指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
2．以上のほか，次の事項に配慮するものとする。
（11）**児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに，指導の過程や成果を評価し，指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること。**

○小学校学習指導要領解説　総則編　（抄）

基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに，これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育成するための指導を行うためには，評価の在り方が大切である。いわゆる評価のための評価に終わることなく，児童一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視することによって，教師が自らの指導を振り返り，指導の改善に生かしていくことが特に大切である。
評価に当たっては，児童の実態に応じた多様な学習を促すことを通して，主体的な学習の仕方が身に付くように配慮するとともに，児童の学習意欲を喚起するようにすることが大切である。その際には，学習の成果だけでなく，学習の過程を一層重視する必要がある。特に，他者との比較ではなく児童一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面，進歩の様子などを把握し，学年や学期にわたって児童がどれだけ成長したかという視点を大切にすることが重要である。また，児童が自らの学習過程を振り返り，新たな自分の目標や課題をもって学習を進めていけるような評価を行うことが大切である。
評価については，指導内容や児童の特性に応じて，評価の場面や方法を工夫する必要がある。学習の過程の適切な場面で評価を行うことや，教師による評価とともに，児童による相互評価や自己評価などを工夫することも大切である。特に，相互評価や自己評価は，児童自身の学習意欲の向上にもつながるとの観点から重視する必要がある。

学習指導要領の改訂とそれに伴う指導要録等の評価の在り方の変遷

平成29年7月18日教育課程部会「資料5－2」より抜粋

・国においては、各学校や設置者の参考となるよう、学習指導要領の改訂ごとに、その趣旨を反映した学習評価の基本的な考え方を示すとともに、指導要録に記載する事項等を提示してきた。

・昭和52年・53年学習指導要領改訂に対応した指導要録から、目標の達成状況を観点ごとに評価する観点別評価を導入。

・評定については、平成10年・11年改訂に対応した指導要録から、それまでの「集団に準拠した評価」（いわゆる相対評価）から段階を経て「目標に準拠した評価」を行うこととなっている。

	学習指導要領	指導要録における各教科の学習の記録（小学校，中学校）			評価規準
昭和43～45年改訂	**教育内容の一層の向上（「教育内容の現代化」）** **時代の進展に対応した教育内容の導入** （学習指導要領実施）小：昭46年度，中：昭47年度，高：昭和48年度 （要録通知）小中：昭46年2月，高：昭48年2月	**評定** ・学習指導要領に定める目標に照らして，学級又は学年における位置づけを評価 ・各段階ごとに一定の比率を定めて，機械的に割り振ることのないよう留意	**所見** ・学習において認められた特徴を，他の児童生徒との比較ではなく，その児童生徒自身について記録 ・観点について，各教科の指導の結果に基づいて評価	**備考** ・教科の学習について特記すべき事項がある場合に記入	
昭和52～53年改訂	**ゆとりある充実した学校生活の実現（「学習負担の適性化」）** **各教科等の目標・内容を中核的事項にしぼる** （学習指導要領実施）小：昭55年度，中：昭56年度，高：昭57年度 （要録通知）小中：昭55年2月，高：昭56年12月	**評定** ・学習指導要領に定める目標に照らして，学級又は学年における位置づけを評価 ・各段階ごとに一定の比率を定めて，機械的に割り振ることのないよう留意	**観点別学習状況** ・学習指導要領に定める**目標の達成状況を観点ごとに評価** ・各教科に共通する観点として「関心・態度」が追加	**所見** ・教科の学習について総合的にみた場合の児童の特徴や指導上留意すべき事項を記入	

67

平成元年改訂	**社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成** **生活科の新設，道徳教育の充実** （学習指導要領実施）小：平4年度，中：平5年度，高：平6年度 （要録通知）小中：平3年3月，高：平5年7月	**観点別学習状況** ・**学習指導要領に定める目標に照らして，その実現状況を観点ごとに評価** ・観点の順序の入れ替え（「関心・意欲・態度」が最初）	**評定** ・学習指導要領に定める目標に照らして，学級又は学年における位置づけを評価 ・各段階ごとに一定の比率を定めて，機械的に割り振ることのないよう留意	**所見** ・教科の学習について総合的にみた場合の児童の特徴及び指導上留意すべき事項を記入。その際，児童生徒の長所を取り上げることが基本となるよう留意	
平成10～11年改訂	**基礎・基本を確実に身に付けさせ，自ら学び考える力などの「生きる力」の育成** **教育内容の厳選，総合的な学習の時間の新設** （学習指導要領実施）小：平14年度，中：平14年度，高：平15年度 （要録通知）小中高：平13年2月	**観点別学習状況** ・学習指導要領に定める目標に照らして，その実現状況を観点ごとに評価	**評定** ・**学習指導要領に定める目標に照らして，その実現状況を総括的に評価**	**総合所見及び指導上参考となる諸事項** ・児童生徒の状況を総合的にとらえる。その際，児童生徒の優れている点や長所，進歩の状況などを取り上げることを基本となるよう留意 ・**学級・学年など集団の中での相対的な位置づけに関する情報も必要に応じ記入**	国立教育政策研究所による評価規準の例示
平成20～21年改訂（現行）	**「生きる力」の育成，基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランス** **授業時数の増、指導内容の充実、言語活動、小学校外国語活動の新設** （学習指導要領実施）小：平23年度，中：平24年度，高：平25年度 （要録通知）小中高：平22年5月	**観点別学習状況** ・学習指導要領に定める目標に照らして，その実現状況を観点ごとに評価	**評定** ・学習指導要領に定める目標に照らして，その実現状況を総括的に評価	**総合所見及び指導上参考となる諸事項** ・児童生徒の状況を総合的にとらえる。その際，児童生徒の優れている点や長所，進歩の状況などを取り上げることを基本となるよう留意 ・学級・学年など集団の中での相対的な位置づけに関する情報も必要に応じ記入	国立教育政策研究所による評価規準の例示

（※）高等学校においては、小・中学校と同様に観点等を踏まえながら評価を行うことを通知で示しているが、高等学校生徒指導要録の様式例上は、観点別学習状況を記録する欄は示していない。

指導要録について

平成29年7月18日教育課程部会「資料5－2」より抜粋

○在学する児童生徒の学習の記録として作成するもの。

○「学籍に関する記録」と「指導に関する記録」からなる。

○「指導に関する記録」としては、
- ・行動の記録（小中のみ）
- ・教科・科目の学習の記録
  - →観点別評価（小中のみ）、取得単位数（高校のみ）、評定（小3以上及び中高）
- ・総合的な学習の時間、特別活動の記録
- ・総合所見及び指導上参考となる諸事項　などを記載。

○進学の際には、写しを進学先に送付する。

○指導要録の保存年限は、指導に関する事項は5年。学籍に関する事項は20年。

○学校教育法施行規則（抄）

第二十四条　校長は、その学校に在学する<u>児童等の指導要録</u>（学校教育法施行令第三十一条 に規定する児童等の学習及び健康の状況を記録した書類の原本をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

2 校長は、児童等が進学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の抄本又は写しを作成し、これを進学先の校長に送付しなければならない。

3 校長は、児童等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童等の指導要録の写しを作成し、その写し（転学してきた児童等については転学により送付を受けた指導要録（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）第八条 に規定する園児の学習及び健康の状況を記録した書類の原本を含む。）の写しを含む。）及び前項の抄本又は写しを転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。

小学校児童指導要録（参考様式）

様式1（学籍に関する記録）

学籍に関する記録

区分＼学年	1	2	3	4	5	6
学級						
整理番号						

学籍の記録				
児童	ふりがな		性別	入学・編入学等	平成　年　月　日 第1学年入学 第　学年編入学
	氏名				
	生年月日	平成　年　月　日生		転入学	平成　年　月　日 第　学年転入学
	現住所				
保護者	ふりがな			転学・退学等	（平成　年　月　日） 平成　年　月　日
	氏名				
	現住所			卒業	平成　年　月　日
入学前の経歴				進学先	
学校名及び所在地（分校名・所在地等）					

年度	平成　年度	平成　年度	平成　年度
区分＼学年	1	2	3
校長氏名印			
学級担任者氏名印			
年度	平成　年度	平成　年度	平成　年度
区分＼学年	4	5	6
校長氏名印			
学級担任者氏名印			

様式2（指導に関する記録）

児童氏名	学校名	区分＼学年	1	2	3	4	5	6
		学級						
		整理番号						

児童氏名

各教科の学習の記録

Ⅰ　観点別学習状況

教科	観点＼学年	1	2	3	4	5	6
国語	国語への関心・意欲・態度						
	話す・聞く能力						
	書く能力						
	読む能力						
	言語についての知識・理解・技能						
社会	社会的事象への関心・意欲・態度						
	社会的な思考・判断・表現						
	観察・資料活用の技能						
	社会的事象についての知識・理解						
算数	算数への関心・						
	数学的な考え方						
	数量や図形についての技能						
	数量や図形についての知識・理解						
理科	自然事象への関心・意欲・態度						
	科学的な思考・表現						
	観察・実験の技能						
	自然事象についての知識・理解						
生活	生活への関心・意欲・態度						
	活動や体験についての思考・表現						
	身近な環境や自分についての気付き						
音楽	音楽への関心・意欲・態度						
	音楽表現の創意工夫						
	音楽表現の技能						
	鑑賞の能力						
図画工作	造形への関心・意欲・態度						
	発想や構想の能力						
	創造的な技能						
	鑑賞の能力						
家庭	家庭生活への関心・意欲・態度						
	生活を創意工夫する能力						
	生活の技能						
	家庭生活についての知識・理解						
体育	運動や健康・安全への関心・意欲・態度						
	運動や健康・安全についての思考・判断						
	運動の技能						
	健康・安全についての知識・理解						

観点別学習状況

Ⅱ　評定

学年＼教科	国語	社会	算数	理科	音楽	図画工作	家庭	体育
3								
4								
5								
6								

評定

特別の教科　道徳

学年	学習状況及び道徳性に係る成長の様子
1	
2	
3	
4	
5	
6	

特別の教科　道徳（文章記述）

外国語活動の記録

観点＼学年	5	6
コミュニケーションへの関心・意欲・態度		
外国語への慣れ親しみ		
言語や文化に関する気付き		

外国語活動の記録（文章記述）

総合的な学習の時間の記録

学年	学習活動	観点	評価
3			
4			
5			
6			

総合的な学習の時間の記録（文章記述）

特別活動の記録

内容＼観点＼学年	1	2	3	4	5	6
学級活動						
児童会活動						
クラブ活動						
学校行事						

特別活動の記録
趣旨に照らして十分に満足できる状況にある場合には○をつける

行動の記録

項目＼学年	1	2	3	4	5	6	項目＼学年	1	2	3	4	5	6
基本的な生活習慣							思いやり・協力						
健康・体力の向上							生命尊重・自然愛護						
自主・自律							勤労・奉仕						
責任感							公正・公平						
創意工夫							公共心・公徳心						

行動の記録
趣旨に照らして十分に満足できる状況にある場合には○をつける

総合所見及び指導上参考となる諸事項

第1学年		第4学年	
第2学年		第5学年	
第3学年		第6学年	

総合所見及び指導上参考となる諸事項

出欠の記録

区分＼学年	授業日数	出席停止・忌引等の日数	出席しなければならない日数	欠席日数	出席日数	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						

出欠の記録

評価の観点、評価規準の例示について

・学校教育法に規定する各学校段階別の目標に基づき、学習指導要領において各教科別の目標と各学年別の目標を規定。
・評価の観点は、教育課程部会報告に基づく通知において、教科別の評価の観点と趣旨、各教科の学年別の評価の観点を示している。
・各学校の評価規準設定に資するため、内容のまとまりごとの設定例、単元（題材）ごとの評価規準の設定例は、国立教育政策研究所の参考資料により示している。

学校教育法

各学校段階別の目標、学力の三要素

小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。
生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必 要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

学習指導要領（告示）

各教科別の目標

学年別の目標

例）小学校　算数
算数的活動を通して，数量や図形についての基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け，日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考え，表現する能力を育てるとともに，算数的活動の楽しさや数理的な処理のよさに気付き，進んで生活や学習に活用しようとする態度を育てる。
＜第2学年＞
（1） 具体物を用いた活動などを通して，数についての感覚を豊かにする。数の意味や表し方についての理解を深めるとともに，加法及び減法についての理解を深め，用いることができるようにする。また，乗法の意味について理解し，その計算の仕方を考え，用いることができるようにする。
（2） 具体物を用いた活動などを通して，長さや体積などの単位と測定について理解できるようにし，量の大きさについての感覚を豊かにする。
（3） 具体物を用いた活動などを通して，三角形や四角形などの図形について理解できるようにし，図形についての感覚を豊かにする。
（4） 具体物を用いた活動などを通して，数量やその関係を言葉，数，式，図，表，グラフなどに表したり読み取ったりすることができるようにする。

指導要録の改善に関する通知

各教科の評価の観点と趣旨

学年別の評価の観点の趣旨

【例】算数の評価の観点と趣旨

観点	算数への関心・意欲・態度	数学的な考え方	数量や図形についての技能	数量や図形についての知識・理解
趣旨	数理的な事象に関心をもつとともに，算数的活動の楽しさや数理的な処理のよさに気付き，進んで生活や学習に活用しようとする。	日常の事象を数理的にとらえ，見通しをもち筋道立てて考え表現したり，そのことから考えを深めたりするなど，数学的な考え方の基礎を身に付けている。	数量や図形についての数学的な表現や処理にかかわる技能を身に付けている。	数量や図形についての豊かな感覚をもち，それらの意味や性質などについて理解している。

【例】算数の第2学年における評価の観点の趣旨

趣旨	数量や図形に親しみをもち，それらについて様々な経験をもとうとするとともに，知識や技能などを進んで用いようとする。	数量や図形についての基礎的・基本的な知識及び技能の習得や活用を通して，数理的な処理に親しみ，考え表現したり工夫したりしている	整数の計算をしたり，長さや体積などを測定したり，図形を構成したり，数量の関係などを表したり読み取ったりするなどの技能を身に付けている。	数量や図形についての感覚を豊かにするとともに，整数の意味と表し方，整数の計算の意味，長さや体積などの単位と測定の意味，図形の意味及び数量の関係などについて理解している。

評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料（国立教育政策研究所）

内容のまとまり※ごとの評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例

単元（題材）ごとの評価規準設定例（一部を例示）

【例】算数の第2学年における「D数量関係」（うち「乗法」関係部分）に関する評価規準の設定例

	乗法の式に表したり、式を読み取ったりすることに関心をもち、いろいろな場面を式に表そうとしている	乗法が用いられる場面を、具体物や図などを用いて考え、式に表している。 乗法の式を、具体的な場面に結びつけて捉えている	乗法が用いられる場面を式に表したり、式を読み取ったりすることができる	式に表したり、式を読み取ったりすることを通して、乗法が用いられる場面の数量の関係について理解している

内容のまとまり：例）国語：「A話すこと・聞くこと」「B書くこと」「C読むこと」の各領域、社会：内容（1）（2）…の大項目、算数「A数と計算」「B量と測定」「C図形」「D数量関係」の各領域　など、各教科の各領域・大項目等。

※平成23年度から実施されている現行小学校学習指導要領に基づき国立教育政策研究所が参考資料として示しているものである。

評価規準について

平成28年1月18日総則・評価特別部会「資料6－2」より抜粋

「評価規準の作成，評価方法等の工夫改善のための参考資料」国立教育政策研究所

〇各学校における評価規準の作成に活用できるようにするため、国立教育政策研究所が作成。（H12要録通知以降）
〇各校種・各教科ごとに、学習評価の基本的な考え方、評価規準の設定例、具体的な評価方法等について示している。
〇学教科の内容のまとまりごとに評価の評価規準の設定例を示したり、いくつかの単元・題材ごとの指導案と評価規準の設定例などを例示。

「評価規準の作成、評価方法等の工夫改善のための参考資料」の構成（小・中の例）

第1編　総説
第1章　学習評価の在り方について
1　新学習指導要領の趣旨を反映した学習評価の基本的な考え方
2　新学習指導要領の下での指導要録における観点別学習状況、評定、特別活動及び外国語活動の記録

第2章　評価規準の設定等について（第2編関係）
1　評価規準の設定について
2　資料の構成等について

第3章　評価方法の工夫改善について（第3編関係）
1　評価方法の工夫改善について
2　評価時期等のクフについて
3　各学校における指導と評価の工夫改善について
4　第3編の資料で紹介する評価方法等の事例の特徴

第2編　評価規準に盛り込むべき事項等
第1　教科目標、評価の観点及びその趣旨等
第2　内容のまとまりごとの評価規準に盛り込むべき事項及び評価規準の設定例

第3編　評価に関する事例
1　評価規準の設定について
2　各事例のポイント

（例）小学校算数
第２学年　「D　数量関係」の評価規準設定例

評価の観点

算数への関心・意欲・態度	数学的な考え方	数量や図形についての技能	数量や図形についての知識・理解
加法と減法の相互関係に関心を持ち、加法と減法の場面を式に表そうとしている	加法と減法の相互関係について説明することを、図を基に考えている。	加法と減法の相互関係を用いて、加法の式を減法の式に直したり、減法の式を加法の式に直したりすることができる。	加法と減法は互いに逆の関係になっているなど、加法と減法の相互関係について理解している。
乗法の式に表したり、式を読み取ったりすることに関心をもち、いろいろな場面を式に表そうとしている	乗法が用いられる場面を、具体物や図などを用いて考え、式に表している。 乗法の式を、具体的な場面に結びつけて捉えている	乗法が用いられる場面を式に表したり、式を読み取ったりすることができる	式に表したり、式を読み取ったりすることを通して、乗法が用いられる場面の数量の関係について理解している
簡単な表やグラフを用いて表すと、それぞれの大きさが比べやすくなるというよさに気付いている	数量を分類整理する方法や、簡単な表やグラフを用いて表す方法を考えている。	身の回りにある数量を分類整理し、簡単な表やグラフを用いて表したり読み取ったりすることができる	簡単な式やグラフを用いて表したり、読み取ったりする仕方について理解している。

各観点、内容ごとの評価の規準

※平成23年度から実施されている現行小学校学習指導要領に基づき国立教育政策研究所が参考資料として示しているものである。

多様な評価方法の例

平成28年1月18日総則・評価特別部会「資料6－2」より抜粋

児童生徒の学びの深まりを把握するために、多様な評価方法の研究や取組が行われている。

「パフォーマンス評価」

知識やスキルを使いこなす（活用・応用・統合する）ことを求めるような評価方法。
論説文やレポート、展示物といった完成作品（プロダクト）や、スピーチやプレゼンテーション、協同での問題解決、実験の実施といった実演（狭義のパフォーマンス）を評価する。

「ルーブリック」

成功の度合いを示す数レベル程度の尺度と、
それぞれのレベルに対応するパフォーマンスの特徴を示した記述語（評価規準）からなる評価基準表。

尺度 項目	Ⅳ	Ⅲ	Ⅱ	Ⅰ
項目	・・・できる ・・・している	・・・できる ・・・している	・・・できる ・・・している	・・・できない ・・・していない

記述語　　ルーブリックのイメージ例

「ポートフォリオ評価」

児童生徒の学習の過程や成果などの記録や作品を計画的にファイル等に集積。
そのファイル等を活用して児童生徒の学習状況を把握するとともに、児童生徒や保護者等に対し、その成長の過程や到達点、今後の課題等を示す。

児童生徒の学習評価に関するワーキンググループ

平成29年7月18日
教育課程部会決定

1. 設置の目的

平成２８年１２月の中央教育審議会答申を踏まえ，平成２９年３月に小・中学校学習指導要領が，同年４月に特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が改訂された。また，今後，高等学校学習指導要領等の改訂も予定されている。今回の改訂を踏まえ，新しい学習指導要領の下での児童生徒の学習評価の在り方について検討を進める必要がある。

このため，教育課程部会の下に，児童生徒の学習評価に係る専門的な調査審議を行うためのワーキンググループを設置する。

2. 主な検討事項

(1) 児童生徒の学習評価の在り方に関する事項
(2) 指導要録の改善に関する事項
(3) 学習評価に関する参考資料の在り方に関する事項
(4) その他

3. 主な検討事項

ワーキンググループは，2. の主な検討事項に関する審議が終了したときに廃止する。

平成２９年７月１３日公表

「高校生のための学びの基礎診断」実施方針

【実施方針の公表に当たって】

「高等学校基礎学力テスト（仮称）」については，

・高大接続システム改革会議最終報告（平成２８年３月）（以下「最終報告」）

・高等学校基礎学力テスト（仮称）検討・準備グループの論点整理（平成２９年３月）（以下「論点整理」）

・「試行調査」の成果（平成２９年１月～３月実施）

等を踏まえ，名称を「高校生のための学びの基礎診断」とし，以下に掲げる方針で実施に向けた準備を進める。

１．基本的な考え方

高等学校教育の質の確保・向上のため，高校生の基礎学力の定着に向けたＰＤＣＡサイクル構築に向けた施策として，文部科学省において一定の要件に即して民間の試験等を認定するスキームを創設し，基礎学力の定着度合いについて公的な質保証がなされた多様な測定ツールの開発を促し，高等学校における活用を通じて，指導の工夫・充実，ＰＤＣＡサイクルの取組を促進することとする。

２．「高校生のための学びの基礎診断」の概要

（１）趣旨・目的

「義務教育段階の学習内容を含めた高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「それによる高校生の学習意欲の喚起」を図るため，高等学校における多様な学習成果を測定するツールの一つとして活用できるよう，文部科学省において一定の要件を示し，それに即して民間の試験等を認定する仕組みを創設する。

高等学校における多様な学習活動を念頭に，民間事業者等から高等学校の実態に応じて選択可能な多様な測定ツールが開発・提供され，その利活用が促進されることを目指す。

（２）活用

各高等学校又は設置者は，それぞれの判断により，当該校の教育目標や生徒の実

態等を踏まえて適切な測定ツールを選択して活用するものとする。なお，各高等学校又は設置者の判断により，多面的な評価の推進の観点から，認定された測定ツール以外のものを活用することを妨げるものではない。

（３）認定の枠組

①基準の設定及び審査方法の設計方針

基準の設定及び審査方法については，学校での利用しやすさの観点からの実施方法，学習指導要領との対応等の出題内容等，高等学校での利活用を念頭においた測定ツールとしての共通要件を確保しつつ，高等学校の多様なニーズを踏まえた民間の創意工夫が生かされるように設計する。

＜基準・条件等の設定の考え方の概略＞

◆実施方法

・学校での実施等，学校の実情に応じて利活用できる実施方法であること。

・学校にとって過度に負荷がかからず，安定的・継続的に実施できる方法であること。

◆出題内容・解答方式

・学習指導要領への対応等，制度の趣旨・目的に合致する出題であること。

◆結果表示・提供

・受検者の学習成果や課題について確認できる結果提供であること。

等

＜基準や審査方法の検討に際しての主な論点の例＞

・共通的に確保すべき基準と民間の創意工夫を生かしていく部分のバランス

・事前チェックと事後チェックのバランス

・質の確保と実施コスト（受検料負担）のバランス

・情報公開の在り方

等

②実施内容に関する取扱い

対象教科・科目や問題内容，解答方式，結果提供（表示），ＣＢＴの活用，実施回数・時期・場所，結果活用の在り方，受検料等の実施内容に関する取扱いについては，上記①の設計方針に基づき，「最終報告」や「論点整理」を基本として，関係者の意見や専門家の検討を踏まえ策定する。

＜「最終報告」及び「論点整理」において示された実施内容の概略＞

・円滑に導入する観点から，国数英で共通必履修科目を上限として開始。義務教育段階の内容を一部含める。

・知識・技能を問う問題を中心に，思考力・判断力・表現力を問う問題をバランス良く出題。難易度の異なる複数レベルの問題のセット。

・記述式の導入など多様な解答方式を採用。英語は４技能の測定を前提に検討。

・段階表示で結果を提供。指導の工夫・充実に資する情報提供。

・当面ＣＢＴは必須とはしない。検討・研究を継続。

・回数・時期，対象学年は学校が選択し，会場は学校実施を基本。

・受検料はできるだけ低廉な価格で。

等

③手続等

試験等を実施する民間事業者等からの申請に基づき，申請内容や申請対象となる試験等について確認を行い，基準に適合するものについて，「高校生のための学びの基礎診断」の一つとして認定する。

＜具体的な手続の概略＞

申請：試験等を実施する民間事業者等が，当該試験等について国が示す基準等に適合していることを示す書類等を申請書とともに提出する。

審査：国において，申請が形式要件を満たしているか，申請内容と審査対象となる試験等の内容に齟齬がないか等について確認する。申請内容の適格性を審査事項とし，例えば，問題一つ一つの突合審査等は行わない。

認定：確認の結果，申請内容に不備や事実と異なる点が見られなければ，当該試験等を「高校生のための学びの基礎診断」の測定ツールの一つとして認定し，文部科学省において認定ツール一覧に加えて公表する。（準則主義を採用）

点検：認定ツールの実施者に対し，毎年度事業概要の報告（実施校数，全体傾向，サンプル問題等）を求める。

取消：認定要件を満たさなくなった場合，申請内容に虚偽が見つかった場合等には，認定の取消しを行う。（事後チェックと認定取消の関係については要検討。）

（４）準備スケジュール

引き続き，平成２９年度に実施する試行調査の結果や高校・教育委員会等の関係者，民間事業者等の意見を考慮しつつ，「高校生のための学びの基礎診断」検討ワーキング・グループにおいて専門的な検討を加え，同年度中を目途に認定の基準等を策定し，平成３０年度中に認定制度の運用を開始することを目指す。

（５）その他

運用開始から３年経過後を目途に，実施状況について検証を行い，その結果に基づき，次期学習指導要領への対応等の必要な措置を講じることとする。

なお，「高校生のための学びの基礎診断」の結果の副次的な利用については，認定制度の着実な定着を図りながら，「最終報告」を踏まえ，高校生の学習意欲や進路実現への影響等に関するメリット及びデメリットを十分に吟味しながら，高等学校や大学等，企業をはじめとする関係者の意見も踏まえ，更に検討を行うこととする。

３．調査研究の推進

文部科学省においては，「高校生のための学びの基礎診断」の充実や高等学校における基礎学力定着の取組の充実に向けた調査研究を継続的に推進することとする。

「高校生のための学びの基礎診断」検討ワーキング・グループにおける
これまでの審議の経過

第１回　　平成２９年７月１２日
・「高校生のための学びの基礎診断」検討ワーキング・グループにおける検討の全体像について
・「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準の設定について

第２回　　平成２９年８月４日
・「高校生のための学びの基礎診断」に関する今後の展開について
・民間事業者の商品・サービス等に関するアンケート調査結果について
・平成２８年度試行調査の結果及び平成２９年度試行調査の方向性について
・「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準の設定について

第３回　　平成２９年９月１５日
・「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準及び手続きについて
・平成２９年度「高校生の基礎学力の定着に向けた学習改善のための調査研究事業」連絡協議会について

第４回　　平成２９年１０月２４日
・関係者ヒアリングについて
・「高校生のための学びの基礎診断」に係る民間事業者の意見等について
・「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準及び手続等について

第５回　　平成２９年１２月５日
・「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準及び手続等について
・「高校生のための学びの基礎診断」に関する試行調査・研究事業の公募結果について

第６回　　平成３０年２月８日
・「高校生のための学びの基礎診断」に係る意見について
・「高校生のための学びの基礎診断」の認定基準及び手続等について
・平成２９年度「高校生のための学びの基礎診断」に関する試行調査・研究事業の実施状況について

「高校生のための学びの基礎診断」検討ワーキング・グループ　名簿

○　荒瀬　克己　大谷大学文学部教授

岡本　和夫　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構理事

柴山　直　　東北大学大学院教育学研究科教授

清水　美憲　筑波大学大学院教育研究科長・教授

関根　郁夫　十文字学園女子大学特任教授

竹内　理　　関西大学外国語学部・学部長・教授

長塚　篤夫　順天中学・高等学校長

根岸　雅史　東京外国語大学大学院総合国際学研究院教授

藤森　裕治　信州大学学術研究院教育学系教授

前川　眞一　東京工業大学リベラルアーツ研究教育院教授

宮本　久也　東京都立西高等学校長

○　主査

計１１名
※５０音順・敬称略